

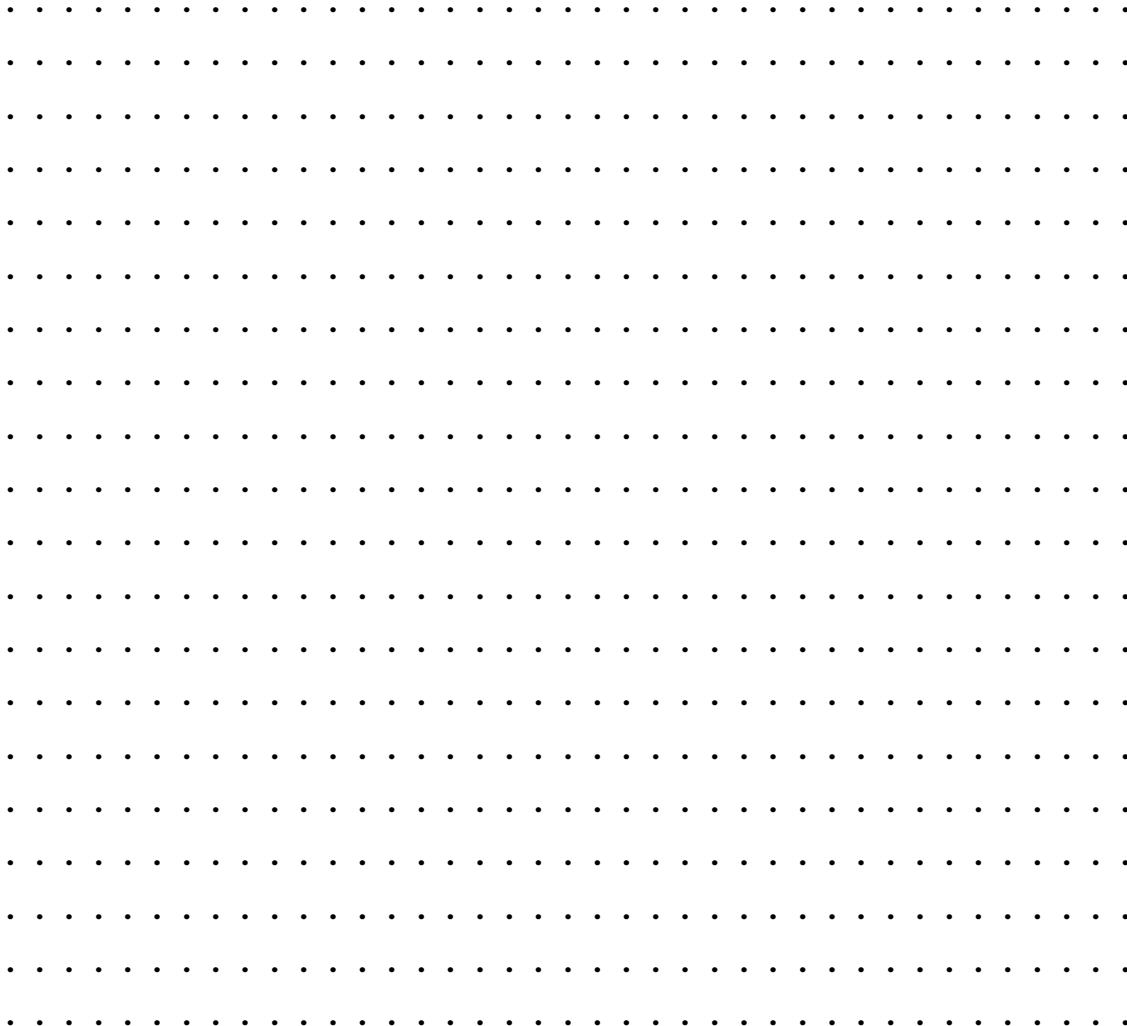
第3期
浦安市子ども・子育て支援
総合計画
(案)

令和6年11月7日現在

浦安市

「第3期浦安市子ども・子育て支援総合計画」の策定にあたって

最後に掲載



令和7年3月

浦安市長 内田 悅嗣

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の対象	4
4 計画の期間	5
5 計画の策定体制	5
6 計画の進行管理	7
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状等	8
1 全国的な動き	8
2 浦安市の現状	9
3 第2期計画の評価	24
4 第3期計画策定に向けて	28
第3章 計画の基本理念と施策の方向性	30
1 基本理念	30
2 施策の方向性	31
3 基本施策	32
4 基本施策と取組	33
第4章 子ども・子育て支援関連事業	34
1 子ども・子育て支援制度の全体像	34
2 子ども・子育て支援給付の概要	35
3 子ども・子育て支援事業計画における必須記載事項	40
4 子ども・子育て支援事業計画における任意記載事項	63
第5章 次世代育成支援対策関連事業	67
1 安心して産み育てられる環境づくり	67
2 幼児期の教育・保育の充実	70
3 次世代を担う子どもたちの教育、育成支援	71
4 すべての家庭が安心とゆとりを持てる子育て支援	74
5 地域で子どもを見守り大切にするまちづくり	79
第6章 子どもの貧困対策関連事業	82
1 教育の支援	84
2 生活の安定に向けた支援	86
3 就労の支援	87
4 経済的支援	87
用語説明	89

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

すべての子どもが健やかに生まれ育つためには、安心して妊娠・出産でき、子育てができる環境を整備することが大切です。

国においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本にした「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を制定し、平成27年（2015年）から子ども・子育て支援の充実を目的とした「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」の3つを柱とする「子ども・子育て支援新制度」を開始しました。また、次の世代の社会を担う子どもの健全な育成のための「次世代育成支援対策推進法」の有効期限を延長するなど、子ども・子育て支援法と併せて対策を強化してきました。

保育の待機児童解消を目指す「子育て安心プラン」（平成29年）や「新子育て安心プラン」（令和2年）、放課後児童対策の「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年）、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るための「幼児教育・保育の無償化」（令和元年）など、国の具体策は地方公共団体が計画的に実施することで展開されてきました。

その後、新型コロナウイルスの感染拡大を経て、令和5年のこども基本法の施行や内閣府の外局としてのこども家庭庁の設置など、わが国の子ども・子育て支援体制は大きく変化を遂げようとしています。

このような中、本市においては、令和元年（2019年）に浦安市総合計画（基本構想・基本計画）を策定し、将来都市像「人が輝き躍動するまち・浦安～すべての市民の幸せのために～」の実現に向けて取り組んでいます。浦安市の子どもや子育てに関わるすべての人が輝き、躍動するまちであり続けられるよう、「第2期浦安市子ども・子育て支援総合計画」の取組の成果を踏まえ、子どもの健やかな育ちと子育てを地域全体で支えていくための「第3期浦安市子ども・子育て支援総合計画」を策定します。

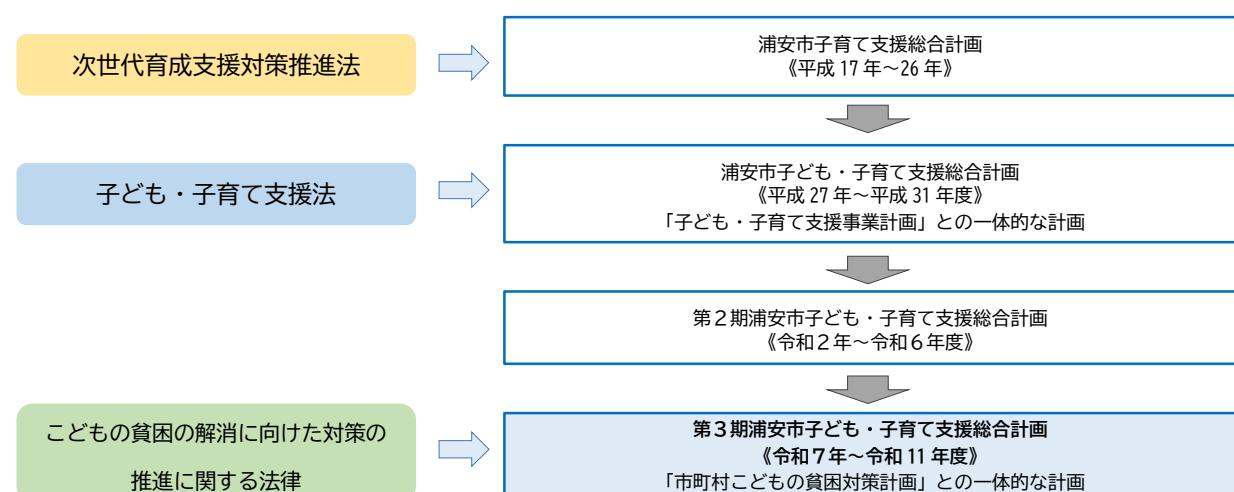
2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、同法第2条の基本理念を踏まえ、国が定める基本指針に即して策定するもので、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する事項を定めるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「市町村行動計画」としても位置付け、次世代育成支援対策の主要な事業を掲げます。

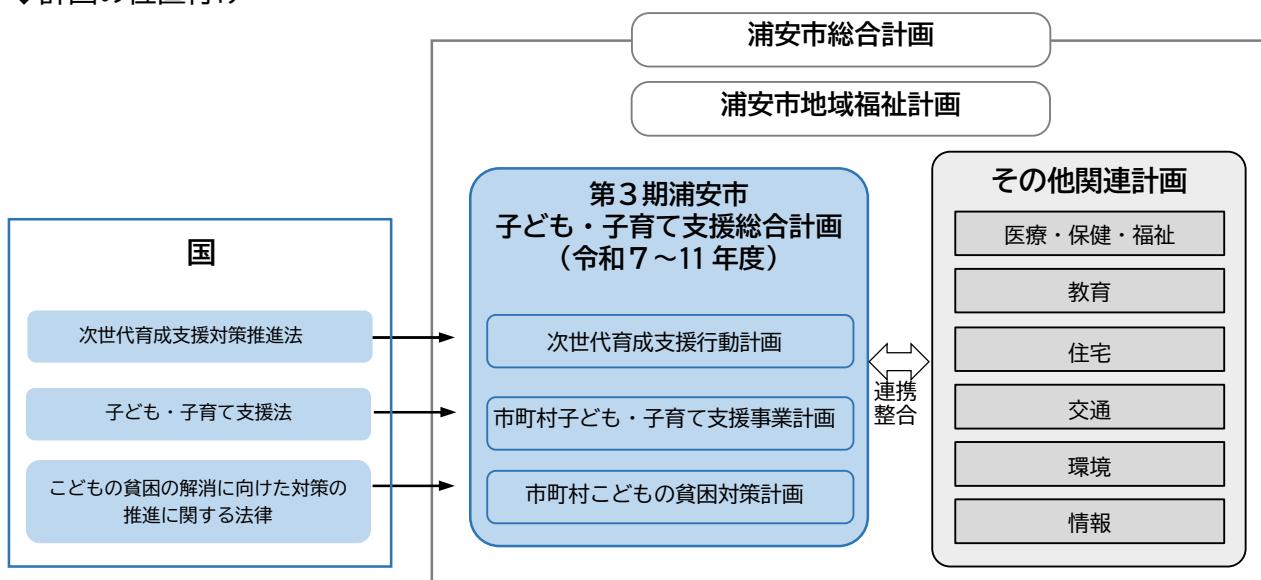
加えて、本計画は、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する「市町村における子どもの貧困対策についての計画」として位置付け、国及び都道府県が定める子どもの貧困対策に関する大綱を勘案して子どもの貧困対策を定め、施策を掲げます。

なお、本計画は、第2期浦安市子ども・子育て支援総合計画（令和2年度から令和6年度まで＝第2期）の理念を継承するものとし、本市の上位計画である「浦安市総合計画」や「浦安市地域福祉計画」、医療・保健・福祉・教育等の関連する個別計画と整合を図りながら、総合的に子育て支援を進める計画とします。

◆これまでの経緯



◆計画の位置付け「



◆根拠法の基本理念等

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

(基本理念)

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならぬ。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)

(基本理念)

第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）

（基本理念）

- 第3条　子どもの貧困の解消に向けた対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもの心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。
- 2　子どもの貧困の解消に向けた対策は、貧困により、子どもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題であることを踏まえ、子どもの現在の貧困を解消するとともに子どもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない。
- 3　子どもの貧困の解消に向けた対策は、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、貧困により、子どもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのない社会を実現することを旨として、子ども及びその家族の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。
- 4　子どもの貧困の解消に向けた対策は、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びその子どもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない。
- 5　子どもの貧困の解消に向けた対策は、子どもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、子どもの貧困に関する国民の理解を深めることを通じて、社会的な取組として推進されなければならない。
- 6　子どもの貧困の解消に向けた対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（都道府県計画等）

第10条

- 2　市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 計画の対象

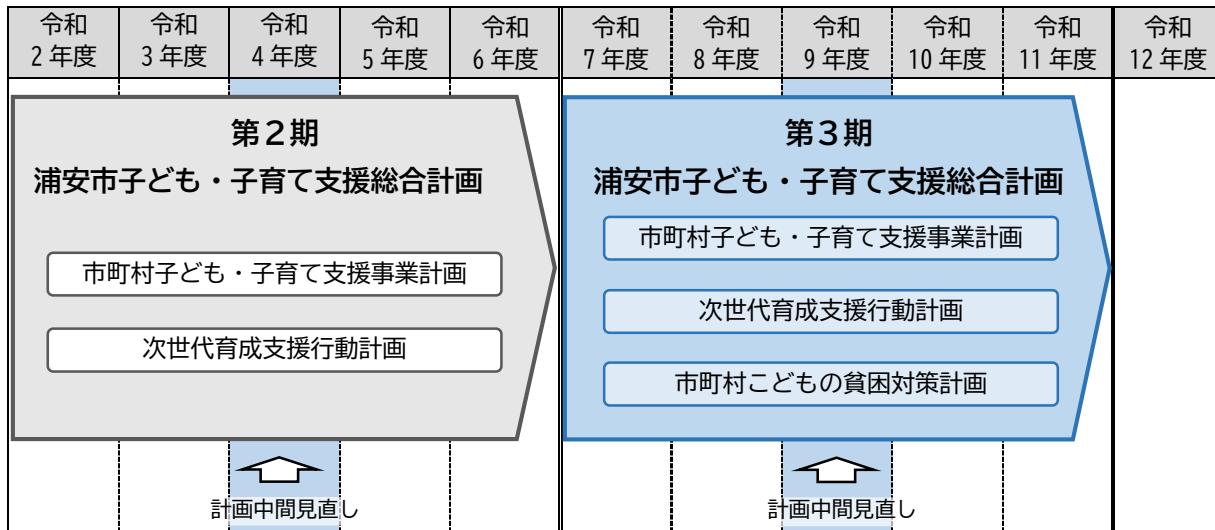
本計画は、すべての子ども、子育て家庭及びこれから出産や子育てを迎える家庭に加え、地域で子育てを支える方や事業者を対象とします。

「子ども」の定義は各法令や制度ごとに異なりますが、一般に心身の発達過程にある者と考えられています。

4 計画の期間

本計画は、令和7年度から11年度までの5年間を1期として策定します。

なお、毎年度、点検・評価を行うとともに、計画期間中であっても、中間年度を目安に本計画に定めた各事業の量の見込み等の見直しを実施するなど、実態に即した計画の推進を行います。



5 計画の策定体制

(1) 浦安市子ども・子育て支援総合計画の改定に向けた調査の実施

令和5年度に、市内在住の就学前児童及び就学児童の保護者を対象として（無作為抽出）、「浦安市子ども・子育て支援総合計画に関する基礎調査」を実施し、教育・保育、子育て支援事業の利用状況や今後の利用意向等を整理し、第2期計画の評価を行いました。

浦安市子ども・子育て支援総合計画に関する基礎調査

	対象者数	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者調査	住民基本台帳から抽出した就学前児童（0～6歳）の保護者	1,000 票	623 票	62.3%
就学児童保護者調査	住民基本台帳から抽出した小学校に通学する年齢の児童（1～6年生）の保護者	1,000 票	639 票	63.9%
母子健康手帳交付者（初妊婦）	初めて母子健康手帳を交付された妊婦	50 票	22 票	44.0%

※調査基準日：令和5年11月1日

実施方法：無作為抽出及び郵送による配布・回収

(2) 浦安市子ども・子育て支援総合計画策定等検討会の開催

子どもに関する部署だけではなく、福祉、環境や、都市政策・整備等に関する庁内各部署より構成される「浦安市子ども・子育て支援総合計画策定等検討会」において、幅広い視点をもとに検討・調整を行いました。

(3) 浦安市子ども・子育て会議の開催

学識経験者、子育て関係団体、事業者や公募市民などで構成する「浦安市子ども・子育て会議」において、計画の策定に関し必要な事項の協議・検討を行いました。

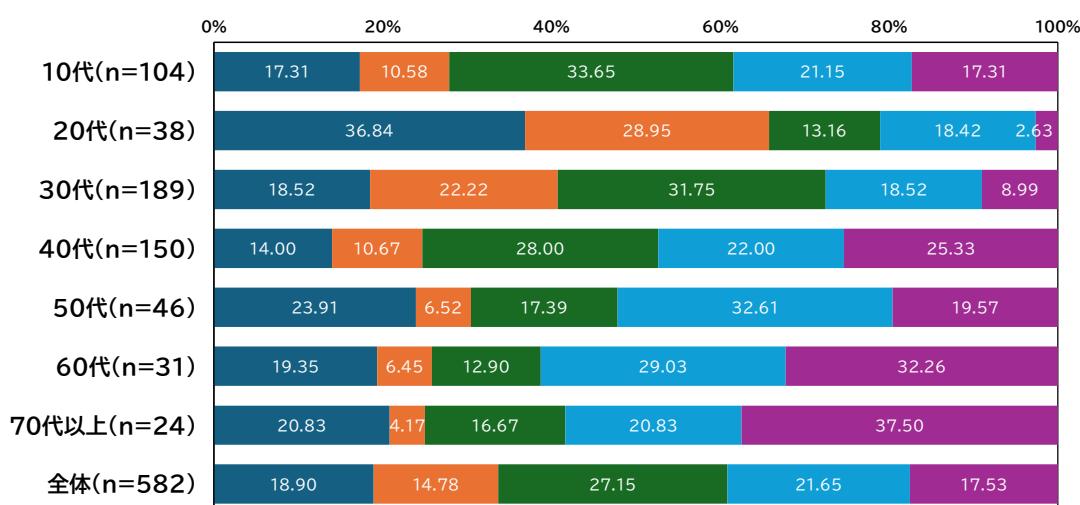
(4) パブリックコメントの実施

令和7年1月から2月にはパブリックコメントを実施し、「第3期浦安市子ども・子育て支援総合計画案」に対し、市民のから意見を聴取しました。

(5) 子ども・若者等からの意見聴取

令和6年4月に子ども・若者から大人まで様々な世代の市民が求める施策を聴取するため、市が主催するイベント会場においてポスターセッションを実施しました。10代からは100件以上の回答が得られ、他の世代に比べ「次世代を担う子どもたちの教育、育成支援」を求める意見が多く寄せられました。また、20代からは「安心して産み育てられる環境づくり」や「幼児期の教育・保育の充実」を求める意見が多く寄せられました。

求められる施策（年齢別）



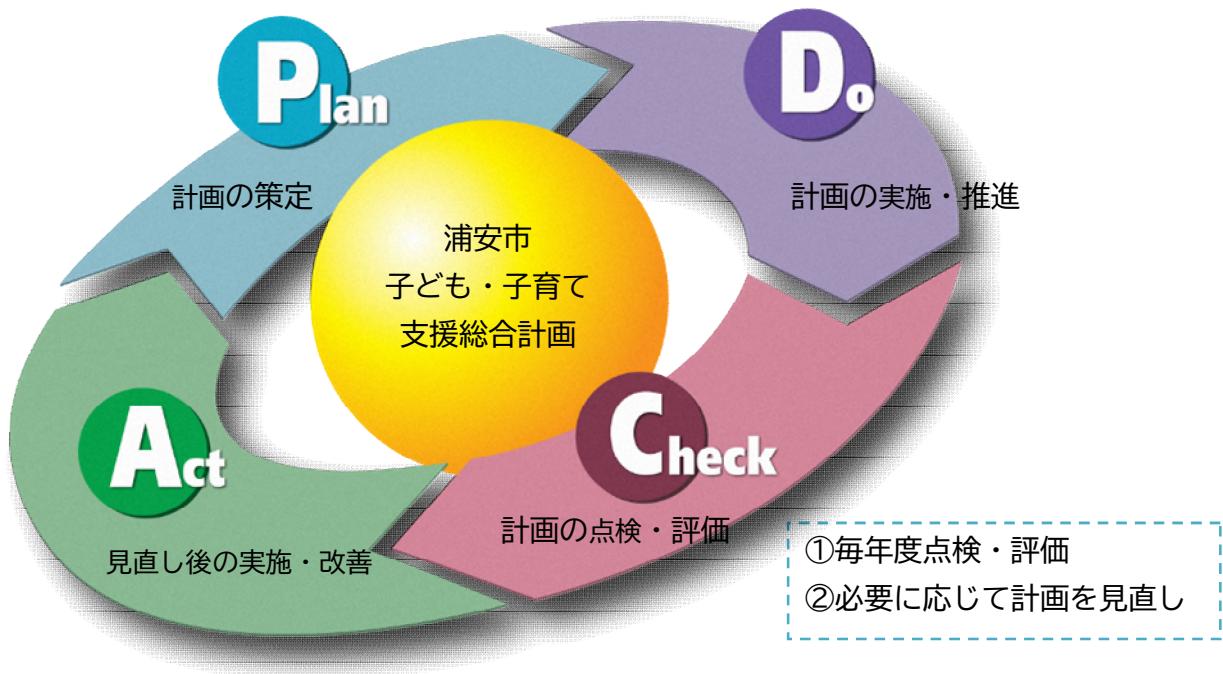
- 1. 安心して生み育てられる環境づくり
- 2. 幼児期の教育・保育の充実
- 3. 次世代を担う子どもたちの教育、育成支援
- 4. すべての家庭が安心とゆとりをもてる子育て支援
- 5. 地域で子どもを見守り大切にするまちづくり

6 計画の進行管理

市民ニーズなどの社会的要請を捉え、5年間計画の実効性を高めるため、年度ごとに計画の推進状況を把握・点検・評価し事業計画の進行管理を行います。

また、社会経済の変化に対応して、計画の中間年度を目安に計画の見直しを実施するなど、「浦安市子ども・子育て会議」等の意見を踏まえ、各時点での市の実態を適宜反映しつつ、基本理念の実現に向けて、市長部局及び教育委員会、関係機関が連携・協力しながら施策を推進します。

浦安市子ども・子育て支援総合計画の「PDCAサイクル」



第2章 子ども・子育てを取り巻く現状等

1 全国的な動き

(こども大綱「こども・若者や子育て当事者を取り巻く現状」参照)

日本においては、1989年（平成元年）に合計特殊出生率が1.57と戦後最低となった「1.57ショック」以来、こどもや子育て当事者への支援の充実に向け、各般の施策の充実に取り組んできました。待機児童対策、幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化などの取組を進め、待機児童においては一部の地域を除きほぼ解消に向かうなど、子育てへの支援が一定の形となってきたものもあります。

また、新型コロナウイルスの感染拡大によって社会に構造的变化がもたらされ、リモートワークの増加等により、家族と過ごす時間が増え物理的・精神的な距離が近くなった一方で、家族以外の人とのつながりが一層希薄化するなど、「家族」や「暮らし」、「労働」のあり方が変容しました。子どもにとっても学校の授業や友達との関わり方などが変化するなど、子育て世帯は特にその影響を強く受けており、変化に対応する柔軟な支援の形が求められています。

このような急速な社会変化の中、令和5年4月1日には各省庁に分かれていた子どもの施策を束ねる司令塔の役割としてこども家庭庁が発足し、子どもに関わる幅広い施策を一体的に実施する体制が整えられました。養育環境や家庭への支援については、妊娠期からの伴走型の支援、児童虐待防止対策の強化、市町村及び児童相談所の連携体制の強化、社会的養護における里親等委託の推進などの取組、また、困難な状況にあるこどもや若者への支援については、いじめの未然防止・早期発見のための取組、SNS等を活用した相談体制の整備、貧困やヤングケアラーに対する支援を行うなど、こどもや子育て当事者それぞれに向けた支援の充実に取り組んでいるところです。

しかしながら、出生数の減少については予測を上回る速度で進行し、人口減少に歯止めがかかっていません。令和5年の出生数は72万7,277人、合計特殊出生率は1.20となっており、どちらも8年連続過去最小（最低）となりました。

少子化が人口減少を加速させており、少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、我が国の経済・社会システムを維持することは難しく、国際社会における存在感を失うおそれもあり、若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが状況を反転させることができるかどうかの重要な分岐点となります。

少子化の主な原因は、未婚化と晩婚化（若い世代での未婚率の上昇や、初婚年齢の上昇）、有配偶出生率の低下です。特に未婚化と晩婚化の影響が大きいと言われており、その主な要因は、若い世代の低い所得と不安定な雇用環境などが考えられます。一方で、若い世代の8割を超す未婚男女がいずれ結婚することを希望しており、また、夫婦は2人以上のこどもを育てるなどを理想としていることから、結婚に対して前向きである人が急減しているというわけではなく、社会経済事情への不安全感から、若い世代が結婚や子育ての将来展望を描けないという現状があります。

改めてこのような現状を国全体で受け止め、連帶しながら子育てをしやすい社会環境や職場環境の醸成を一層推進することが急務となっています。また、こどもや子育て当事者の不安や負担、孤立感を和らげ、誰もが安心して将来を描いていける世の中にすることが、今後の日本にとって重要な課題です。

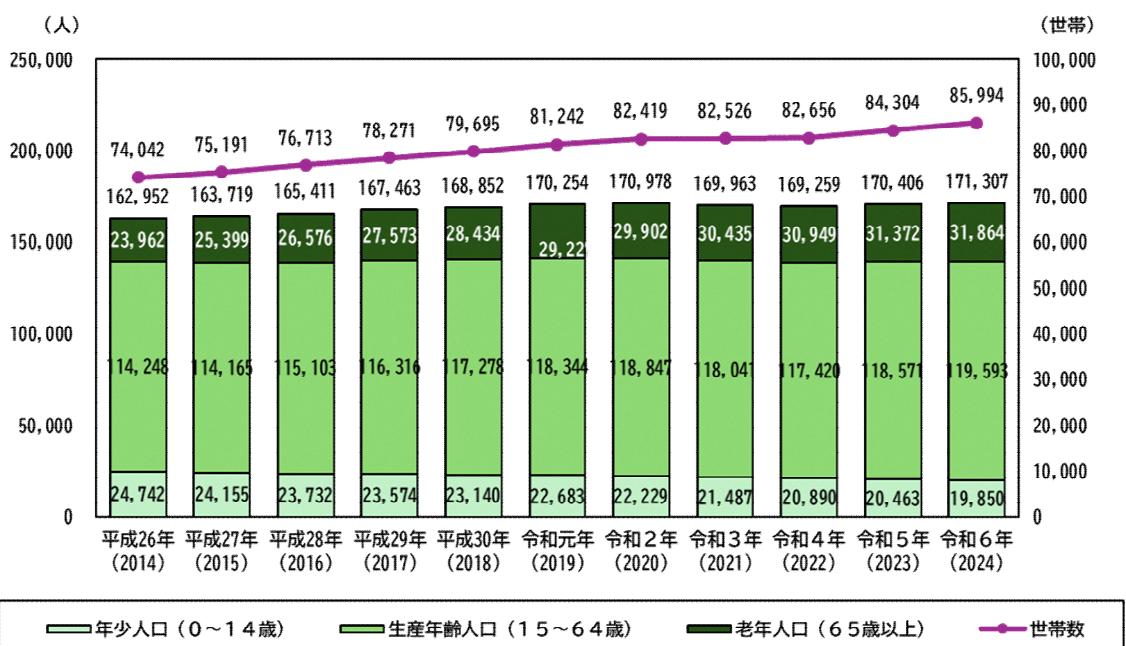
2 浦安市の現状

(1) 人口・世帯数の推移

本市の人口・世帯数は、平成26年からの10年間で5.1%増加し、令和6年4月1日現在で171,307人、世帯数85,994世帯となっています。

年齢3区分別の人口動向は、この10年間で生産年齢人口は4.7%、老人人口は33.0%増加している中で、年少人口は、平成26年の24,742人から令和6年の19,850人と19.8%減少しています。

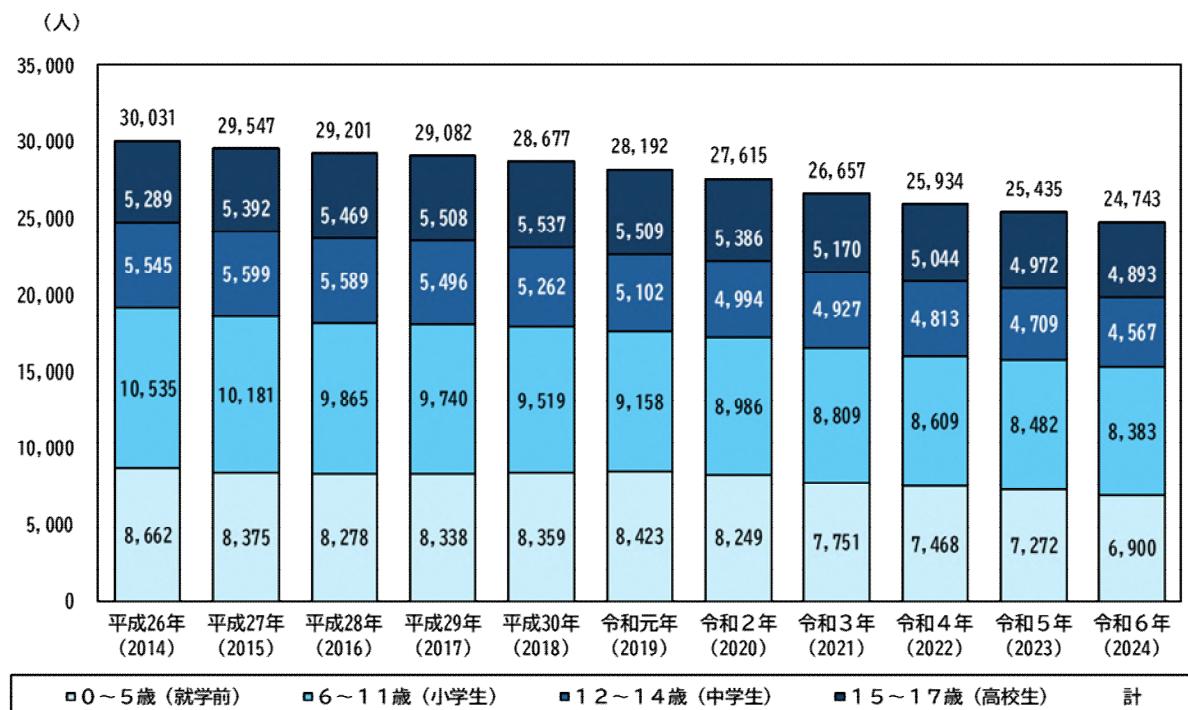
■年齢3区分別人口・世帯数の推移



※「住民基本台帳」各年4月1日現在

子ども（0～17歳）の人口の推移では、平成26年の30,301人から令和6年では24,743人と減少傾向です。

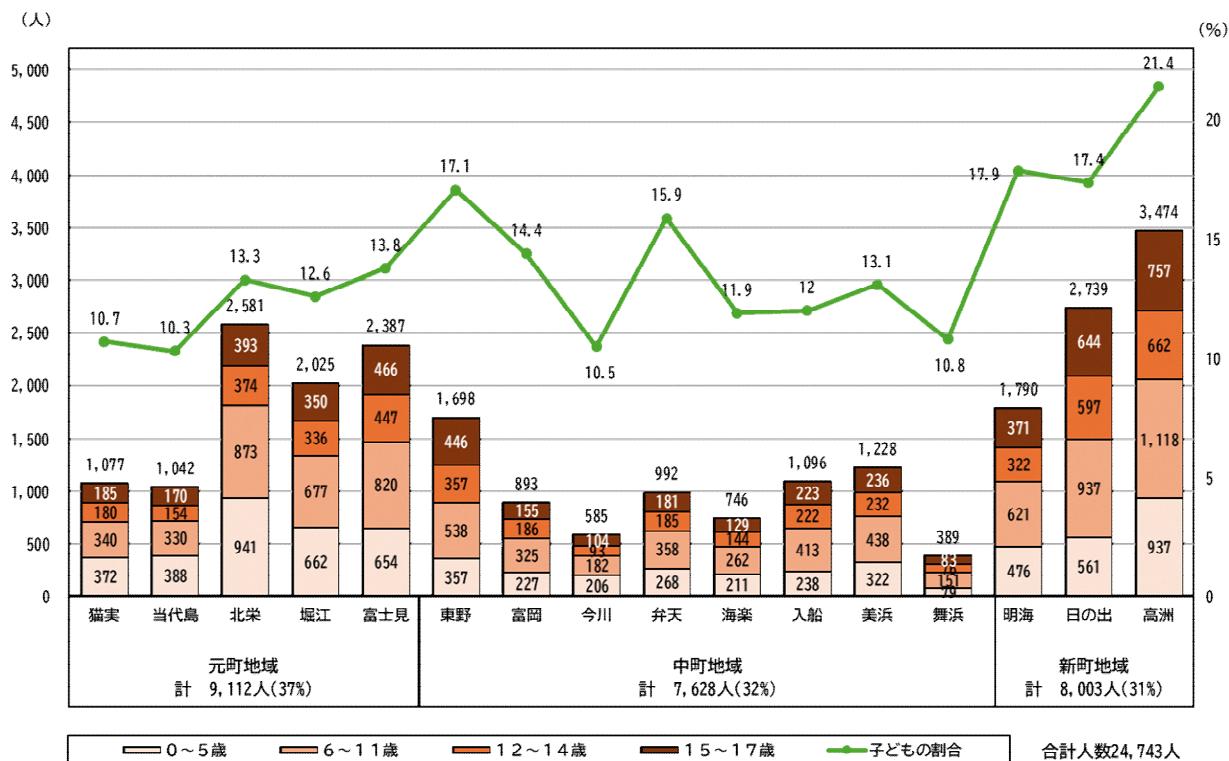
■子ども（0歳～17歳）人口の推移



※「住民基本台帳」各年4月1日現在

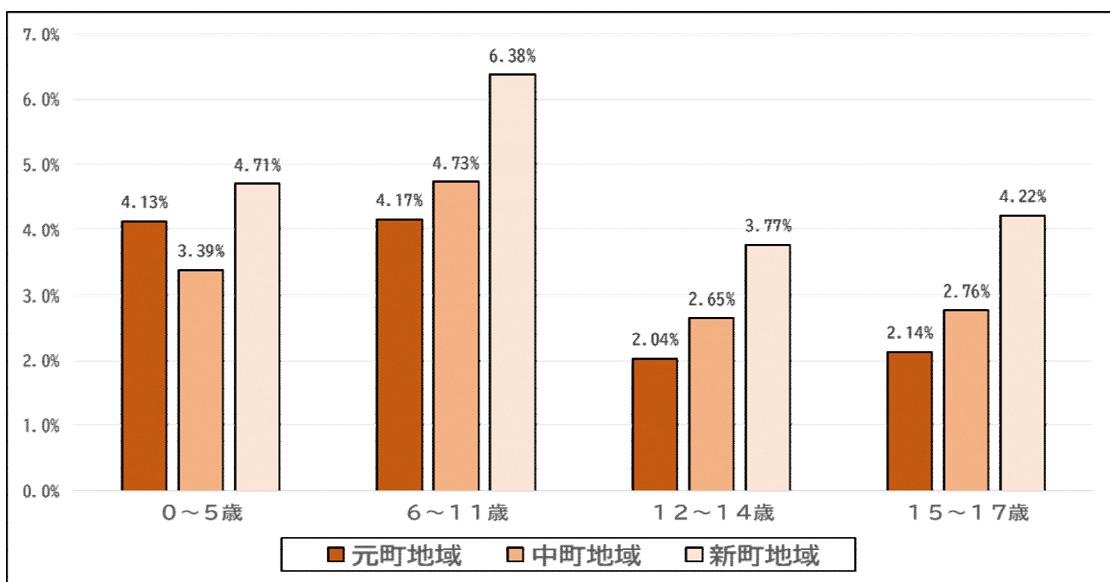
地域ごとに子どもの数を比較すると、元町地域が9,112人、中町地域が7,628人、新町地域が8,003人となっています。0～5歳、6～11歳、12～14歳、15～17歳全ての年齢層において新町地域が最も高くなっています。また、0～5歳の子どもの割合は新町地域に次いで元町地域が高く、6歳～11歳、12～14歳、15歳～17歳の子どもの割合は新町地域に次いで中町地域が高くなっています。

■子ども（0～17歳）の地域別年齢別人口（数）



※（）内は市内の子どものうち当該地区が占める割合を記載

■地域別人口総数に占める子ども（0～17歳）の年齢別人口（割合）



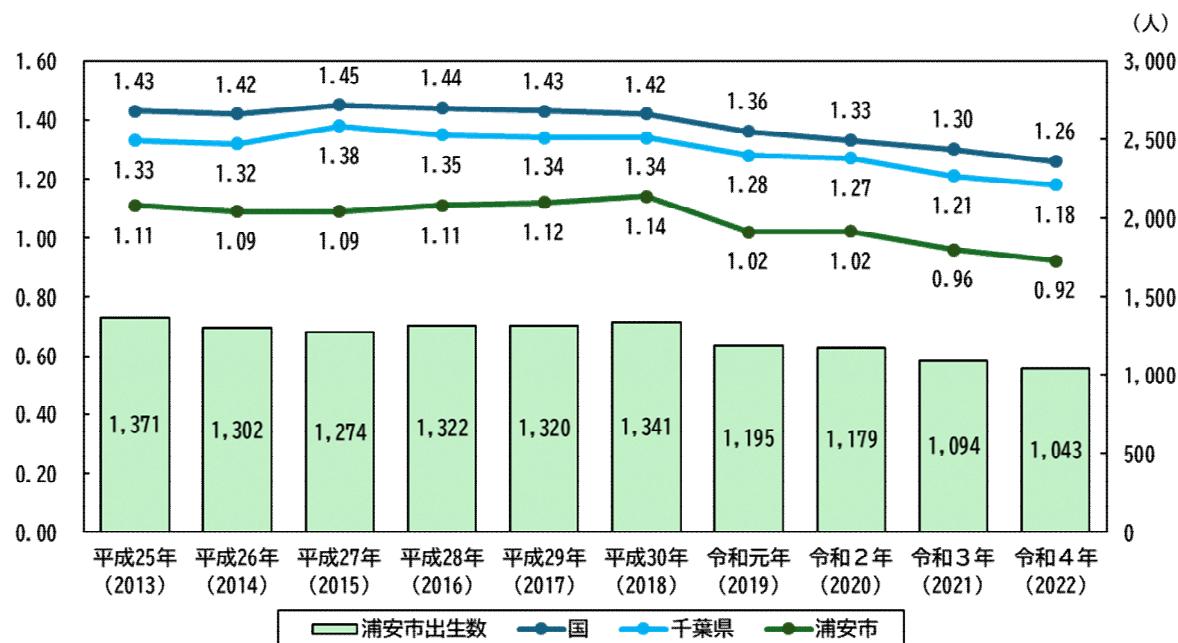
※両表とともに「住民基本台帳」より 令和6年4月1日現在

(2) 出生の動向

平成25年に1,371人だった出生数が令和4年に1,043人まで減少し、令和元年からその傾向が強くなっています。令和3年以降は、新型コロナウイルス感染症の影響による市民の価値観の変化も減少要因の1つであると考えられます。

なお、本市の合計特殊出生率が全国や千葉県と比較して低いことは、浦安の地理的特性や住宅事情などにより単身の若年層にも暮らしやすいまちであることが理由の1つで、本市の特徴と言えます。

■合計特殊出生率・出生数（浦安市）の推移



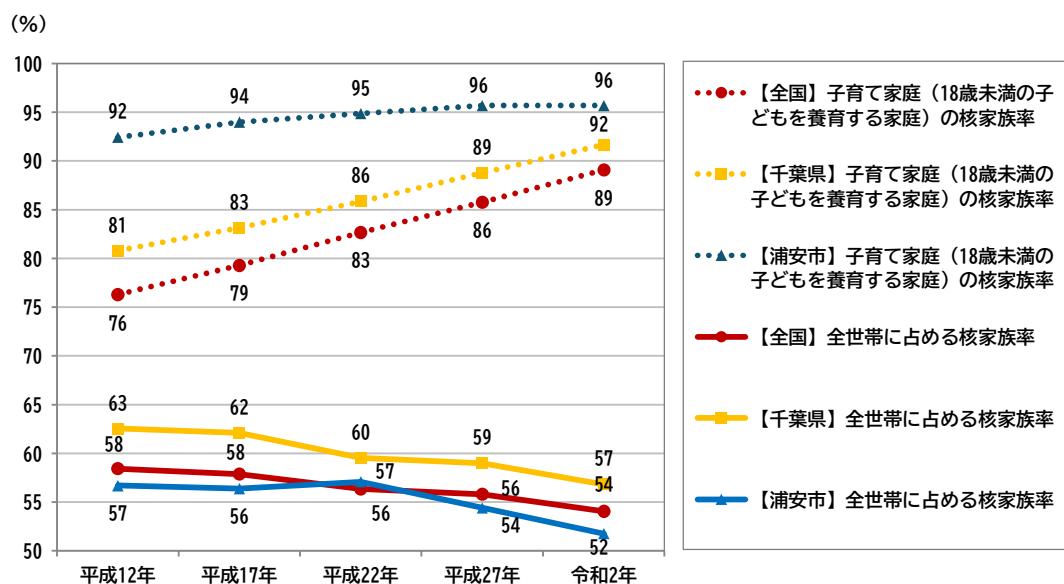
※千葉県衛生統計年報

(3) 子育て世帯の状況

本市の全世帯に占める核家族率は、単独世帯が多いことから令和2年度が52%と、全国(54%)や千葉県(57%)を下回っていますが、18歳未満の子どもを養育する家庭の本市の核家族率は、96%と、全国(89%)や千葉県(92%)を上回る状況となっています。

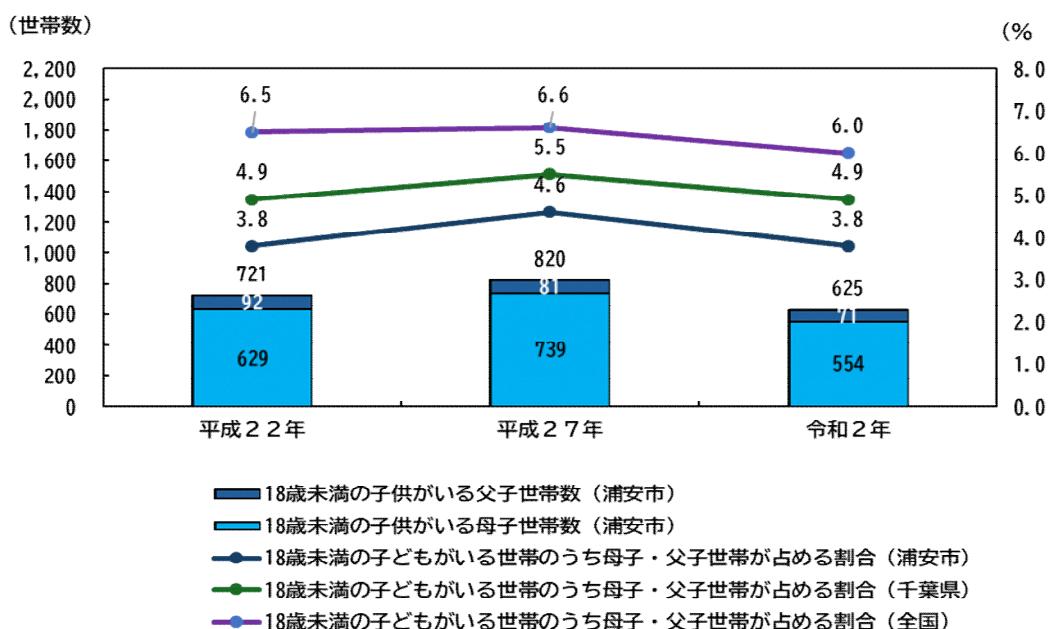
本市の18歳未満の子どもがいる世帯のうち母子・父子世帯が占める割合は、全国や千葉県に比べ少なくなっています。

■全世帯と18歳未満養育世帯の核家族率



※国勢調査

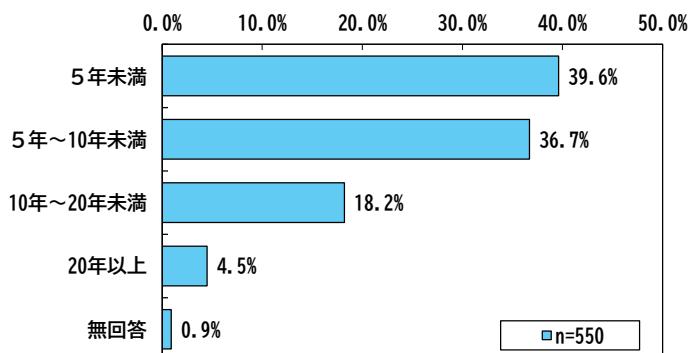
■ひとり親世帯の推移



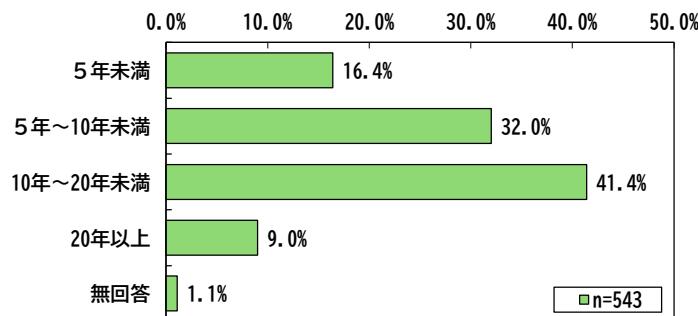
※国勢調査

また、「浦安市子ども・子育て支援総合計画に関する基礎調査」で回答いただいた転入者の居住年数では、就学前児童保護者は5年未満が39.6%と最も多くなっていますが、就学児童保護者は、10年～20年未満が41.4%と最も多くなっています。

■就学前児童保護者の居住年数



■就学児童保護者の居住年数

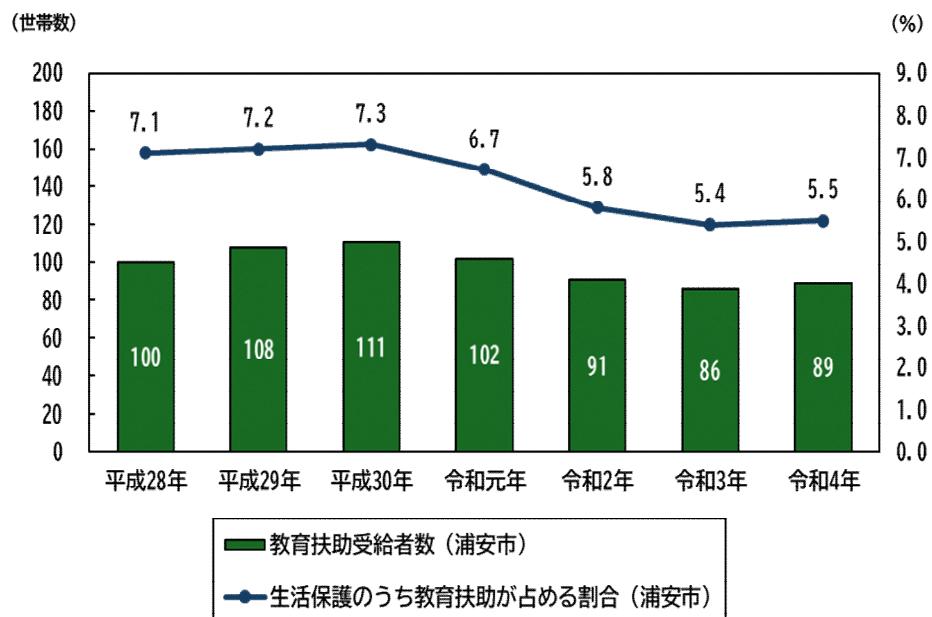


※令和5年度浦安市子ども・子育て支援総合計画に関する基礎調査

(4) 生活保護及び児童扶養手当の動向

生活保護受給者のうち教育扶助受給者数の推移をみると、令和元年以降、減少傾向にあり、また、生活保護世帯のうち母子世帯が占める割合についても同様に、令和元年以降、減少傾向にあります。

■生活保護受給者（教育扶助受給者）の推移



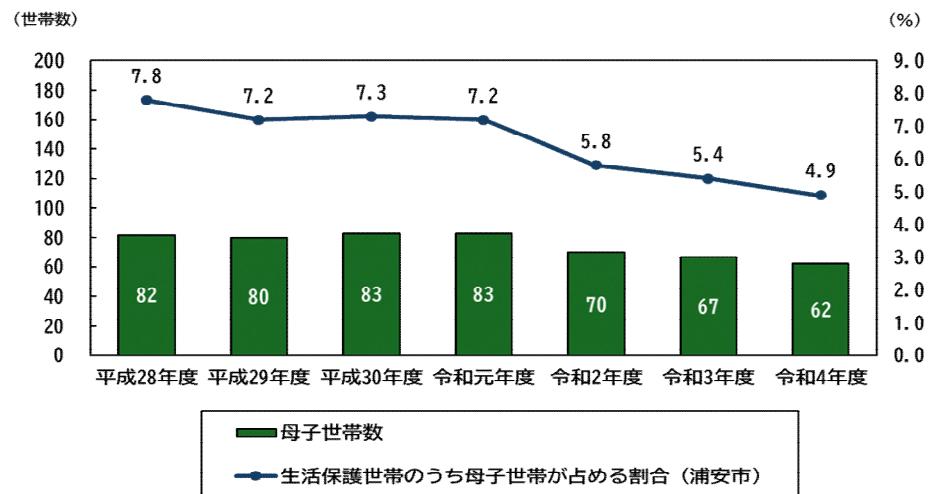
※浦安市社会福祉課

※令和5年度被保護者調査

※教育扶助対象：小学校1年生～中学校3年生

※生活保護のうち教育扶助が占める割合：平均値（12月分を1月に除した）もの

■生活保護世帯（母子世帯数）の推移



※浦安市社会福祉課

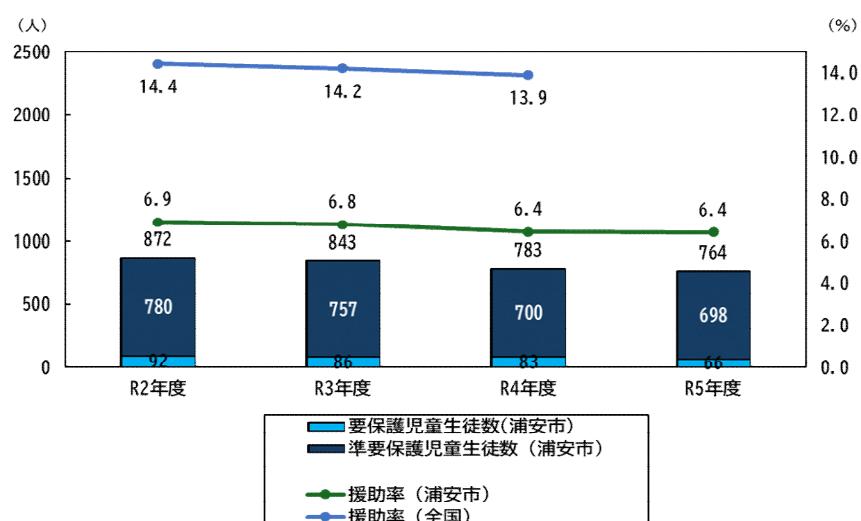
※令和5年度被保護者調査

※生活保護世帯のうち母子世帯が占める割合：平均値（12月分を1月に除した）もの

本市の就学援助児童生徒数は年々減少傾向にあり就学援助を受ける児童生徒は令和5年度で、764人となっています。援助率については、全国と比べると低くなっています。

全世帯における児童扶養手当受給世帯は平成30年度は802世帯、令和5年度では637世帯となっています。

■就学援助児童生徒数の推移



※文部科学省就学援助実施状況等調査結果（令和5年）

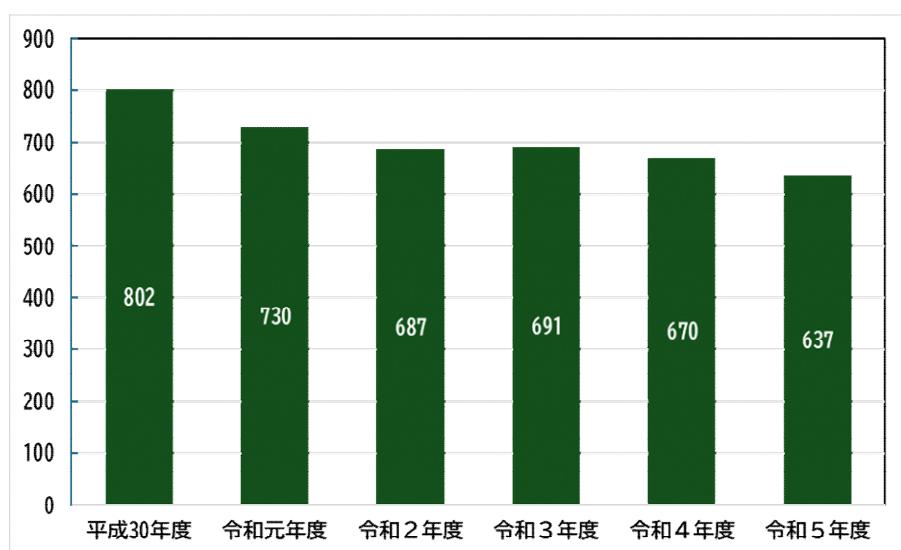
※浦安市教育委員会教育総務部学務課

※要保護児童生徒数：生活保護法に規定する要保護者の数

準要保護児童生徒数：要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数

援助率：要保護児童生徒数および準用保護者児童生徒数を全児童生徒数で除した

■児童扶養手当受給世帯の年次推移（浦安市）



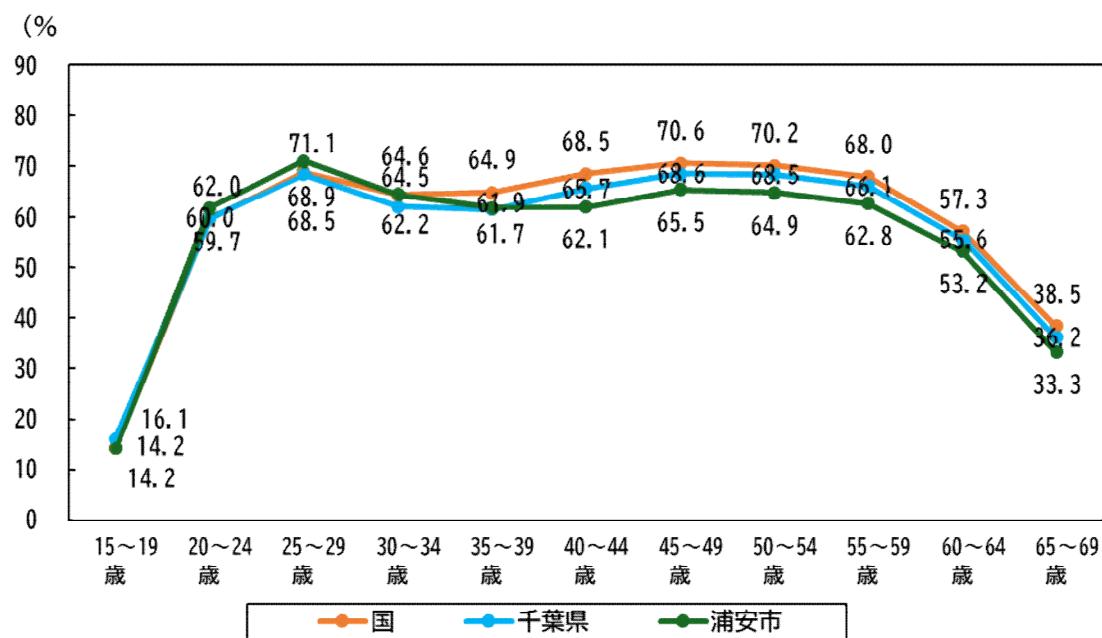
※浦安市こども課

(5) 女性の就業状況

令和2年の女性の年齢階級別就業率をみると、就職するものの結婚等に伴い一時的に離職するため20代・30代の就業率が下がる、いわゆるM字曲線をなだらかに描いていることがわかります。また、本市の20~34歳の就業率は国や県に比べて高い一方で、40~69歳の就業率は国や県に比べ低くなっています。

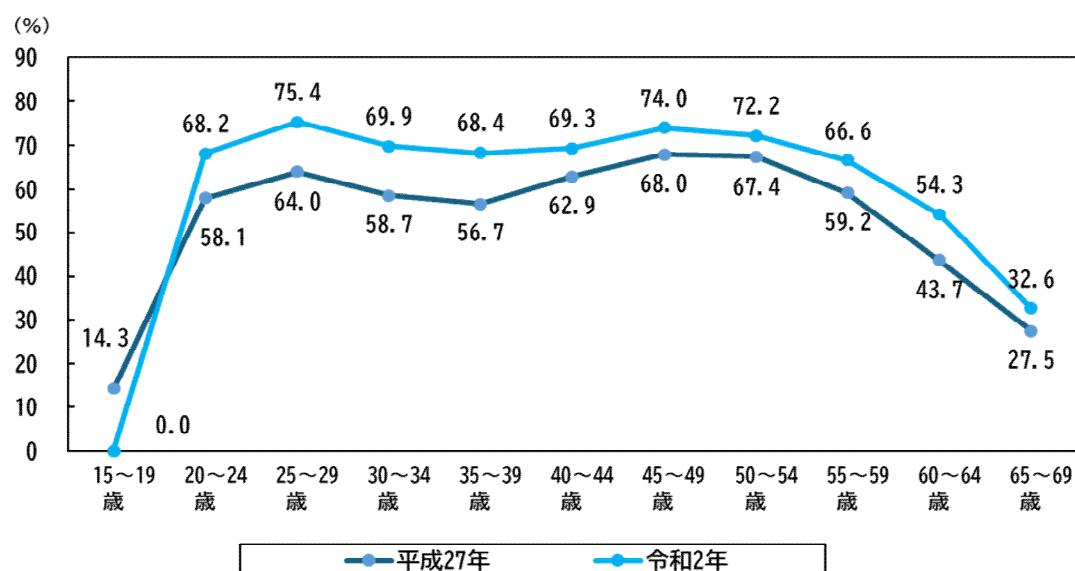
有配偶女性の年代別就業率をみると、平成27年に比べ令和2年では、全体的に就業率は高くなっています。

■女性の年齢階級別就業率



※国勢調査（令和2年）

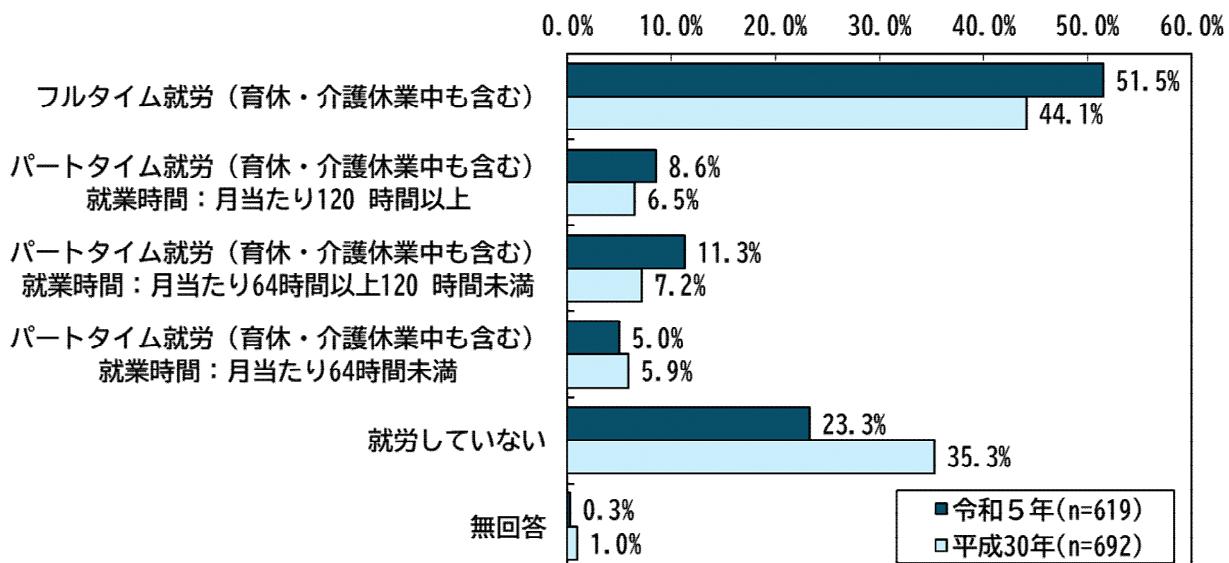
■有配偶者女性の年代別就業率



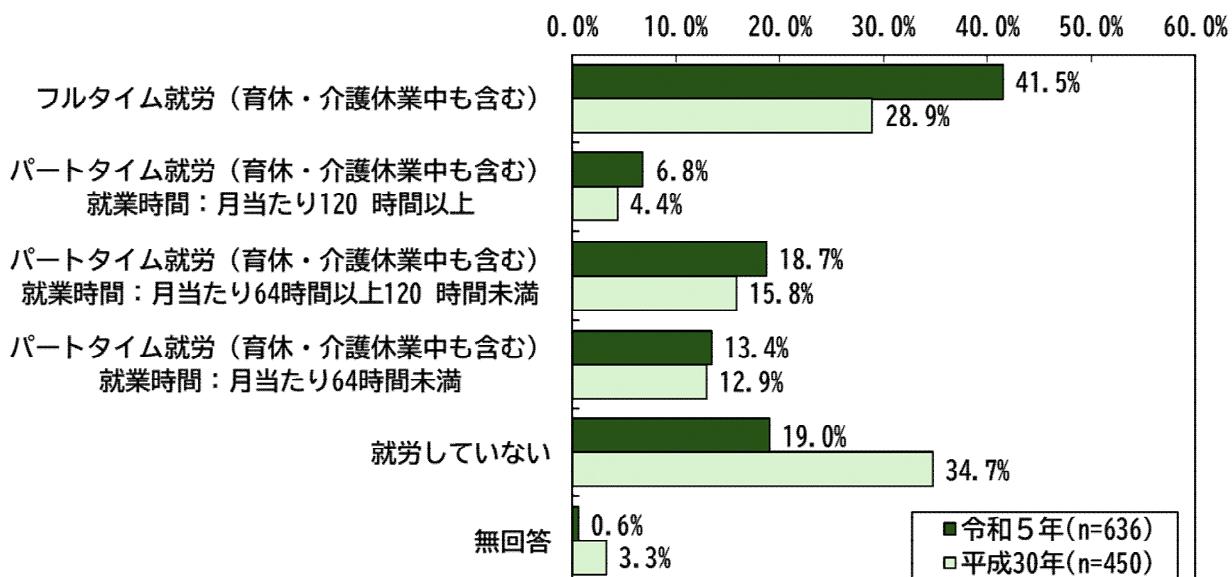
※国勢調査

就学前児童及び就学児童保護者（母親）の就労状況を、前回調査時の平成30年と比較すると、フルタイムかパートタイムかに関わらず、就学前児童及び就学児童ともに、就労している保護者（母親）の割合が増えています。これは女性の就業環境の変化や男性の育児参加の増加、保育の量的確保などポジティブな要因から、若年層の共働きをせざるを得ない経済状況などネガティブな要因まで、それぞれが就労を促進し急増しているものと考えられます。

■就学前児童保護者（母親）の就労状況



■就学児童保護者（母親）の就労状況

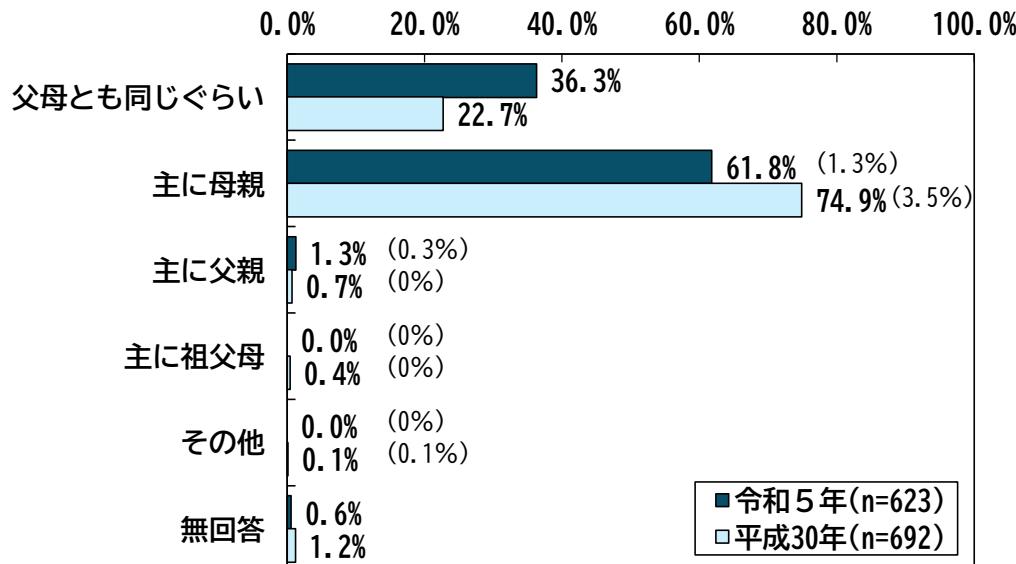


※令和5年度浦安市子ども・子育て支援総合計画に関する基礎調査

(6) 男性の育児参加の状況

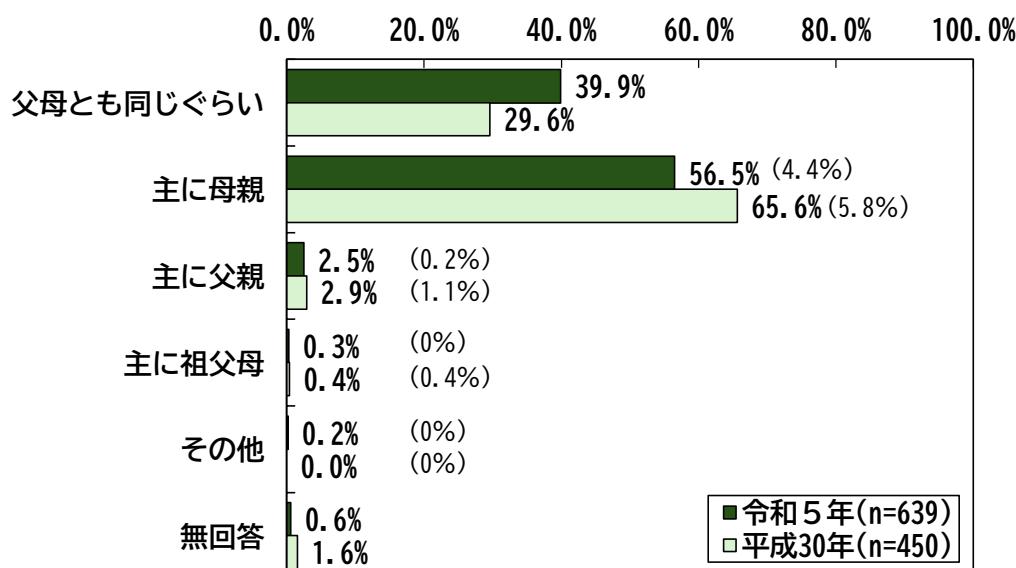
令和5年に実施した「浦安市子ども・子育て支援総合計画に関する基礎調査」から子育てを主に行っている人をみると、就学前児童保護者、就学児童保護者ともに、「主に母親」が「主に父親」を大きく上回っています。なお、平成30年から「父母とも同じくらい」が増加し、「主に母親」が減少しており、男性の育児参加が進んでいます。

■子育てを主に行っている人（就学前児童保護者）



（）内はひとり親世帯の割合

■子育てを主に行っている人（就学児童保護者）



（）内はひとり親世帯の割合

※令和5年度浦安市子ども・子育て支援総合計画に関する基礎調査

(7) 幼児期の教育・保育施設の状況

認可保育園、小規模保育施設、保育ママ、認定こども園（長時間利用）の保育施設利用者数は、4,000人前後で推移しています。

公立幼稚園、公立認定こども園（短時間利用）、私立幼稚園の教育施設利用者数は、年々減少傾向にあります。

待機児童は令和3年度以降は発生していません。

■保育施設利用者数の状況（認可保育園、小規模保育施設、保育ママ、認定こども園（長時間利用）） (人)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
0歳	301	283	277	243	237
1歳	657	648	669	699	690
2歳	742	751	753	757	771
3歳	745	768	779	766	747
4歳	758	763	791	794	776
5歳	728	767	785	806	816
計	3,931	3,980	4,054	4,065	4,037

※各年、4月1日現在

※保育幼稚園課 ※受託を除く

■教育施設の利用者の状況（公立幼稚園、公立認定こども園（短時間利用）、私立幼稚園） (人)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
3歳	512	498	406	375	312
4歳	583	511	485	409	362
5歳	672	554	480	478	399
計	1,767	1,563	1,371	1,262	1,073

※各年5月1日現在

※保育幼稚園課

■待機児童数の状況

(人)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
0歳	0	0	0	0	0
1歳	21	0	0	0	0
2歳	13	0	0	0	0
3歳	0	0	0	0	0
4歳	0	0	0	0	0
5歳	0	0	0	0	0
計	34	0	0	0	0

※各年4月1日現在

※保育幼稚園課

(8) 児童育成クラブの利用状況

小学校区ごとに設置した児童育成クラブの利用者数は増加しています。

■児童育成クラブの利用者の状況

(人)

	令和2年 (2020)		令和3年 (2021)		令和4年 (2022)		令和5年 (2023)		令和6年 (2024)	
	入会 児童数	支援 児童数								
計	2,438	65	2,386	73	2,642	70	2,976	95	3,221	92

※支援児童：特別な支援が必要な児童

※各年5月1日現在

※青少年課

(9) 児童虐待の相談状況

浦安市こども家庭支援センターにおける児童虐待の相談受理件数は、令和5年度で425件となっており、横ばい傾向にあります。また、市川児童相談所が所管する4市のうち浦安市の受理件数は、令和5年度で239件となっており、こちらは減少しています。

■児童虐待相談受理件数の年度推移

(件)

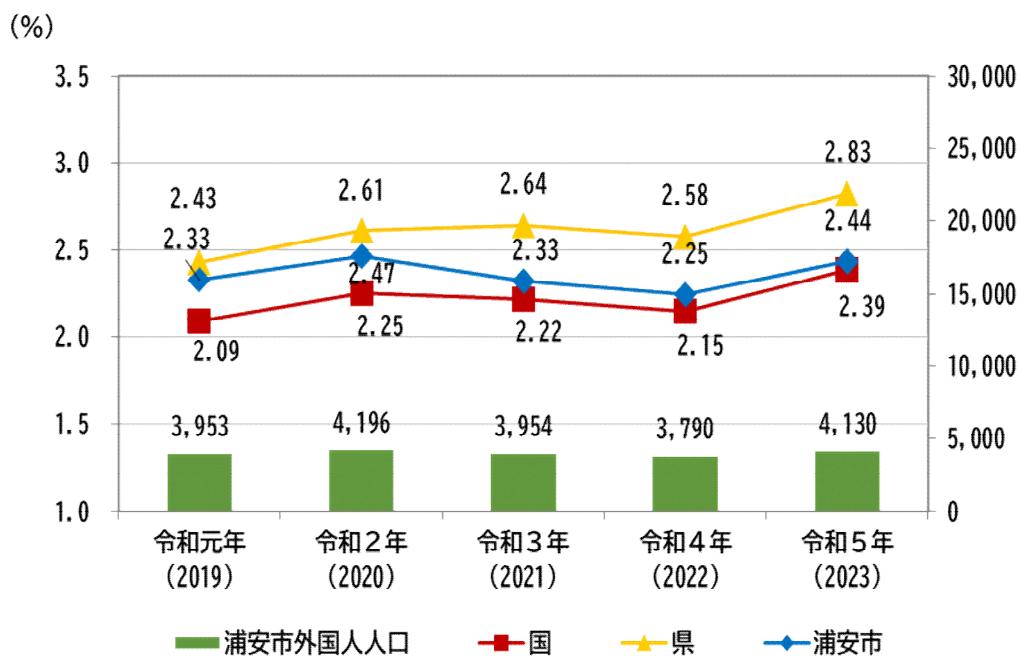
区分	浦安市こども家庭支援センター				市川児童相談所 (管内4市のうち浦安市のみ抜粋)			
	令和 2年 (2020)	令和 3年 (2021)	令和 4年 (2022)	令和 5年 (2023)	令和 2年 (2020)	令和 3年 (2021)	令和 4年 (2022)	令和 5年 (2023)
身体的 虐待	110	120	150	161	71	76	60	69
心理的 虐待	266	213	259	204	171	125	148	114
ネグレクト	31	30	49	54	38	44	42	47
性的虐待	8	6	1	6	9	8	1	9
合計	415	369	459	425	289	253	251	239

※各年度末現在

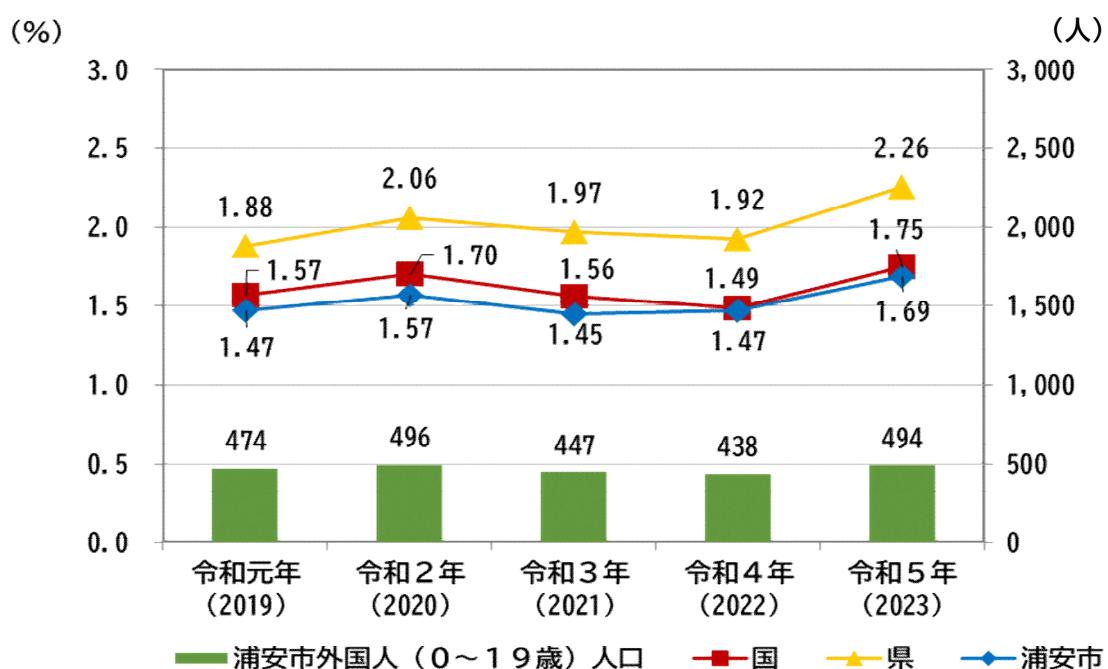
(10) 外国籍の子どもの状況

国際化の進展に伴い、全国的に外国人人口は年々増加しています。浦安市も全国や県と同様に年々増加傾向であり、令和5年1月1日時点の外国人人口は、総人口169,552人の2.4%（4,130人）を占めています。そのうち、20歳未満の外国人数は494人で、令和元年から横ばいで推移しています。

■外国人人口とその割合



■外国人（0～19歳）人口とその割合

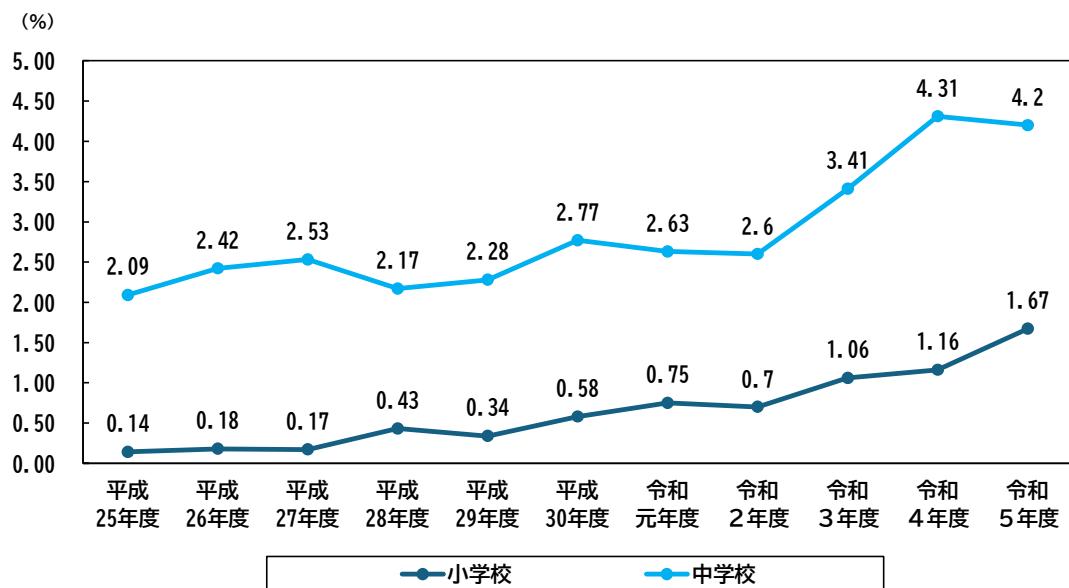


※総務省住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日現在）

(11) 不登校児童生徒数の推移

本市の小学校・中学校における不登校児童生徒数の割合の推移をみると、年々増加傾向にあります。

■浦安市立小・中学校における不登校生徒出現割合の推移



※浦安市教育委員会教育総務部指導課

(12) スクールライフカウンセラー等の配置状況

本市のスクールライフカウンセラーの配置率は小学校・中学校ともに100%となっており、スクールソーシャルワーカー(SSW)は1名配置されています。

■児童育成クラブの利用者の状況

	スクールライフカウンセラー 配置率(%)		スクールソーシャルワーカー (SSW) の配置人数 (人)
	小学校	中学校	
全国	91.3 (※1)	97.6 (※1)	-
千葉県	96.1 (※1)	100 (※1)	18 (※2)
浦安市	100 (※3)	100 (※3)	1 (※3)

※1：令和4年度学校保健統計調査

※2：令和5年度スクールライフカウンセラー等配置事業（千葉県）

※3：浦安市教育委員会(令和6年6月現在)

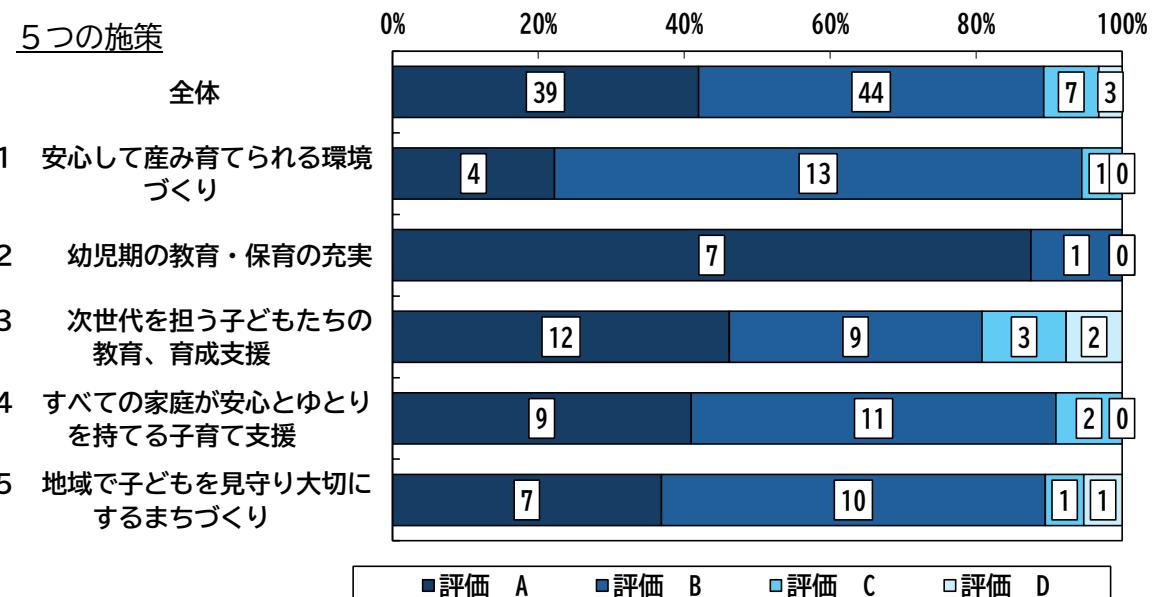
3 第2期計画の評価

令和2年度に策定した「浦安市子ども・子育て支援総合計画（第2期）」で掲げた5つの施策の方向性について、「目標指標の達成率」、「計画の進捗度」、「児童保護者の満足度」の3つの視点からの評価を行いました。

① 目標指標の達成率による評価

「浦安市子ども・子育て支援総合計画（第2期）」の次世代育成支援対策関連事業について、令和5年度の事業実績を用いて各事業ごとの目標指標の達成率を算出し、以下の評価基準で施策の方向性ごとに評価を行いました。

【評価 A】達成率が 100%以上
【評価 B】達成率が 75%以上 100%未満
【評価 C】達成率が 50%以上 75%未満
【評価 D】達成率が 50%以下



目標指標の達成率は、全体で約9割の事業が評価B以上となっています。

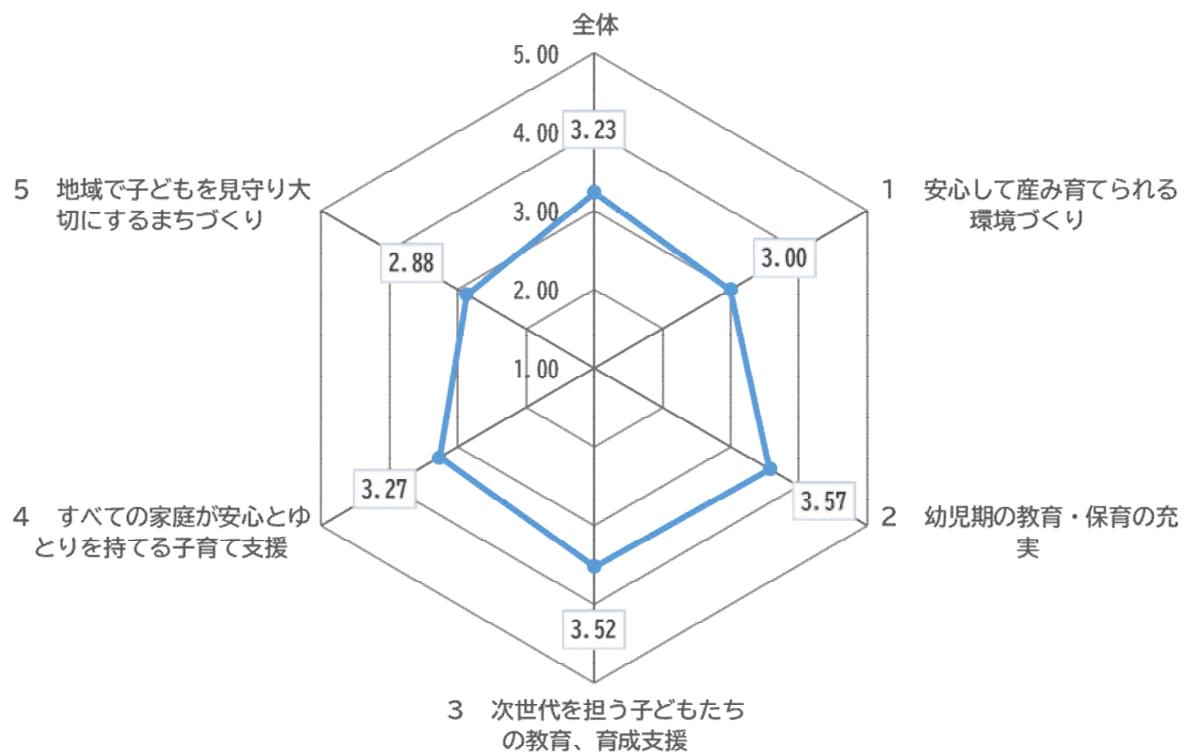
施策の方向性2「幼児期の教育・保育の充実」については、全ての事業で目標指標の達成率が評価B以上となっています。

なお、評価Cと評価Dの事業については、目標指標に各施策の延べ利用者数・登録者数などを設定していますが、令和6年度の実績を加味することで達成率の上昇が見込まれます。

② 計画の進捗度による評価

「浦安市子ども・子育て支援総合計画（第2期）」の次世代育成支援対策関連事業について、各事業の担当課による進捗度評価を以下の基準に基づいて点数化し、施策の方向性ごとに評価しました。

評価	評価基準	点数
A	計画以上	5点
B	計画どおり又は若干遅れている	3点
C	計画より大幅に遅れている	1点
D	終了	評価不可



計画の進捗度は、施策ごとの平均評価点数が約3点となっており、概ね計画どおりに実施されています。

なお、評価Cの主な事業内容については、施設整備や事業の延べ利用者数・登録者数などが挙げられ、計画より若干遅れていますが、令和6年度の実績を加味することで進捗度の上昇が見込まれます。

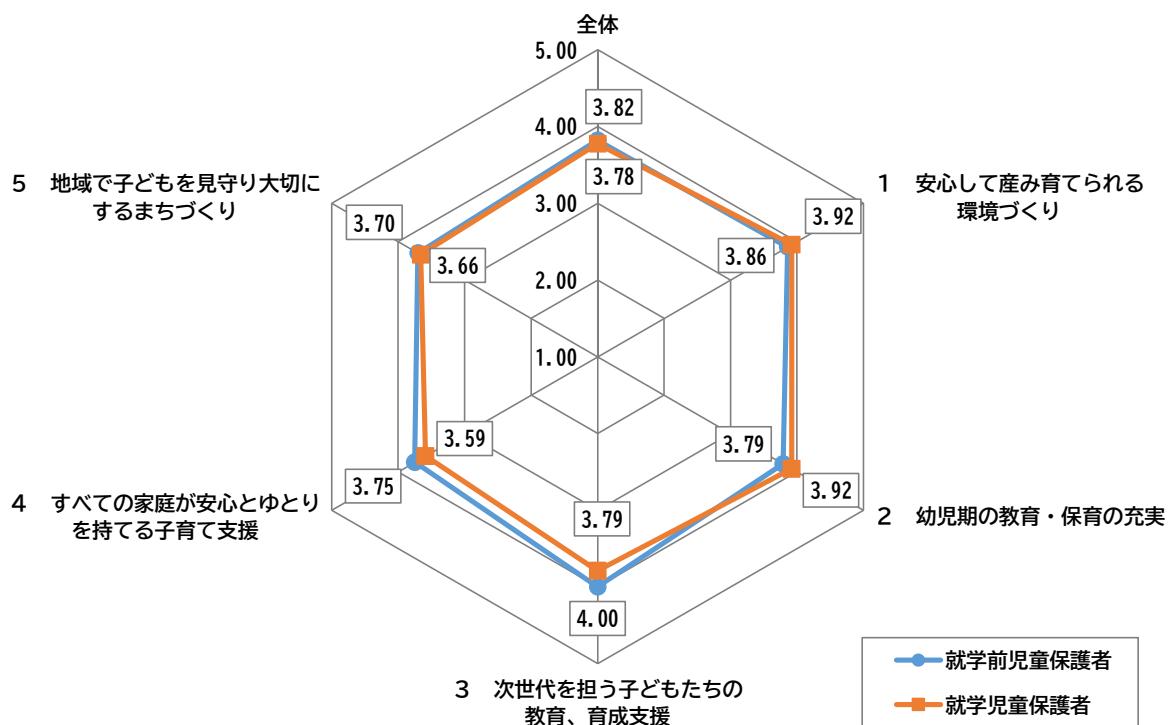
③ 児童保護者による満足度の評価

第3期浦安市子ども・子育て支援総合計画策定にあたって実施した基礎調査において、小学生以下の子どものいる保護者に、「浦安市子ども・子育て支援総合計画」における基本施策について、満足度を伺いました。

基本施策ごとに5段階（満足～不満）で評価してもらい、それについて以下の基準を用いて点数化し、平均値を用いて評価値を算出し、施策の方向性ごとに評価しました。

（就学前児童保護者1,000人中623人回答、就学児童保護者1,000人中639人回答）

5段階	評価基準	点数
5	満足	5点
4	やや満足	4点
3	どちらでもない	3点
2	やや不満	2点
1	不満	1点



満足度として最も高いのは就学前児童保護者については、「3 次世代を担う子どもたちの教育、育成支援」となっており、就学児童保護者については、「1 安心して産み育てられる環境づくり」及び「2 幼児期の教育・保育の充実」です。

満足度が最も低いのは、就学前児童保護者については「5 地域で子どもを見守り大切にするまちづくり」となっており、就学児童保護者については、「4 すべての家庭が安心とゆとりを持てる子育て支援」となっています。

第2期計画 評価一覧

施策の方向性／基本施策	I. 目標指標の達成度評価（事業数）				II. 進捗度評価（点数）	III. 基礎調査の満足度評価（点数）		
	A	B	C	D		就学前	就学児	
1 安心して産み育てられる環境づくり	4	13	1	0	3.00	3.86	3.92	
(1) 母子の健康保持・増進や小児医療体制の確保	1	6	1	0	3.25	3.84	3.85	
	(2) 子育て支援サービスの実施	0	3	0	3.00	3.95	3.96	
	(3) 情報提供・相談体制の確保	3	4	0	2.71	3.79	3.95	
2 幼児期の教育・保育の充実	7	1	0	0	3.50	4.79	3.92	
(1) 幼児教育・保育の提供	2	1	0	0	3.67	4.05	4.10	
	(2) 多様な保育サービスの実施	5	0	0	3.40	3.53	3.74	
3 次世代を担う子どもたちの教育、育成支援	12	9	3	2	3.31	4.00	3.79	
(1) 生きる力を育む学校教育環境づくり	5	4	0	0	3.44	3.65	3.29	
	(2) 放課後児童の居場所づくり	1	3	1	0	3.00	4.16	4.13
	(3) 子どもの豊かな個性と想像力を伸ばす機会の充実	6	2	2	2	3.33	4.20	3.94
4 すべての家庭が安心とゆとりを持てる子育て支援	9	11	2	0	3.27	3.75	3.59	
(1) 特別な支援が必要な子どもへの対応	6	5	1	0	3.33	4.09	3.89	
	(2) 児童虐待防止対策	2	2	0	3.50	4.14	3.85	
	(3) 子育て家庭への経済的支援	1	4	1	0	3.00	3.02	3.04
5 地域で子どもを見守り大切にするまちづくり	7	10	1	1	2.89	3.70	3.66	
(1) 子どもの安全を見守る環境づくり	5	5	0	0	3.00	3.72	3.65	
	(2) 子育て家庭を応援するまちづくり	0	3	1	0	3.00	3.96	3.86
	(3) ワーク・ライフ・バランスを推進する地域づくり	2	2	0	1	2.60	3.41	3.46
全体	39	44	7	3	3.20	3.82	3.77	

4 第3期計画策定に向けて

「第2期浦安市子ども・子育て支援総合計画」（令和2年度から令和6年度）では、「子どもが健やかに成長できるまち」、「安心して、生き生きと子育てできるまち」、「子どもと家庭を見守り・支えあえるまち」の3つの基本理念のもと、5つの施策の方向性を設定し各種事業に取り組んできました。

令和5年度までの4か年の事業の評価と本市の状況を踏まえ、施策ごとに第2期計画の振り返りと今後の方向性をまとめるとともに、新たに求められる政策及び近年の子ども・子育てをめぐる社会経済状況などを踏まえ、第2期計画の基本理念及び施策の方向性を継承し、「第3期浦安市子ども・子育て支援総合計画」を策定するものです。

第2期計画の振り返りと今後の方向性について

施策の方向性1 安心して産み育てられる環境づくり

出産や子育てに関する不安感や負担感を軽減するため、子どもの成長に応じた支援・相談体制の確保、母子の健康保持・増進、子育て支援サービスの充実を図るため、子育てケアプラン作成や子育て相談、各種健康診査等に取り組んできました。

子育て世帯の核家族率が高く、特に未就学児保護者の居住年数が短い本市においては、身近に頼れる親族が少なく、子育てに対する不安や負担が生じやすいことから、行政における情報提供や相談体制は今後も一層充実させる必要があり、孤立せず安心して子育てできる環境づくりが求められます。

施策の方向性2 幼児期の教育・保育の充実

増加する保育需要と多様なニーズに応じた保育サービスを図るため、認可保育所の新設や公立幼稚園の認定こども園への移行等に取り組んできました。こうした取り組みの成果として、令和3年以降では、待機児童数は0人となっています。

また、幼児教育・保育等の質の確保及び向上については、子ども・子育て支援法に基づく基本指針において今後もますます重要とされており、認定こども園・幼稚園・保育園・小学校の円滑な接続の推進や職員の研修の充実等による資質向上が求められます。

施策の方向性3 次世代を担う子どもたちの教育、育成支援

学校教育環境の充実や放課後児童の居場所づくり、子どもの豊かな個性と創造力を伸ばすため、学校適正配置の推進、児童育成クラブ・放課後子ども教室事業の充実等に取り組んできました。

しかし、児童の母親の就労が増加していることから児童育成クラブの利用者数は、今後もさらに高まることが予想され、多様な事業の活用による児童の居場所の確実な確保が必要です。また、すべての市立小学校・中学校でスクールカウンセラーを配置しているものの、本市の小学校・中学校における不登校児童生徒数の割合は増加傾向にあり、引き続き、子どもが生き生きと暮らしやすい学校教育環境づくりや居場所づくりが求められます。

施策の方向性4 すべての家庭が安心とゆとりを持てる子育て支援

すべての子どもが健やかに育つよう、特別な支援が必要な子どもへの支援の充実、子どもの権利擁護や児童虐待対策の強化、子育て家庭への相談・支援の充実などの様々な子育て支援を行ってきました。しかし、児童虐待等に関するこども家庭支援センターへの相談件数は未だに多く、また、外国籍の子どもが増加していること、潜在的なヤングケアラーも発見する必要があることからも、誰も取り残さない支援体制を整備していくことが求められます。

また、ひとり親世帯における世帯の貧困率は、それ以外の世帯と比べ高い傾向があります。本市の就学援助児童生徒や、児童扶養手当受給世帯は全国と比べ少ないものの、生活保護受給者のうち教育扶助受給者や母子世帯が占める割合が高いことから、今後も子育て家庭への経済的支援を充実させていくことが求められます。

施策の方向性5 地域で子どもを見守り大切にするまちづくり

子どもの安全を見守る環境づくりや子育て家庭を応援するまちづくり、ワーク・ライフ・バランスの推進のため、交通安全・防犯対策の充実、地域で活躍する子育て支援者の育成、仕事と家庭生活を両立するための意識啓発等に取り組みました。しかし、少子化や子育て世帯における核家族化が進むなかで、地域のつながりの希薄化は子育て家庭の不安感や負担感の増大する要因であり、地域とともに子どもを見守る環境づくりが求められます。

コラム

ヤングケアラーを知っていますか

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っていることのことです。家族の手伝いや手助けをすることは「ふつうのこと」のように思われがちですが、以下のような、家族のケアなどが日常的に積み重なると負担となり、学校生活や友人との関係に影響が出たり、心や身体に不調を感じるほどの重たい影響が出る場合もあります。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯等の家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声掛けなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病を担当している。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

第3章 計画の基本理念と施策の方向性

1 基本理念

本計画では、国が示している子ども・子育て支援法に基づく基本指針や近年の子ども・子育てをめぐる社会経済状況、浦安市子ども・子育て支援総合計画（第2期）の評価などを踏まえながら、浦安市における課題の解決を図るために、浦安市子ども・子育て支援総合計画（第2期）の基本理念を継承し、市民、事業者、関係機関・団体などとともに、子どもの権利を擁護し、すべての子どもの最善の利益を実現するため、計画の推進と施策の展開を図ります。

第3期浦安市子ども・子育て支援総合計画の基本理念

子どもが健やかに成長できるまち

子ども

すべての子どもが、伸び伸び、生き生きと、それぞれの発達段階において、自らの力を十分に發揮し、心身ともに健やかに成長できるまちを目指します。

安心して、生き生きと子育てできるまち

親・家庭

誰もが安心して子どもを産み育てることができ、子どもと向き合い育ちあいながら、生き生きと子育てできるまちを目指します。

子どもと家庭を見守り・支えあえるまち

地域・社会

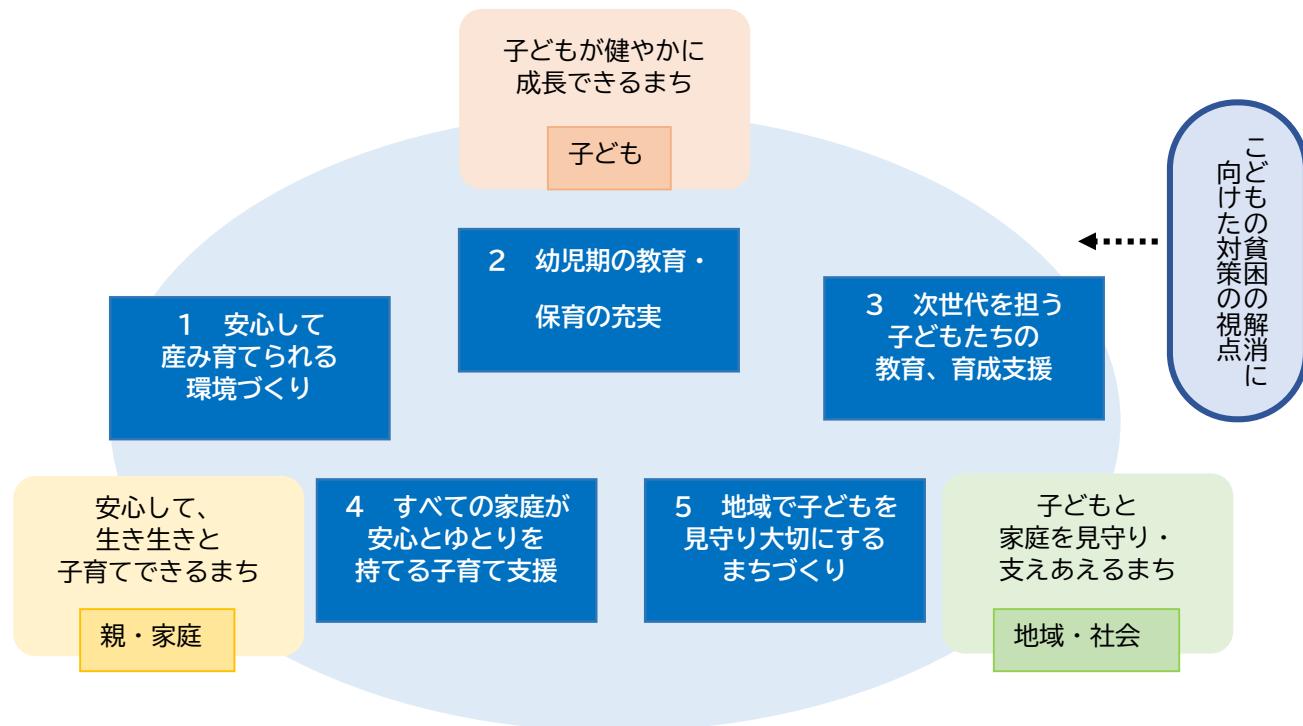
市や市民、事業者等が力を出しあい、子どもと子育てをする家庭を見守り、互いに励まし支えあえるまちを目指します。

2 施策の方向性

基本理念に基づき、以下のような施策の方向性で取り組んでいきます。

子育て支援の量・質の視点とともに、子どもの貧困の解消に向けた対策の視点も取り入れて施策を進めていきます。

施策の方向性の構成イメージ



第3期浦安市子ども・子育て支援総合計画の施策の方向性

1	安心して産み育てられる環境づくり	施設を活用した産後ケアなどによる母子の健康保持・増進や小児医療体制の確保、子育て支援サービスの実施、情報提供・相談体制の確保を通して、安心して産み育てられる環境づくりを進めます。
2	幼児期の教育・保育の充実	すべての子どもたちが必要な保育や教育を受け、伸び伸びと育つことができるよう、幼児教育・保育を提供するとともに、多様なニーズに応える保育サービスを実施します。
3	次世代を担う子どもたちの教育、育成支援	子どもたちが生きる力を育み健やかに成長できるよう、学校教育環境づくりや放課後児童の居場所づくり、子どもの豊かな個性と想像力を伸ばす機会の充実などを通じて、次世代を担う子どもたちの教育や育成支援を進めます。
4	すべての家庭が安心とゆとりを持てる子育て支援	特別な支援が必要な子どもへの支援、児童虐待防止対策、子育て家庭への経済的支援を行い、すべての家庭が安心とゆとりを持てる子育て支援を進めます。
5	地域で子どもを見守り大切にするまちづくり	子どもの安全を見守る環境づくり、子育て家庭を応援するまちづくり、ワーク・ライフ・バランスを推進する地域づくりにより、地域で子どもを見守り大切にするまちづくりを進めます。

3 基本施策

施策の方向性に基づき、基本施策を定めます。

基本施策は、具体的な事業に取り組む際の事業の目的となるものです。

施策の方向性

基本施策

1

安心して
産み育てられる
環境づくり

- (1) 母子の健康保持・増進や小児医療体制の確保
- (2) 子育て支援サービスの実施
- (3) 情報提供・相談体制の確保

2

幼児期の教育・
保育の充実

- (1) 幼児教育・保育の提供
- (2) 多様な保育サービスの実施

3

次世代を担う
子どもたちの
教育、育成支援

- (1) 生きる力を育む学校教育環境づくり
- (2) 放課後児童の居場所づくり
- (3) 子どもの豊かな個性と想像力を伸ばす機会の充実

4

すべての家庭が
安心とゆとりを
持てる子育て支援

- (1) 特別な支援が必要な子どもへの対応
- (2) 児童虐待防止対策
- (3) 子育て家庭への経済的支援

5

地域で子どもを
見守り大切にする
まちづくり

- (1) 子どもの安全を見守る環境づくり
- (2) 子育て家庭を応援するまちづくり
- (3) ワーク・ライフ・バランスを推進する地域づくり

4 基本施策と取組

施策の方向性及び基本施策を踏まえて実施していく、具体的な取組の全体像を以下に示します。

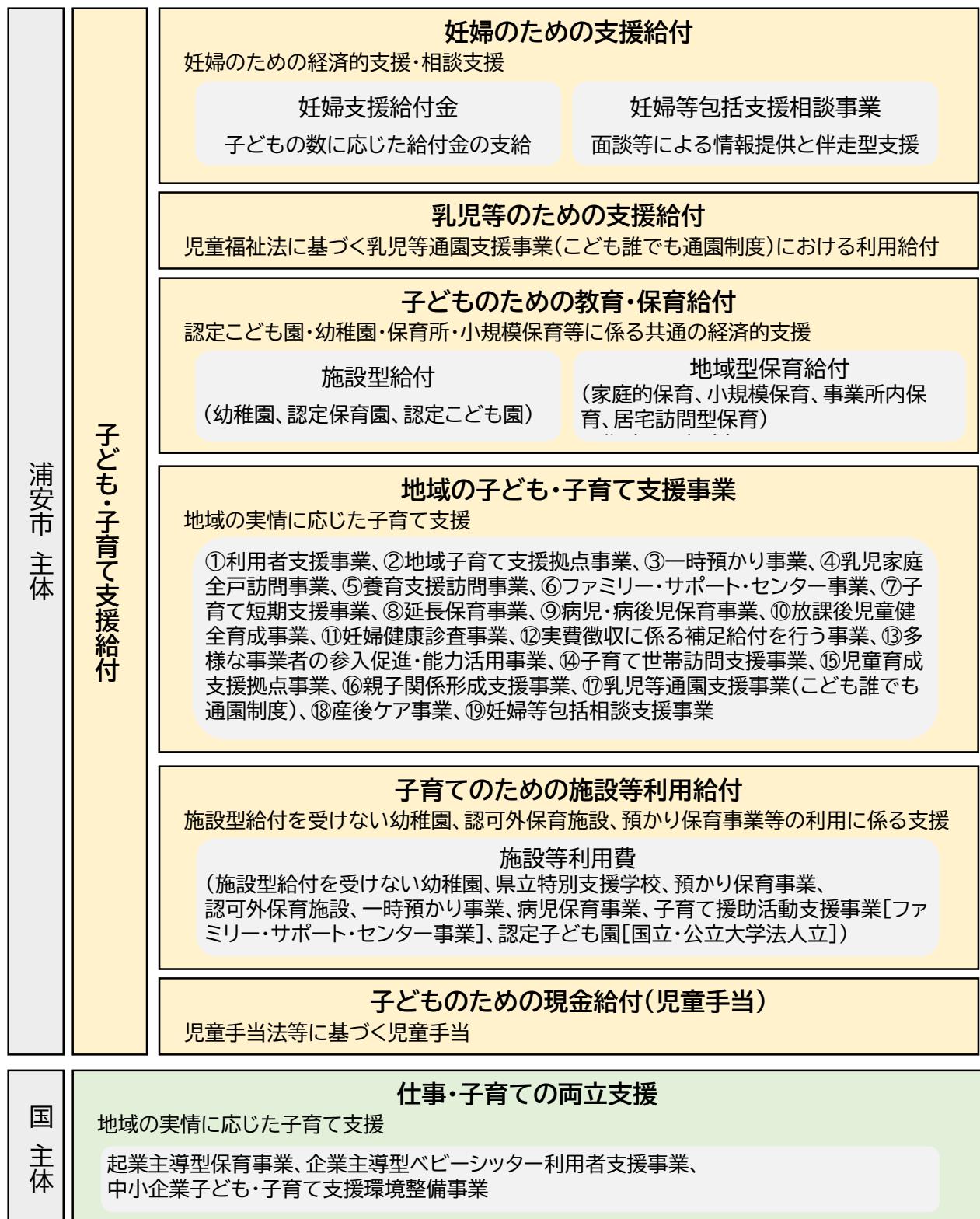
●は子どもの貧困対策としても実施する取組みであり、その内容は第6章に掲載します。

施策の方向性	基本施策	子どもの子育て支援関連事業（4章）		具体的な取組 次世代育成支援対策関連事業（5章）
1 安心して 産み育てられる 環境づくり	(1) 母子の健康保持・増進や小児医療体制の確保	・乳児家庭全戸訪問事業 ・妊婦健康診査事業 ・産後ケア事業	①産前学級の実施 ● ②産前・産後サポート事業 ● ③各種健診事業 ● ④健康教育の実施 ●	⑤各種予防接種事業 ⑥子どもの予防接種スケジュール作成支援事業 ⑦任意予防接種運営事業（麻しん・風しん予防接種事業） ⑧休日や急病時の医療体制の整備
	(2) 子育て支援サービスの実施	・子育て短期支援事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・子育て世帯訪問支援事業	①幼稚園子育てすこやか広場の実施 ②保育園園庭開放	③社会福祉協議会の子育て支援事業
	(3) 情報提供・相談体制の確保	・利用者支援事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・妊婦等包括相談支援事業	①子育てケアプラン作成事業 ● ②育児相談等 ● ③子育てポータルサイトの運営 ④子育てハンドブックの発行・配布	⑤ひとり親家庭の相談 ● ⑥青少年相談事業 ⑦外国人相談窓口の実施 ⑧子どもの相談体制構築事業
2 幼児期の教育・ 保育の充実	(1) 幼児教育・保育の提供	・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	①保育士確保事業 ②浦安市就学前保育・教育指針「いきいき☆浦安っ子」による連携の推進	③今川地区保育園建設事業 ④幼児期体力向上支援事業
	(2) 多様な保育サービスの実施	・一時預かり事業 ・病児・病後児保育事業 ・延長保育事業 ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	①休日保育の実施 ②公民館主催事業の保育の実施	③エンゼルヘルプサービスの実施 ● ④託児保育者派遣事業
3 次世代を担う 子どもたちの 教育、育成支援	(1) 生きる力を育む学校教育環境づくり		①学校規模適正化事業 ②少人数教育推進事業 ③地域とつながる教育活動推進事業 ④ふるさとうらやす立志塾の開催 ⑤体力向上推進事業	⑥生命や健康、性教育についての知識の普及推進 ⑦いじめ問題等対策事業 ⑧浦安市いちょう学級 ● ⑨（仮称）学びの多様化学校運営事業 ⑩情報活用能力育成の推進
	(2) 放課後児童の居場所づくり	・放課後児童健全育成事業 ・児童育成支援拠点事業	①児童育成クラブの整備・充実 ● ②放課後子ども教室の充実 ●	③児童センター事業 ● ④青少年館管理運営事業 ●
	(3) 子どもの豊かな個性と想像力を伸ばす機会の充実		①未来のパパ・ママ体験 ②ブックスタート事業 ③子育て家庭向け図書館事業 ④うらやすこどもクエストの実施 ⑤子どもの広場事業 ⑥子育て家庭向け郷土博物館事業	⑦子育て家庭向け公民館事業 ⑧家庭・地域教育力を高める公民館事業 ⑨青少年リーダーの育成 ● ⑩青少年交流活動センター（うら・らめーる）事業 ⑪地域での青少年健全育成活動の推進 ● ⑫（仮称）子ども図書館等整備事業
4 すべての家庭が 安心とゆとりを 持てる子育て支援	(1) 特別な支援が必要な子どもへの対応		①障がい者福祉推進事業 ②こども発達センターの運営 ● ③保育園、幼稚園、認定こども園、児童育成クラブの利用支援 ④まなびサポート推進事業 ● ⑤特別支援教育の推進 ⑥特別支援学級等整備事業 ⑦県立特別支援学校との連携	⑧青少年発達サポート事業 ⑨浦安市学校等における巡回訪問看護事業 ⑩日本語指導員の派遣 ● ⑪外国につながる幼児への支援 ⑫生活困窮世帯等への学習・生活支援事業 ● ⑬青少年自立支援未来塾 ● ⑭ヤングケアラー支援事業 ⑮医療的ケア児等の支援体制の構築
	(2) 児童虐待防止対策	・養育支援訪問事業	①DV被害者に対する啓発 ②児童虐待を早期発見するための啓発活動	③家庭児童相談 ● ④要保護児童対策地域協議会 ●
	(3) 子育て家庭への経済的支援	・実費徴収に係る補足給付を行う事業	①児童手当 ● ②子ども医療費助成 ● ③多子世帯の保育料等の軽減支援事業 ● ④奨学支援金支給制度 ● ⑤学校給食費の無償化 ●	⑥児童扶養手当 ● ⑦ひとり親家庭就労支援 ● ⑧ひとり親家庭等医療費等助成 ● ⑨ひとり親家庭住宅手当 ● ⑩難病者見舞金の事業 ●
5 地域で子どもを 見守り大切にする まちづくり	(1) 子どもの安全を見守る環境づくり		①地域防犯ネットワーク事業 ②学校等防犯対策 ③交通事故防止対策 ④薬物乱用防止等対策	⑤子ども向け消費生活学習の推進 ⑥青少年補導員活動・地域パトロールの実施 ⑦ネットパトロール事業 ⑧子育て世帯に向けた平常時からの防災対策の広報、啓発
	(2) 子育て家庭を応援するまちづくり	・親子関係形成支援事業	①地域子育て応援団事業 ②市民大学校運営事業 ③あかちゃんほっとすてーしょん整備事業	④子育てを応援するイベント等の支援 ⑤外出環境の整備事業
	(3) ワーク・ライフ・バランスを推進する地域づくり		①企業への男女の平等な待遇等の意識啓発の推進 ● ②仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進 ● ③女性等の職業能力開発と様々な働き方への支援の実施 ●	④優良企業表彰制度の実施 ⑤社会貢献に取組む事業者への融資あっせん ●

第4章 子ども・子育て支援関連事業

本章は、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他同法に基づく業務の円滑な実施に関する事項について定めます。

1 子ども・子育て支援制度の全体像



2 子ども・子育て支援給付の概要

(1) 子ども・子育て支援給付の対象となる施設・事業

① 妊婦のための支援給付

支援内容		申請・実施時期	内 容
経 済 的 支 援	出産応援給付金	妊娠8～10週前後 (妊娠届出時等)	妊娠であることの認定後に5万円を給付します。 ※妊娠届出後に流産・死産となった場合でも給付の対象となります。
	子育て応援給付金	出産・産後 (出生届出時等)	妊娠している子どもの人数の届出を行った後、その人数×5万円を給付します。
相 談 支 援	伴走型相談支援	妊娠期～産後の育児期	妊娠やその配偶者等に対して、面談等により情報提供や相談を行う。産前・産後ケア事業や乳児家庭全戸訪問と連携し実施します。

② 乳児等のための支援給付（令和8年度から実施予定）

支援内容	利用できる 保護者	対象となる 子ども	内 容
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	制限なし	0歳6か月～3歳未満の子ども	保育所や認定こども園などの施設で、月一定時間までの利用可能枠の中で、親の就労状況に関わらず、時間単位で柔軟に利用可能な保育を実施します。 ※保育所・認定こども園・地域型保育事業（小規模保育・事業所内保育・家庭的保育等）や企業主導型保育施設等に在籍していないことが条件となります。

③ 子どものための教育・保育給付（教育・保育施設）

施設型給付

施設種別	利用できる 保護者	対象となる 子ども	内 容
幼稚園	制限なし	3歳～就学前	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。教育時間終了後の預かり保育なども実施しています。
認可保育園	共働き世帯など、家庭での保育ができない保護者	0歳～就学前	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を行います。
認定こども園	短時間保育：制限なし 長時間保育：共働き世帯など、家庭での保育ができない保護者	0歳～就学前	小学校就学前の子どもの教育と保育を一体的に提供するとともに、子育て支援事業を行う施設で、幼稚園機能（短時間保育）と保育所機能（長時間保育）の両方の役割を果たします。

地域型保育（地域型保育給付）

地域型保育は、市の認可事業として、ニーズに対して供給がひつ迫しやすい0歳児～2歳児を対象とする事業です。地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保します。

事業種別	内 容
家庭的保育	家庭的保育事業者（保育ママ）がその自宅において、家庭的な雰囲気の中で少人数（5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行います。
小規模保育	少人数（6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の中できめ細やかな保育を行います。
事業所内保育	事業所の保育施設などで、従業員の子どもだけでなく、地域の保育を必要とする子どもも一緒に保育を行います。
居宅訪問型保育 (障がい児向け)	障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。
居宅訪問型保育 (待機児童向け)	認可保育所の入所が待機となった子どもを対象に保護者の自宅にベビーシッターを派遣し、1対1の保育を行います。

④ 地域子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭を支援するため、家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり保育」「病児・病後児保育」「地域子育て支援拠点事業」など、地域での様々な子育て支援事業を実施します。

⑤ 子育てのための施設等利用給付

幼稚園<未移行>、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援を行います。

施設種別	対象となる子ども	利用支援の内容
子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園	3歳～就学前	幼稚園における利用者負担額を上限として無償化。
特別支援学校の幼稚部	3歳～就学前	3～5歳の就学前の障がい児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用料を無償化。
認可外保育園	0歳～就学前	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化。0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化。
預かり保育事業	3歳～就学前	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料を無償化。
一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動 支援事業	0歳～就学前	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）または特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額（3歳から5歳までの場合、月額3.7万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができます。

⑥ 子どものための現金給付（児童手当）

家庭等における生活の安定に寄与し、次世代の社会を担う児童の健やかな成長に貢献します。

支給対象	高校生相当年齢までの国内に住所を有する児童
所得制限	所得制限なし
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ・3歳～高校生相当年齢 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円
受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> ・監護生計要件を満たす父母等 ・児童が施設に入所している場合は施設の設置者等
支払期月	年6回（偶数月）

(2) 保育の必要性の認定

① 認定区分

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者に、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受けていただきます。認定は6つの区分となっており、認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

認定区分		対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
教育・保育給付	1号認定	新制度幼稚園等のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども	幼稚園 認定こども園（短時間保育）
	2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園（長時間保育）
	3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園（長時間保育） 地域型保育事業
施設等利用給付	1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、2号認定子ども・3号認定子ども以外のもの	幼稚園、県立特別支援学校等
	2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認定こども園、幼稚園、県立特別支援学校（満3歳入園児は3号、年少児からは2号） 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで3号、3歳児からは2号）
	3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子どものうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	

② 保育を必要とする事由

保育園などで保育を希望する場合の保育認定（2号認定、3号認定）にあたっては、保護者のいずれもが、次のいずれかに該当することが必要です。

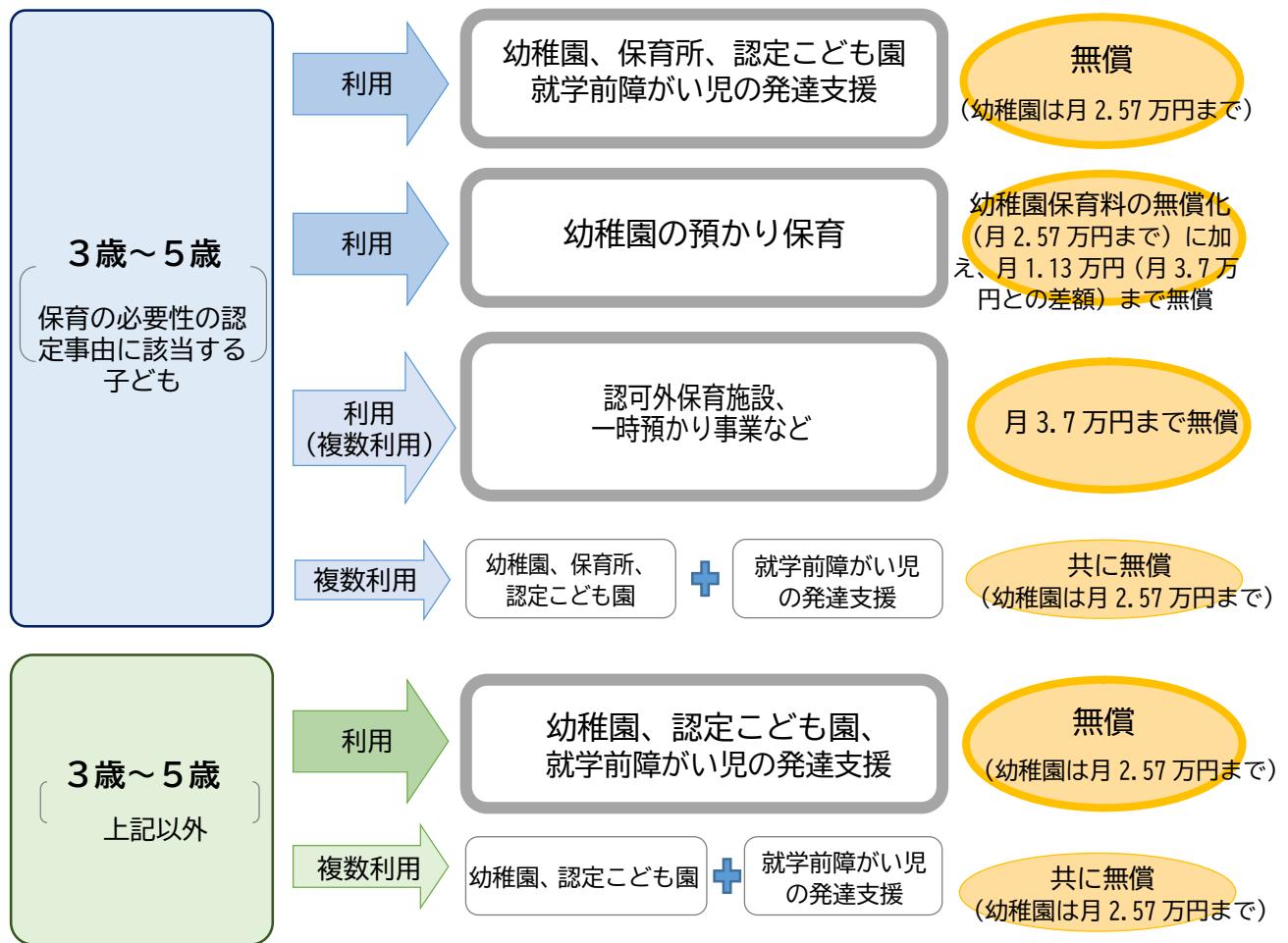
- ・就労（月64時間以上）
- ・妊娠、出産
- ・疾病、障がい
- ・同居または長期入院などをしている親族の介護・看護
- ・災害復旧
- ・求職活動
- ・就学
- ・虐待やDVのおそれがあること
- ・育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

③ 保育の必要量

保育の必要な時間に応じて、次のいずれかに区分されます。

- ・「保育標準時間」認定：フルタイム就労などを想定した利用時間（11時間以内）
- ・「保育短時間」認定：パートタイム就労などを想定した利用時間（8時間以内）

※幼児教育の無償化の具体的なイメージ



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。(認可外保育施設の場合、月 4.2 万円まで無償。)

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定事由に該当することが必要となる。

(注2) 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る。

3 子ども・子育て支援事業計画における必須記載事項

子ども・子育て支援法に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他同法に基づく業務の円滑な実施に関する事項のうち、次のとおり必須記載事項について定めます。

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号において、教育・保育提供区域とは、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。

浦安市では、地域による人口数・施設数の差があること、地域に関わらず事業を利用する方、利用希望の方がいることなどから、見込み量の調整や確保を円滑に図る必要があるため、市全域を1区域と設定し、教育・保育施設や地域の子育て支援等を計画的に整備、推進します。

(2) 幼児期の学校教育・保育の充実

幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保等

市では、幼稚園、保育園、認定こども園などの利用にあたり、子どもの年齢や保育の必要性に応じて利用のための認定を行います。計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」は、年齢別の人ロ推計値などを活用し、定めます。

令和7年度から令和11年度までの計画期間における就学前児童（0歳から5歳まで）の人口推計、幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保方策等は下表のとおりです。

◆就学前児童の人口推計（人）

年齢	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳	973	1,008	1,051	1,063	1,077
1歳	1,012	1,029	1,079	1,058	1,075
2歳	1,170	1,068	1,085	1,077	1,065
3～5歳	3,566	3,596	3,654	3,499	3,276
合計	6,722	6,700	6,869	6,697	6,494

※各年度4月1日

◆ 1号認定

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で教育を希望	幼稚園、認定こども園

◆ 1号認定の量の見込みに対する確保方策（人）

1号認定	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
人口推計（3-5歳）	3,879	3,671	3,566	3,596	3,654	3,499	3,276
①量の見込み	1,257	1,083	1,019	1,009	979	870	776
② 確保方策	幼稚園、 幼稚園型こども園 (特定教育・保育施設)	1,202	1,162	1,212	1,212	1,212	1,212
	確認を受けない 幼稚園	531	478	403	403	403	403
	計	1,733	1,640	1,615	1,615	1,615	1,615
	② - ①	476	557	596	606	636	745
							839

※令和5年度・令和6年度は実績値

※上記の「確認を受けない幼稚園」とは、国で創設された「施設型給付」対象の幼稚園とならず、施設型給付に伴う市の「確認」を受けない幼稚園のことをいいます。

なお、「確認を受けない幼稚園」は、平成27年度以降の計画期間内において、希望に応じて市の「確認」を受けることで、特定教育・保育施設へ移行することが可能となっています。

量の見込み・確保方策の考え方

3歳から5歳の人口推計をもとに、過去の各年齢人口に対する利用実績から量の見込みを算出しました。確保方策については、①市立幼稚園・認定こども園の募集定員、②確認を受けていない幼稚園のうち、新制度に移行した1園の実績値、③確認を受けていない幼稚園の実績値を合わせたものとしました。

◆2号認定

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
2号認定	満3歳以上で教育・保育を希望	認可保育園、認定こども園

◆2号認定の量の見込みに対する確保方策（人）

2号認定	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
人口推計（3-5歳）	3,879	3,671	3,566	3,596	3,654	3,499	3,276
①量の見込み	2,366	2,339	2,315	2,334	2,354	2,348	2,412
② 確保 方策	認可保育園等	2,512	2,512	2,499	2,499	2,499	2,499
	幼稚園型認定こども園 (特定教育・保育施設)	270	260	250	250	250	250
	計	2,782	2,772	2,749	2,749	2,749	2,749
	② - ①	416	433	434	415	395	337

※令和5年度・令和6年度は実績値

量の見込み・確保方策の考え方

年齢別人口推計値に令和6年度利用率と過去4年の平均変化率を掛けて量の見込みを算出しました。確保方策については、市立幼稚園・認定こども園及び認可保育園等の募集定員としました。

◆3号認定

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設・事業
3号認定	満3歳未満で保育を希望	認可保育園、認定こども園、地域型保育事業

◆3号認定の量の見込みに対する確保方策（人）

3号認定 (0歳)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
人口推計	(0歳)	1,092	956	973	1,008	1,051	1,063	1,077
①量の見込み		243	237	242	248	253	256	257
② 確 保 方 策	認可保育園等	386	368	361	361	361	361	361
	地域型保育	21	21	19	19	19	19	19
	計	407	389	380	380	380	380	380
② - ①		164	152	138	132	127	124	123
3号認定 (1歳)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
人口推計	(1歳)	1,162	1,106	1,012	1,029	1,079	1,058	1,075
①量の見込み		699	690	709	710	711	711	711
② 確 保 方 策	認可保育園等	680	671	670	670	670	670	670
	地域型保育	42	42	42	42	42	42	42
	計	722	713	712	712	712	712	712
② - ①		23	23	3	2	1	1	1
3号認定 (2歳)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
人口推計	(2歳)	1,139	1,167	1,170	1,068	1,085	1,077	1,065
①量の見込み		757	771	779	776	776	777	777
② 確 保 方 策	認可保育園等	748	741	741	741	741	741	741
	地域型保育	43	43	43	43	43	43	43
	計	791	784	784	784	784	784	784
② - ①		34	13	5	8	8	7	7

※令和5年度・令和6年度は実績値

※上記の「地域型保育事業」とは、待機児童の多い0～2歳児を主な対象とした少人数の子どもを保育する事業で、浦安市では以下の2種類があります。なお、保育ママは、各年齢別の定員設定が無いため、確保方策からは除いています。

- ・小規模保育：利用定員6人以上19人以下の小規模な施設で細やかな保育を行うサービス
- ・家庭的保育（保育ママ）：利用定員5人以下で保育ママの居宅などで家庭的な雰囲気で行う保育サービス

量の見込み・確保方策の考え方

年齢別人口推計値に令和6年度利用率と過去4年間の平均変化率を掛けて量の見込みを算出しました。確保方策については、認可保育園等（保育ママを除く）及び地域型保育（小規模保育）の募集定員としました。

(3) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

① 幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。以下同じ）・保育園・小学校等との円滑な接続の推進

幼稚園・保育園・小学校等との円滑な接続を推進する観点から、浦安市就学前保育・教育指針「いきいき☆浦安っ子」による連携・接続の意識啓発、各中学校における園児と小学校児童との交流活動、幼稚園教諭・保育士と小学校教諭との合同研修会の開催、幼稚園教諭・保育士等による小学校の授業参観、小学校教諭による教育・保育施設の保育参観、接続を意識したカリキュラムの作成などについて、引き続き、実施・支援します。

② 幼稚園教諭・保育士等に対する研修の充実等による資質向上

幼稚園教諭・保育士等の資質向上を図るため、引き続き、各職階・役割に応じた研修（園長、主任教諭、副園長、中堅職員、初任者向けなど）を実施します。

また、公私・施設類型を超えた合同会議を開催し、幼児期の学校教育・保育に関する国の動向を踏まえた研修会や各園の保育に関する取組等の情報共有を行います。

また、子どもの健やかな成長を保証し保護者が安心して預けることができるよう守るべき基本的事項を定めた浦安版「保育の質のガイドライン」と浦安市就学前保育・教育指針「いきいき☆浦安っ子」を活用し、各施設の保育の質を確保します。

③ 幼稚園教諭・保育士等の処遇改善を始めとする労働環境への配慮

幼稚園教諭・保育士等の労働環境の整備・改善を図るため、幼稚園等に対し、幼稚園教諭・保育士等の賃金の上乗せを行う保育士等処遇改善費補助事業、市内で働く幼稚園教諭・保育士等に対する家賃補助（宿舎借上げ支援事業）等による補助金を交付します。

(4) 地域子ども・子育て支援事業等の充実

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業を下表のとおり実施するとともに、医療的ケア児等の支援体制の充実を図ります。

さらに、子育てのための施設等利用給付については、幼稚園、保育園、認定こども園、障害児通園施設に加えて、新制度に移行していない幼稚園、預かり保育、認可外保育施設等も保護者の負担軽減を図ります。

◆地域子ども・子育て支援事業一覧

地域子ども・子育て支援事業	事業内容	担当課
①利用者支援事業	子育て家庭や妊産婦に必要な支援を行うため、子ども・子育てについての相談を面接・電話で応じるとともに、産前・産後の保護者に子育てケアプランを作成します。	こども課 母子保健課
②地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターや、認可保育園に併設されている地域子育て支援センター、つどいの広場で、親子が交流できる場や子育てに関する相談・情報を提供します。	こども課 保育幼稚園課
③一時預かり事業 預かり保育 その他一時預かり	家庭保育等を行っている家庭で一時的に保育が困難になった場合に、保育園などで一時預かり等を行います。	こども課 保育幼稚園課
④乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象に、新生児訪問や母子保健推進員の訪問活動を通して、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対して助言や適切なサービス提供を行います。	母子保健課
⑤養育支援訪問事業	家庭相談員や保健師等が、乳児家庭全戸訪問事業等により把握した子育てへの不安感・孤立感が高い家庭や、児童虐待に至る可能性が高いと考えられる家庭、若年保護者の家庭へ訪問し、助言・指導を行います。	こども家庭支援センター
⑥ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい人（おねがい会員）、育児の援助を行いたい人（まかせて会員）、両方とも希望をする人（どっちも会員）が、地域の中で支えあいながら子育てを行う会員組織です。会員相互の援助活動により、子育てをする家庭の育児を支援します。	こども課
⑦子育て短期支援事業	保護者が病気、看護、出産、出張、育児疲れなどで、一時に子どもの養育が困難になったときに、保護者に代わり施設において子どもを養育します。	こども課
⑧延長保育事業	認可保育園において、保護者の就労形態、通勤時間などにより、基本保育時間内にお迎えができない場合、基本保育時間の前後に保育時間を延長して子どもを預かります。	保育幼稚園課
⑨病児・病後児保育事業	病気や病気回復期のため、集団保育や家庭での保育が困難な子ども（病児・病後児）を病院や保育園に併設された施設で預かります。	保育幼稚園課
⑩放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童を対象に、放課後等の時間帯に、家庭に代わる生活の場を提供します。	青少年課
⑪妊婦健康診査事業	妊婦健康診査の徹底を図り、異常の早期発見に努め、適切な治療や指導等により、母体及び胎児の健康を促すことを目的として、妊娠期間中に合計14回まで、健康診査受診票を利	母子保健課

地域子ども・子育て支援事業	事業内容	担当課
	用して医療機関で健診を受けることができます。受診票を利用できない医療機関で受診した場合は、健康診査費用の助成をします。	
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	生活保護受給者世帯の子どもが、特定教育・保育施設等の利用をする際に、必要とされる日用品・文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用の補助を行います。	保育幼稚園課
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	教育・保育施設等に新規参入する事業者に対して、保育士OB等の事業経験のある者を活用した巡回支援等（事業運営や事業実施に関する支援及び実地支援、相談助言等）を行います。多様な集団活動事業を利用する幼児の保護者に対し、負担した利用料について給付を行います。	保育幼稚園課
⑭子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等の支援が必要な家庭を訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事や子育ての支援を行います。	こども家庭支援センター 母子保健課
⑮児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、抱える課題に応じて生活習慣の形成や学習のサポート、相談支援等を行い、児童及び家庭のアセスメントを通して、個々の児童の状況に応じた包括的な支援を行います。	こども家庭支援センター
⑯親子関係形成支援事業	子どもの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等の知識や方法を身に付けるため、保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレントトレーニングを提供することにより、健全な親子関係の形成を支援するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の横のつながりの構築を支援します。	母子保健課 こども家庭支援センター こども発達センター
⑰乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	幼稚園、認定こども園、保育園等の余裕定員等を活用し、満3歳未満で保育所に通っていない子どもを対象とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、親の就労要件を問わず保育を行います。	保育幼稚園課
⑱産後ケア事業	出産医療機関を退院後、心身ともに不安定になりやすい時期に、助産師等が母体・乳児のケア、育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。	母子保健課
⑲妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から子育て期まで、妊娠婦の多くが不安や負担感を抱えている時期に、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型の相談支援を実施します。	母子保健課

計画期間における地域子ども・子育て支援事業等の量の見込み、提供体制の確保方策等を次のとおり設定します。

① 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦に必要な支援を行うため、子ども・子育てについての相談を面接・電話で応じるとともに、産前・産後の保護者に子育てケアプランを作成します。

◆量の見込み、確保方策

利用者支援		令和5年度 実績値 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み 確保方策+	こども家庭センタ型（箇所）	0	1	1	1	1	1
	基本型（箇所）	1	3	4	4	5	7
	地域子育て相談機関	0	3	4	4	5	7

量の見込み算出方法・確保方策の考え方

【こども家庭センター型】

こども家庭センター型は、母子保健課・こども家庭支援センター間で連携しながら全ての妊婦、子育て世帯、子どもに一体的な相談支援を行う基幹拠点（1か所）とし、各地域拠点からの情報を統合・管理します。

【基本型】

子どもや保護者が気軽に相談しやすい体制を各地域で実現するため、各地域の相談体制の拠点とする基本型の設置を段階的に進めます。

【地域子育て相談機関】

基本型を地域子育て相談機関と位置付け、こども家庭センターの管理のもと、市の一貫した相談体制の構築を図ります。

◆地域子育て相談機関 想定エリア



② 地域子育て支援拠点事業

子育て支援センターや、認可保育園に併設されている地域子育て支援センター、つどいの広場で、親子が交流できる場や子育てに関する相談・情報を提供します。

◆量の見込み、確保方策

地域子育て支援 拠点事業	令和5年度 実績値 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み（人日）	31,033	27,632	27,541	28,236	27,529	26,694
確保方策（箇所）	11	11	11	11	11	11

量の見込み算出方法・確保方策の考え方

年度によって利用率に開きがあるものの、過去10年の利用率の変化率の推移を加味し、平均的な水準である令和5年度の利用率を人口推計に乘じ、見込み量を設定しました。

◆地域子育て支援拠点一覧



③ 一時預かり事業

家庭保育等を行っている家庭で一時的に子どもの保育が困難になった場合に、保育園などで一時預かり等を行います。

1) 幼稚園型認定こども園における在園児を対象とした預かり保育

◆量の見込み、確保方策

預かり保育		令和5年度 実績値 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
① 込 み の 見	1号認定による利用（人日）	7,012	6,811	6,215	6,016	5,456	4,661
	2号認定による利用（人日）	30,799	36,134	36,438	37,026	35,455	33,196
② 方 確 保	（人日）	80,190	72,900	72,900	72,900	72,900	72,900
	（箇所）	11	10	10	10	10	10
② - ①（人日）		42,379	29,955	30,247	29,858	31,989	35,043

量の見込み算出方法・確保方策の考え方

1号認定による利用については、令和5年度における在園児数に対する利用実績の割合を算出し、1号認定の在園児数推計にその割合を乗じて見込み量を設定しました。

2号認定による利用については、3歳から5歳の人口推計に、認定こども園の利用を希望する人の割合を乗じて見込み量を設定しました。

◆預かり保育を実施する公立幼稚園型認定こども園一覧



預かり保育を実施する公立幼稚園型認定こども園・幼稚園 10 施設

公立幼稚園型認定こども園

- ・若草認定こども園
- ・みなみ認定こども園
- ・北部認定こども園
- ・堀江認定こども園
- ・美浜南認定こども園
- ・舞浜認定こども園
- ・明海認定こども園
- ・見明川認定こども園
- ・神明認定こども園
- ・入船南認定こども園

2) 保育園・幼稚園・一時預かり専用施設で実施する一時預かり、ファミリー・サポート・センター（就学前）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ等）

◆量の見込み、確保方策

その他一時預かり		令和5年度 実績値 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	
①量の見込み（人日）		24,544	22,044	21,972	22,526	21,962	21,296	
②確 保 方 策	保育園・幼稚園・ 一時預かり専用施設で の一時預かり	(人日)	48,884	48,884	48,682	49,086	48,884	49,040
	ファミリー・サポー ト・センター（就学前）	(人日)	4,339	2,011	2,005	2,055	2,004	1,943
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ 等)	(人日)	2,520	2,513	2,513	2,520	2,513	
② - ① (人日)		31,199	31,364	31,228	31,128	31,446	32,200	

量の見込み算出方法・確保方策の考え方

保育園・幼稚園・一時預かり専用施設での一時預かり

0歳から5歳を対象とし、延べ利用者数を基に人口推計の増減を加味して見込みを設定しました。確保方策としては、保育園10か所、幼稚園3か所、一時預かり専用施設3か所において、一時預かり事業を実施します。

ファミリー・サポート・センター事業（就学前）

人口推計をもとに、令和5年度の利用率を乗じ、見込み量を設定しました。希望者の利用調整を行うため、確保方策は量の見込みと同数で設定しました。

子育て短期支援事業（トワイライトステイ等）

人口推計をもとに、令和5年度の利用率を乗じ、見込み量を設定しました。確保方策は、実施施設の利用定員数をもとに延利用可能日数を設定しました。

◆一時預かり実施施設一覧



④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象に、新生児訪問や母子保健推進員の訪問活動を通して、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対して助言や適切なサービス提供を行います。

◆量の見込み、確保方策

乳児家庭 全戸訪問事業	令和5年度 実績値 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳人口推計（人）	961	973	1,008	1,051	1,063	1,077
量の見込み 確保方策（人）	893	973	1,008	1,051	1,063	1,077
訪問率（%）	※92.9	100	100	100	100	100

※参考値（令和5年度母子保健推進員訪問実件数）：778件（生後2・3か月頃実施）

令和5年度の訪問率が100%でないのは、訪問拒否等により訪問を行えなかった家庭があるため。訪問できなかつたケースについては電話などで全数状況把握している。

量の見込み算出方法・確保方策の考え方

令和7年度から令和11年度の0歳の人口推計を量の見込みとして設定しました。

⑤ 養育支援訪問事業

家庭相談員や保健師等が、乳児家庭全戸訪問事業等により把握した子育てへの不安感・孤立感が高い家庭や、児童虐待に至る可能性が高いと考えられる家庭、若年保護者の家庭へ訪問し、助言・指導を行います。

◆量の見込み、確保方策

養育支援 訪問事業	令和5年度 実績値 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み (訪問世帯数：世帯)	115	125	129	132	125	128
量の見込み (延べ訪問世帯数：世帯)	432	450	482	460	456	462

量の見込み算出方法・確保方策の考え方

実績をもとに過去4年間の平均利用率で今後も推移していくものとして設定しました。

⑥ ファミリー・サポート・センター（就学児）

育児の援助を受けたい人（おねがい会員）、育児の援助を行いたい人（まかせて会員）、両方とも希望をする人（どっちも会員）が、地域の中で支えあいながら子育てを行う会員組織です。会員相互の援助活動により、子育てをする家庭の育児を支援します。

◆量の見込み、確保方策

ファミリー・サポート・センター（就学児）		令和5年度実績値 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	低学年（人日）	642	609	587	549	522	492
	高学年（人日）	197	193	193	192	186	179
②確保方策（人日）		839	802	780	740	708	671
② - ①（人日）		0	0	0	0	0	0

※参考値（令和5年度実利用者）：ファミリー・サポート・センター事業：255人

量の見込み算出方法・確保方策の考え方

児童推計をもとに、過去4年間の平均利用率で今後も推移していくものとして見込み量を設定しました。希望者の利用調整を行い必要量の確保をするため、確保方策は量の見込みと同数で設定しました。

⑦ 子育て短期支援事業（こどもショートステイ）

保護者が病気、看護、出産、出張、育児疲れなどで、一時的に子どもの養育が困難になったときに、保護者に代わり施設において子どもを養育します。

◆量の見込み、確保方策

子育て短期支援事業	令和5年度実績値 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（人日）	759	739	737	756	737	714
②確保方策（人日）	1,080	1,077	1,077	1,080	1,077	1,077
② - ①（人日）	321	338	340	324	340	363

※参考値（令和5年度実利用者）：子育て短期支援事業 51人

量の見込み算出方法・確保方策の考え方

令和2年度に事業開始以降、利用者数は増加傾向にありましたが、直近では増加率は遅減しており、今後も令和5年度と同水準で利用率が推移していくものとして、人口推計をもとに見込み量を設定しました。

⑧ 延長保育事業

認可保育園において、保護者の就労形態、通勤時間などにより、基本保育時間内にお迎えができない場合、基本保育時間の前後に保育時間を延長して子どもを預かります。

◆量の見込み、確保方策

延長保育事業	令和5年度 実績値 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（人）	3,589	3,203	3,191	3,216	3,208	3,187
②確保方策（人）	4,135	4,067	4,067	4,067	4,067	4,067
② - ①（人）	546	864	876	851	859	880

量の見込み算出方法・確保方策の考え方

年齢は0歳から5歳を対象とし、利用意向の割合を対象となる在園児数に乗じて見込みを設定しました。確保方策としては、保育園を利用する全ての児童が利用できるよう設定しました。

⑨ 病児・病後児保育事業

病気や病気回復期のため、集団保育や家庭での保育が困難な子ども（病児・病後児）を病院や保育園に併設された施設で預かります。

◆量の見込み、確保方策

病児・病後児保育事業	令和5年度 実績値 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（人日）	1,304	1,690	1,685	1,727	1,684	1,633
②確保方策（人日）	5,178	5,178	5,178	5,178	5,178	5,178
② - ①（人日）	3,874	3,488	3,493	3,451	3,494	3,545

※参考値（令和5年度病児・病後児登録者数）：4,638人

量の見込み算出方法・確保方策の考え方

対象となる潜在家庭類型においては潜在タイプA（ひとり親家庭）、潜在タイプB（フルタイム×フルタイム）、潜在タイプC（フルタイム×パートタイム）、潜在タイプE（パートタイム×パートタイム）を対象とし、対象年齢においては0歳から5歳を対象とし、利用意向の割合を乗じて見込みを設定しました。確保方策としては、病院併設施設及び保育園併設施設において病児・病後児保育事業を実施します。

◆病児・病後児保育事業実施施設一覧（令和7年3月現在）



病児・病後児保育事業実施施設 4施設

医療機関併設型

- 順天堂大学医学部付属浦安病院病児・病後児保育室「みつばち うらやす」
- 浦安中央病院「ぱんだルーム」

保育園併設型

- ポピンズナーサリースクール浦安「ポピングルーム」
- ポピンズナーサリースクール新浦安「アクアルーム」

⑩ 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童を対象に、放課後等の時間帯に、家庭に代わる生活の場を提供します。

◆量の見込み、確保方策

放課後児童健全育成事業		令和5年度実績値 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
① 量の見込み (人)	1年生（6歳）	776	722	680	627	625	572
	2年生（7歳）	759	718	673	633	584	583
	3年生（8歳）	628	604	606	569	534	492
	4年生（9歳）	479	466	456	456	422	399
	5年生（10歳）	236	220	222	223	221	205
	6年生（11歳）	98	96	94	95	98	93
	合計	2,976	2,826	2,731	2,603	2,484	2,344
② 確保方策 (人)	1年生（6歳）	776	722	680	627	625	572
	2年生（7歳）	759	718	673	633	584	583
	3年生（8歳）	628	604	606	569	534	492
	4年生（9歳）	479	466	456	456	422	399
	5年生（10歳）	236	220	222	223	221	205
	6年生（11歳）	98	96	94	95	98	93
	合計	2,976	2,826	2,731	2,603	2,484	2,344
参考 (人)	施設定員	2,756 (17/72室)	2,776	2,776	2,776	2,776	2,776
	最大入所決定者数	3,293	3,317	3,317	3,317	3,317	3,317
② ① (人)	1年生（6歳）	0	0	0	0	0	0
	2年生（7歳）	0	0	0	0	0	0
	3年生（8歳）	0	0	0	0	0	0
	4年生（9歳）	0	0	0	0	0	0
	5年生（10歳）	0	0	0	0	0	0
	6年生（11歳）	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0

量の見込み算出方法・確保方策の考え方

児童推計をもとに、入会児童数を算出し、申込みが定員を超える場合には、小学校と調整し空いている施設を借用し定員を確保します。

⑪ 妊婦健康診査

妊婦健康診査の徹底を図り、異常の早期発見に努め、適切な治療や指導等により、母体及び胎児の健康を促すことを目的として、妊娠期間中に合計14回まで、健康診査受診票を利用して医療機関で健診を受けることができます。

受診票を利用できない医療機関で受診した場合は、健康診査費用の助成をします。

◆妊婦健康診査の量の見込み、確保方策

妊婦健康検査	令和5年度 実績値 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み（受診票配付件数：件）	1,017	1,098	1,137	1,186	1,200	1,215
1人あたりの健診回数（回）	14	14	14	14	14	14
健診回数 (受診人数×1人あたりの回数：回)	11,709	15,372	15,918	16,604	16,800	17,010

※参考値（令和5年度受診率）：82.2%

量の見込み算出方法・確保方策の考え方

母子保健法に基づき、妊婦健康診査についての望ましい基準が定められており、妊婦一人につき、出産までに検診を14回程度行うこととなっています。

また、受診票配布数は令和7年度については、過去の平均受診券発行数とし、令和8年度以降は、前年度見込み量に0歳の人口推計の増加率を乗じて算出しました。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

生活保護受給世帯の子どもが、特定教育・保育施設等の利用をする際に、必要とされる日用品・文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用の補助を行います。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

教育・保育施設等に新規参入する事業者に対して、保育士OB等の事業経験のある者を活用した巡回支援等（事業運営や事業実施に関する支援及び実地支援、相談助言等）を行います。多様な集団活動事業を利用する幼児の保護者に対し、負担した利用料について給付を行います。

⑭ 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等の支援が必要な家庭を訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事や子育ての支援を行います。

◆子育て世帯の量の見込み、確保方策

子育て世帯訪問支援事業	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（人日）	300	300	300	300	300
②確保方策（人日）	220	240	260	280	300
② - ①（人日）	-80	-60	-40	-20	0

量の見込み算出方法・確保方策の考え方

見込み量については、0歳～17歳までのこども家庭センターで取り扱っている（要保護児童、要支援児童及び特定妊婦等の）世帯のうち、実績をもとに本事業を必要とする世帯を算出し、必要支援日数を乗じ、算出しました。

確保方策については、世帯数×現在提供日数（8日間）から実際のニーズに合わせ段階的に必要数の確保を行います。

⑮ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、抱える課題に応じて生活習慣の形成や学習のサポート、相談支援等を行い、児童及び家庭のアセスメントを通して、個々の児童の状況に応じた包括的な支援を行います。

◆児童数の見込み、確保方策

児童育成支援拠点事業	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（人）	20	20	20	20	20
②確保方策（人）	0	5	10	10	10
実施施設数	0	1	1	1	1
② - ①（人）	-20	-15	-10	-10	-10

量の見込み算出方法・確保方策の考え方

見込み量については一時保護解除の実人数としました。

確保方策については、1実施施設にて1児童につき3か月から半年間を支援期間として支援を実施し、実際のニーズに合わせ段階的に必要数の確保を行います。

⑯ 親子関係形成支援事業

子どもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等の知識や方法を身に付けるため、保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレントトレーニングを提供することにより、健全な親子関係の形成を支援するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の横のつながりの構築を支援します。

◆世帯数の見込み、確保方策

児童育成支援拠点事業	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（世帯数）	30	30	30	30	30
②確保方策（世帯数）	16	16	16	20	20
② - ①（世帯数）	-14	-14	-14	-10	-10

量の見込み算出方法・確保方策の考え方

見込み量については、こども家庭センターで取り扱っている世帯のうち必要と思われる世帯数としました。

確保方策については、現在確保できている世帯数から実際のニーズに合わせ段階的に必要な数の確保を行います。

⑯ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

幼稚園、認定こども園、保育園等の余裕定員等を活用し、満3歳未満で保育所に通っていない子どもを対象とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、親の就労要件を問わず保育を行います。

◆量の見込み、確保方策

乳児等通園支援制度		令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	①必要受入時間数	0歳児	2,817	2,967	3,015
		1歳児	4,566	5,162	4,905
		2歳児	13,852	14,369	14,087
		合計	21,235	22,498	22,006
	②必要定員数	0歳児	47	49	50
		1歳児	38	43	41
		2歳児	115	120	117
		合計	200	212	209
確保方策	③受入可能時間数 (整備量)	0歳児	29,568	29,568	29,568
		1歳児	29,568	29,568	29,568
		2歳児	29,568	29,568	29,568
		合計	88,704	88,704	88,704
	④利用定員数 (整備量)	0歳児	168	168	168
		1歳児	168	168	168
		2歳児	168	168	168
		合計	504	504	504
受入時間・定員余裕	受入時間余裕 ③ - ①	0歳児	26,751	26,601	26,553
		1歳児	25,002	24,406	24,663
		2歳児	15,716	15,119	15,481
		合計	67,469	66,206	66,698
	受入定員余裕 ④ - ②	0歳児	121	119	118
		1歳児	130	125	127
		2歳児	53	48	51
		合計	304	292	295

量の見込み算出方法・確保方策の考え方

幼稚園・保育園・認定こども園などの定期的利用をしていない0歳から2歳のこどもがいる家庭において、定期的利用の意向の割合を子どもの数に乘じて得た数を必要定員数として算出しました。

必要受入時間数については、必要定員数に月利用上限10時間に12月を乗じて算出しました。なお、0歳児については、0歳6ヶ月以降の利用となるため6ヶ月分を乗じて算出しました。

確保方策としては、1施設あたりの受け入れ基準を8時間×22日=176時間とし、12月を乗じ、対応できる園を14園(176時間×12月×14園)と見込み算出しました。

⑯ 産後ケア事業

出産医療機関を退院後、心身ともに不安定になりやすい時期に、助産師等が母体・乳児のケア、育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。

◆量の見込み、確保方策

産後ケア事業		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（人）	宿泊型	535	554	578	585	592
	デイサービス型	1,751	1,612	1,681	1,700	1,722
	アウトリーチ型	57	111	116	117	119
②確保方策（定員数）（人）	宿泊型	535	554	578	585	592
	デイサービス型	1,751	1,612	1,681	1,700	1,722
	アウトリーチ型	57	111	116	117	119
確保方策（施設数）（箇所）	宿泊型	4	4	4	4	4
	デイサービス型	3	3	3	3	3
確保方策（実施機関）	アウトリーチ型	1	1	1	1	1
② - ①（人）	宿泊型	0	0	0	0	0
	デイサービス型	0	0	0	0	0
	アウトリーチ型	0	0	0	0	0

量の見込み算出方法・確保方策の考え方

0歳の人口推計から産婦の人数を算出し、確保定員数は見込みと同数とします。

<宿泊型>

過去の実績より、出生数の 10%が宿泊型産後ケアを利用してあり、一人あたりの利用日数平均は 5.5 日となっている。

<デイサービス型>

過去の実績より、出生数の 40%が日帰り型産後ケアを利用してあり、一人あたりの利用日数平均は 4 日となっている。

<アウトリーチ型>

出生数の 4 %がアウトリーチ型産後ケアの利用が見込まれ、一人あたりの利用日数平均は 3 日と想定した。

⑯ 妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から子育て期まで、妊産婦の多くが不安や負担感を抱えている時期に、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型の相談支援を実施します。

◆量の見込み、確保方策

妊婦等包括相談支援事業		令和5年度 実績値 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	妊娠届出数（件）	1,017	1,008	1,051	1,063	1,077	1,094
	1組あたりの面談回数（回）	2	2	2	2	2	2
	面談実施回数（妊娠届出数×1組あたりの回数：回）	1,884	2,016	2,102	2,126	2,154	2,188
②確保方策	面談実施回数（回）	1,884	2,016	2,102	2,126	2,154	2,188
②-①	面談実施回数（回）	0	0	0	0	0	0

※参考値（令和5年度：1人当たり面談回数）：1.85回

量の見込み算出方法・確保方策の考え方

人口推計を基本とし、次年度の出生数をその前の年の妊娠届出数として算出した。確保方策については、必要数実施するため同数とした。

⑰ 医療的ケア児等支援体制の構築

専門のコーディネーターを配置するとともに、基幹園を確保し、基幹園や各施設での受け入れ体制を整えます。

4 子ども・子育て支援事業計画における任意記載事項

子ども・子育て支援法に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他同法に基づく業務の円滑な実施に関する事項のうち、次のとおり任意記載事項について定めます。

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項

本計画の策定にあたり、令和5年に実施した子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果を踏まえ、本計画では計画期間である令和7年度から令和11年度までの特定教育・保育施設等に対する量の見込み及び確保方策を定めています。この5か年の量の見込み及び確保方策をもとに、産前・産後休業、育児休業明けの特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に向け、計画的な整備を実施します。

さらに、地域の教育・保育に係る提供体制を確保し、保護者が利用を希望する際に、多様な選択ができる環境を整えます。

また、保護者が産後休業、育児休業後に利用する特定教育・保育施設等を事前に把握し、適切な選択ができるように、子育てハンドブックや子育てポータルサイトなどの情報媒体を活用した情報提供を行うとともに、妊娠後の子育てケアプラン作成時に、育児休業の取得期間や就労の有無に応じた休業明けの保育利用について、保護者に寄り添いながら今後の見通しを立てるなど、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業等の円滑な利用へつなげます。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

① 児童虐待防止対策等

児童虐待を未然に防ぐための子育て支援の推進や児童虐待の防止を目的とした「浦安市の子どもをみんなで守る条例」に基づき、児童虐待の早期発見を促すための保育士、教職員、児童福祉に携わる職員等に向けた研修会や市民向けの広報、啓発を行うとともに、子ども自身が児童虐待に気づき、自らが相談できるように相談先の周知を図ります。

また、「こども家庭センター」や「地域子育て相談機関」等により、地域における切れ目のない子育て支援を活用して虐待を予防するほか、児童相談所等の関係機関との連携強化を図っていきます。

さらに、乳児家庭全戸訪問、保健師による保健指導、母子保健推進員や産前・産後サポートの訪問、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業の利用等を通じて、育児不安や育児ストレスがある家庭、特定妊婦等、問題を抱えた家庭を早期に把握するとともに、支援が必要な者に対するサポートプランを作成し、家庭支援事業等の適切な支援につなげていきます。

② ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、子どもの健やかな成長を図るため、母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の生活などの相談支援や自立に必要な指導・助言を行うとともに、未就学児のいるひとり親家庭で、父母が病気・就職活動などで一時的に生活援助を必要としている場合や生活環境の変化などで日常生活に支障が生じている場合に、ホームヘルパーの派遣を行います。

また、ひとり親家庭の自立促進を目的として、ハローワークなどの関係機関と連携を取りながら、ひとり親家庭の就業をより効果的に促進するため、教育訓練講座や高等技能訓練の受講者に給付金を支給します。

さらに、経済的負担の軽減を目的に、18歳未満の子ども及びその親が病院などで保険診療を受けた場合の医療費の一部助成や賃貸住宅に暮らすひとり親家庭への住宅手当の支給を行うほか、保育園の入園、児童育成クラブや子育て短期支援事業などの利用における配慮を図ります。

③ 特別な支援が必要な子どもへの支援

障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるとともに、障がいのある子どもや発達に特性のある子ども、医療的ケアの必要な子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれの子どもの置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立・社会参加を支援する必要があります。

市ではこれまで、ライフステージごとの課題に応じて施策を実施してきました。市内各保育園等、幼稚園、認定こども園では、各職員への研修や児童発達支援に関わる専門職による支援等の機会を確保し、配慮が必要なお子さんへの対応力を上げ、インクルージョンを推進しています。令和6年4月には、より安全・安心に医療的ケア児の支援を行うことを目的に保育所において基幹園を整備し、また、令和6年10月には、18歳までの障害児通所支援の利用料を無償化し、保護者と児童それぞれへの支援を強化してきました。

今後は、幼児期における特別支援教育の充実を図るとともに、保健、医療、福祉、保育、教育など互いに連携を進め、必要な児童への支援体制の強化を図ります。併せて子育て、教育、療育など子どもに関する総合的な相談ができる窓口を設置し、関係機関が連携しやすい包括的相談支援体制の構築を進めていきます。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

厚生労働省が定める「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」には、「誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持つて健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。」とあります。

仕事と生活の調和の実現のためには、労働者が自らの仕事と生活の調和の在り方について考え、周囲の理解を得ながらその実現を目指すとともに、企業側による業務の見直しや職場風土の改革等がより一層必要となります。そのため、市民に向けた仕事と家庭生活の両立に関する講座の開催、育児・介護休業制度に関する情報提供や啓発に加え、新しい働き方に対する選択肢を増やすため、女性の再就職支援講座、労働相談、再就職に関する情報提供や相談などを実施します。企業に向けては、関連制度の情報提供を通して、労働者の仕事と生活の調和の実現に向けた環境醸成の推進を図ります。また、優良企業表彰制度を活用して、子育て支援策に取り組むなど、他の模範となる活動をしている企業の表彰を行います。

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

共働き家庭の増加や多様化する働き方に応じて、特定教育・保育施設等の拡充やその他保育サービスの充実が求められています。こうした子育て家庭の意向を踏まえ、特定教育・保育施設等の拡充に加え、休日保育や認可保育園での早朝及び夕方の延長保育、病院や保育園に併設された施設での病児・病後児保育、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等の多様な保育サービスを提供し、その充実を図ります。

(4) 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

① 関係機関の連携会議の開催等

市内には、子ども・子育て支援を行う事業所が多く存在し、市の担当窓口がそれぞれの事業所の特性を理解し、協力・連携を進めていますが、支援を必要とする子育て家庭により良い援助が行えるよう、さらなる相互連携を図っていきます。

そのためには、子ども向けの相談の体制づくりをする中で、こども家庭センターを中心に、地域子育て相談機関などとも連携を図れるネットワークを作り、さまざまな子育て支援に携わる担当者同士の情報共有のための会議等を市が積極的に実施していきます。

② 関係機関の連携を推進する取組の促進

利用者支援事業では、保護者への子育て支援に係る情報提供、助言等必要な支援を行うために、関係機関との情報共有や連携強化を図ります。

また、妊娠婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関として地域子育て相談機関を設置し、こども家庭センターと連携・調整を行います。

第5章 次世代育成支援対策関連事業

本章は、次世代育成支援対策推進法に基づく主要な事業を掲載します。

次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策としましては、本章に掲げる事業のほか、子ども・子育て支援事業計画に定められる各事業を実施するものとします。

1 安心して産み育てられる環境づくり

施設を活用した産後ケアなどによる母子の健康保持・増進や小児医療体制の確保、子育て支援サービスの実施、情報提供・相談体制の確保を通して、安心して産み育てられる環境づくりを進めます。

(1) 母子の健康保持・増進や小児医療体制の確保

【具体的な取組】

No.	名称	概要	担当部署
①	産前学級の実施	初妊婦とそのパートナーを対象にウェルカム！ベイビークラス等を実施し、妊娠・出産・育児に関する知識やサービスの周知を行うとともに、子育てる親同士の交流を促進し、育児不安の軽減を図ります。	母子保健課
②	産前・産後サポート事業	妊娠期から生後約6か月までの子どもを持つ家庭を対象に、産前・産後サポーターが訪問し、円滑に育児がスタートできるよう悩みや相談ごとを傾聴し、家庭や地域での孤立感の解消を図ります。	母子保健課
③	各種健診事業	疾病等の早期発見・予防を図るため、妊娠・産婦健康診査や妊婦歯科健診、乳幼児健康診査、2歳6か月児歯科健診、フッ化物塗布、新生児聴覚検査費用助成を行います。	母子保健課
④	健康教育の実施	1歳児むし歯予防ビーバー教室や歯のすこやか教室などを開催し、講話や実習を通して子どもの生活リズム、食生活、歯の健康など身近な健康に関する知識を学ぶ機会をつくります。保健師・栄養士・歯科衛生士などが地域の子育てサロンや子育て支援施設等で、子どもの健康に関する出前講座や相談に応じます。	母子保健課
⑤	各種予防接種事業	乳幼児・児童・生徒を対象に、予防接種法で定められた予防接種を実施するとともに、子育て家庭に対して周知と相談支援を行います。	母子保健課
⑥	子どもの予防接種スケジュール作成支援事業	スマートフォン、携帯電話、パソコン等の情報端末により、予防接種のスケジュール管理ができる機能を提供し、予防接種の案内や子育て情報のメール配信を行うことで、予防接種忘れなどを未然に防ぎ、保護者の負担を軽減します	母子保健課
⑦	任意予防接種運営事業 (麻しん・風しん予防接種事業)	妊娠している女性が麻しんや風しんにかかった場合の母体や胎児に与える影響を考え、これを防止し、先天性風しん症候群を防ぐため、麻しん風しん予防接種の一部費用助成を行っています。	健康増進課
⑧	休日や急病時の医療体制の整備	小児救急医療対応として、365日の夜間及び日曜日・祝日・年末年始の昼間に急病診療所を開設し、急病の子どもの初期診療を行います。	健康増進課

(2) 子育て支援サービスの実施

【具体的な取組】

No.	名称	概要	担当部署
①	幼稚園子育てすこやか広場の実施	市立幼稚園・幼稚園型認定こども園を開放し、親子・幼児同士の遊びの指導を通じて地域の幼児間・保護者間の交流を図るすこやか広場を実施します。また、保育カウンセラーを派遣し、保育相談を実施します。	保育幼稚園課
②	保育園園庭開放	在宅で子育て中の親子を対象に市立保育園を定期的に開放し、遊びへの参加（園庭遊び、季節の遊び、行事参加）を支援します。	保育幼稚園課
③	社会福祉協議会の子育て支援事業	住民主体の活動の場として、社会福祉協議会支部が行う子育てサロンや子育て世帯間の交流・情報交換を促進する事業を、関係機関と連携を図りながら支援します。	社会福祉課

(3) 情報提供・相談体制の確保

【具体的な取組】

No.	名称	概要	担当部署
①	子育てケアプラン作成事業	子育て世帯の悩みや不安感、孤独感を軽減し、妊娠期から継続した支援を行うため、妊娠期・出産前後・子どもが1歳の誕生日前後の基本3回の時期に、子どもの成長に応じた「子育てケアプラン」を作成します。	母子保健課
②	育児相談等	保健師や栄養士、歯科衛生士等の専門職が妊娠婦の妊娠・出産・育児等に関する相談に応じるほか、乳幼児の身体計測、発育・発達の確認を行います。妊娠婦の不安や悩みの軽減を図るとともに、乳幼児の発育・発達の遅れや疾病、母子の抱えるリスク等を早期に発見・把握し、関係各課並びに関係各機関と連携しながら妊娠期から子育て期にわたる継続した支援を行います。	母子保健課
③	子育てポータルサイトによる情報発信	市民が広く利用する子育てポータルサイトに対して行政情報を提供し、官民の情報を集約することで、妊娠中、子育て中の保護者にとって利用しやすいサイトを構築し、保護者の子育てに関する情報取得の支援をします。	こども課
④	子育てハンドブックの発行・配布	妊娠期から子どもが就学するまでの市の様々な子育て支援サービス等を紹介する「子育てハンドブック」の内容充実を図りつつ、定期的な発行を行います。	こども課
⑤	ひとり親家庭の相談	母子・父子自立支援員がひとり親家庭の生活などの相談に応じるとともに、自立に必要な指導・助言を行います。また、未就学児のいるひとり親家庭で、父母が病気・就職活動などで一時的に生活援助を必要としている場合や生活環境の変化などで日常生活に支障が生じている場合にホームヘルパーを派遣します。	こども家庭支援センター

No.	名称	概要	担当部署
⑥	青少年相談事業	青少年の非行防止及び健全育成を図るため、青少年の問題行動や学校、家庭などでの悩みごとについて、青少年センター相談員が相談を受け、問題解決に向けて適切な助言を行うとともに、必要に応じて専門機関の紹介などを行います。相談方法については電話・来所・メールでの相談を受け付けています。	青少年センター
⑦	外国人相談窓口の実施	外国人市民も日本人と同様の公共サービスを受け、安心して生活できるよう、外国人相談窓口において、多言語による子ども・子育てに関するサービス等の情報提供や、市役所内での手続きのサポート、必要に応じて、関係部署と連携した支援を行います。	地域振興課
⑧	子どもの相談体制構築事業	子どもの育ちと子育てを切れ目なくサポートするため、基幹拠点であるこども家庭センターを中心として、地域拠点や教育機関と連携し、市全域において偏りのない相談体制を構築します。また、地域拠点には相談窓口だけでなく、「親同士の交流・子どもの見守り」等の機能を持たせ、多様なニーズに対応する包括的なサービスを提供します。	こども家庭支援センター・こども課・児童センター・青少年課・母子保健課・指導課

2 幼児期の教育・保育の充実

子どもの発達に応じた質の高い保育を提供できるよう、保育士などの処遇改善や資質向上の取組を推進します。

(1) 幼児教育・保育の提供

【具体的な取組】

No.	名称	概要	担当部署
①	保育士確保事業	市内の保育士の人材確保と定着を促進するため、保育士の賃金の上乗せを行う保育士等処遇改善費補助事業、保育士の居住支援を行う私立保育所等保育士等宿舎借上げ支援事業等による補助金を、私立保育園等に対し交付します。	保育幼稚園課
②	浦安市就学前保育・教育指針「いきいき☆浦安っ子」による連携の推進	市立保育園・幼稚園・認定こども園で培ってきた保育・教育のノウハウを十分に生かしつつ、同じように質の高い保育・教育が受けられるよう、現場に浦安市就学前保育・教育指針「いきいき☆浦安っ子」による連携の周知浸透を図り、保育・教育の質の向上に努めます。また、本指針を基本とする保育を実践し、浦安版「保育の質ガイドライン」によって各施設における保育の質の統一的な基準を設けることで、各園がそれに対する理解を深め、更なる質の向上と、保育・教育の内容の充実を図ります。	保育幼稚園課
③	今川地区保育園建設事業	富岡保育園の園舎等施設は老朽化が進んでいる状況です。今後も施設を安全かつ機能的に利用するために、老朽化への対応及び保育環境の整備が必要となっていることから、建替工事を実施し、今川地区に新園舎を整備します。	保育幼稚園課
④	幼児期体力向上支援事業	運動公園施設と指定管理者が持つ運動指導のノウハウを活用し、幼児に楽しく運動をするプログラムを提供することで、幼児期における体力向上と生涯にわたり健康を維持する運動習慣の基盤をつくる。	市民スポーツ課

(2) 多様な保育サービスの実施

【具体的な取組】

No.	名称	概要	担当部署
①	休日保育の実施	保育園に子どもを預けている保護者が日曜・休日に就労や病気などで子どもの保育ができない場合、保育園で休日保育を実施します。	保育幼稚園課
②	公民館主催事業の保育の実施	乳幼児を持つ保護者の学習をサポートするため、公民館主催事業の際に一時保育を実施します。	各公民館
③	エンゼルヘルプサービスの実施	保護者が出産や病気などの際に、周りから支援が見込めない家庭を対象に、保護者に代わって家事や育児支援を行うエンゼルヘルパーを派遣します。なお、多胎児利用の場合は手数料を減額します。	こども家庭支援センター
④	託児保育者派遣事業	育児期間でも気軽に市の主催事業に参加し、学習などができるよう、子育て支援員研修の修了者などを託児保育者として登録し、市主催託児付き事業に参加する子どもを保育します。	こども課

3 次世代を担う子どもたちの教育、育成支援

子どもたちが生きる力を育み健やかに成長できるよう、学校教育環境づくりや放課後児童の居場所づくり、子どもの豊かな個性と想像力を伸ばす機会の充実などを通じて、次世代を担う子どもたちの教育や育成支援の充実を進めます。

(1) 生きる力を育む学校教育環境づくり

【具体的な取組】

No.	名称	概要	担当部署
①	学校規模適正化事業	児童・生徒のより良い教育環境の整備と教育の質の充実を目的として策定した「浦安市学校規模適正化基本方針」(平成31年3月浦安市教育委員会)について、令和5年度改定版に基づき、適正規模に当たはまらない学校については、学校や地域の現状・特色に合った検討を進めるとともに、児童・生徒の教育活動を充実させるほか、コミュニティ・スクール制度の活用等により、地域とともにある学校づくりを推進します。	教育政策課
②	少人数教育推進事業	学年・教科支援教員研修を通して、チーム・ティーチングや少人数指導（習熟度別、単純分割）など児童・生徒の実態に合った、わかる授業・できる授業づくりを推進します。県費教員と連携し、学習活動やその他学校生活の諸活動で、個に応じたきめ細かな指導を行い、少人数指導を推進します。	指導課・学務課
③	地域とつながる教育活動推進事業	地域とつながる教育活動推進事業については、浦安市学校教育推進計画に定める4つの観点からなる「目指す子ども像」の実現に向けて、学校（園）と地域の連携・協力による「地域とともに子どもを育てる学校づくり」「一人ひとりの個性が輝く学校づくり」「地域に信頼され、開かれた学校づくり」を推進する事業を実施し、児童生徒の豊かなかかわりをもてるような体験活動や教育活動を充実していきます。	指導課
④	ふるさとうらやす立志塾の開催	多様な人々と協働した取組を通して、リーダーとしての資質・能力を育成するための研修に参加し、地域への愛着を深めるとともに社会貢献へ自覚をもち、地域活動への積極的な参加をしようとする態度を育成していきます。	指導課
⑤	体力向上推進事業	市立小中学校の体育指導の充実と児童・生徒の体力向上を図る取組を推進するため、研究推進校を指定します。また、各市立小中学校で策定する体力向上年間計画に基づき、保健体育科をはじめ、学校行事や部活動などを通じて、児童・生徒の運動に対する理解や体力の向上を図ります。	保健体育安全課
⑥	生命や健康、性教育についての知識の普及推進	浦安市小中連携・一貫教育カリキュラムとの整合性を図りながら、市立小中学校における生命や健康、性教育に関する保健教育を充実します。また、助産師や保健師、専門医などの活用による生命誕生や感染症予防、性被害防止に関する啓発や教育を推進するため、各市立小中学校におけるいのちの教育講演会や学校保健委員会への助成、並びに保健所など関係機関との連携を推進します。	保健体育安全課

No.	名称	概要	担当部署
⑦	いじめ問題等対策事業	いじめ予防や防止、早期解決に向けた支援を推進するための児童・生徒や保護者を対象とした「いじめ教えてメール相談」や「いじめ110番」専用電話による相談の実施、いじめ問題について地域全体で取り組む意識を育むための周知・啓発活動を充実します。また、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、各学校の実情に応じたいじめのない学校づくりを推進します。	指導課
⑧	浦安市いちょう学級	不登校及び不登校傾向にある児童生徒を対象に、いちょう学級において学習活動・集団活動、カウンセリングなどをを行い、集団適応能力や自己決定力の育成を支援します。また、学校生活及び教育全般にわたる諸問題について、電話や面接、訪問による相談を行います。訪問では必要に応じて学習支援を行います。	教育センター
⑨	学びの多様化学校運営事業	学習意欲はあるものの、学習の遅れや対人関係等の心理的要因により不登校あるいは不登校傾向にある生徒に対し、次のステップへ向かうための足掛かりとなり、中学校卒業後の進路選択や社会的自立に向けた新たな学びの場として、令和7年4月、学びの多様化学校を浦安中学校分教室とし開設し、不登校支援の充実を図ります。	指導課・教育センター
⑩	情報活用能力育成の推進	児童生徒が、課題や目的に応じて情報や情報手段を主体的に選択し活用する力、情報の特性により表現方法を工夫するなど自らの情報活用能力を向上させようとする力、情報モラルの必要性や情報に対する責任を理解し望ましい情報社会へ参画しようとする態度を育成するために、発達の段階に応じた指導を推進します。	指導課

(2) 放課後児童の居場所づくり

【具体的な取組】

No.	名称	概要	担当部署
①	児童育成クラブの整備・充実	児童育成クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童を対象に、放課後等の時間帯に、家庭に代わる生活の場を提供する。	青少年課
②	放課後子ども教室の充実	放課後子ども教室は、学校施設等を活用して子どもが自主的に活動する遊び場を提供する。	青少年課
③	児童センター事業	東野児童センターと高洲児童センターは、子どもが安心して過ごせる安全な居場所であり、様々な遊びや活動を通して心身ともに健やかに成長することを目的に各種事業を行います。また、子育てを楽しむ環境をつくり、家庭、学校、地域との連携を密にして地域に親しまれる児童センターを目指していきます。	児童センター
④	青少年館管理運営事業	小学生から22歳以下の青少年が、自由に集い自主的に活動できる施設として「青少年館」の活用を図るとともに、中高校生向けの事業の充実を図る。	青少年課

(3) 子どもの豊かな個性と想像力を伸ばす機会の充実

【具体的な取組】

No.	名称	概要	担当部署
①	未来のパパ・ママ体験	小学4年生から中学・高校生世代までを対象とし、講義や赤ちゃんとのふれあいを体験します。赤ちゃんや子育てに関する正しい知識を得て、命の大切さや成長していくことの素晴らしさを知ることを目的に事業を実施します。	児童センタ ー
②	ブックスタート事業	子どもの成長段階に合わせ、子どもと本をつなげるため、絵本の配布及び「ブックスタート絵本講座」を実施します。	中央図書館
③	子育て家庭向け図書館事業	図書館及び各分館において、乳幼児と保護者を対象とした各種事業を実施し、子どもと保護者が本に親しむ機会を提供します。	中央図書館
④	うらやすこどもクエストの実施	市内在住の小学4年生～6年生を対象として、未来の浦安を担う子どもたちを育成することを目的に市内の大学と連携した体験事業を実施します。	高洲公民館
⑤	こどもの広場事業	こどもの広場において、0歳～18歳を対象とし、「水・土・木・火」をコンセプトに、子どもたちが自由に伸び伸びと遊びながら、様々な体験や交流を通して、創造性や自主性を育むための事業の充実を図ります。	青少年課
⑥	子育て家庭向け郷土博物館事業	郷土博物館において、幼児、児童、生徒を対象とした体験や博学連携事業を通じて、向学心と郷土愛を育むための様々な事業の充実を図ります。	郷土博物館
⑦	子育て家庭向け公民館事業	各公民館において、親子や子どもを対象に、異年齢交流を目的とした各種教室や交流事業を実施します。	各公民館
⑧	家庭・地域教育力を高める公民館事業	各公民館において、家庭教育への理解促進を目的に、子育てに関する講座や、家庭教育学級を実施します。	各公民館
⑨	青少年リーダーの育成	小学校4年生から中学校3年生を対象に、コミュニケーション能力や客観的視野の育成など、リーダーに必要な3つのソウゾウリヨク（創造力・想像力・相奏力）を養うことを目的とした研修を行います。	青少年課
⑩	青少年交流活動センター（うら・らめーる）事業	宿泊型の青少年教育施設「うら・らめーる」において、青少年の交流活動や団体生活を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、文化・芸術などの講座を実施します。	青少年課
⑪	地域での青少年健全育成活動の推進	青少年相談員連絡協議会、青少年健全育成連絡会等の活動を通じて、地域に根ざした青少年の健全育成活動を推進します。	青少年課
⑫	(仮称)子ども図書館等整備事業	子どもの自主的な読書活動や交流を促進する場としての子どものための図書館を核とした、親子の居場所や相談ができる複合的な機能を有した施設を整備します。	生涯学習課

4 すべての家庭が安心とゆとりを持てる子育て支援

特別な配慮が必要な子どもへの支援、児童虐待防止対策、子育て家庭への経済的支援を行い、すべての家庭が安心とゆとりを持てる子育て支援を進めます。

(1) 特別な支援が必要な子どもへの対応

【具体的な取組】

No.	名称	概要	担当部署
①	障がい者福祉推進事業	支援を必要とする子どもが乳幼児期から成人期までのライフステージにおいて、一貫した支援を継続的に受けられるよう、サポートファイルの配布と周知をします。また、障がいへの理解を深めるために、バリアフリーハンドブックや手話言語啓発冊子の配布、講演会の開催や地域への啓発活動を実施します。	障がい事業課・障がい福祉課
②	こども発達センターの運営事業	地域の児童の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、心身の発達に遅れや気がかりのある子どもとの保護者を支援するため、専門的な知識及び技術を用い、小集団による児童発達支援、外来での個別の発達支援や子どもが通う保育園等に支援員を派遣する保育所等訪問支援を提供するとともに、地域の発達支援に関する入口としての相談機能を充実させます。また、障がい児通所支援事業所、保育園等へのスーパーバイズ、研修等を通じて関係機関の連携を促進し、地域全体の支援水準の向上を図ることで、子どもが地域で生活しやすくなる基盤を整備します。	こども発達センター
③	保育園、幼稚園、認定こども園、児童育成クラブの利用支援	保育園、幼稚園、認定こども園、児童育成クラブの利用支援において、一人ひとりの子どもの発達過程や障がいの状態に応じた支援の充実を図ります。	保育幼稚園課・青少年課
④	まなびサポート推進事業	特別な教育的支援が必要な幼児、児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援が行われるよう、医師を含むまなびサポートチームの職員による訪問や相談活動を行い、就学相談と学校支援を充実させます。また、関係機関と連携を図りながら園・学校における支援内容の引き継ぎを円滑に行うとともに、個別の教育支援計画、指導計画の作成及び活用の充実を図り、継続した支援を推進します。	教育センター
⑤	特別支援教育の推進	「共生社会」の形成に向け、インクルーシブ教育システム構築の理念のもと特別支援学級、通級指導教室、通常の学級などにおいて連続する多様な学びの場としての環境整備を行い、特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな教育や指導の実現を図ります。また、特別支援学級の教科学習の充実、関係機関と連携した園・校内体制づくり、担任と学年・教科支援教員、特別支援教育支援員の連携などにより、特別支援教育についての理解を深め、指導力向上に向けた教員研修の充実を図ります。	教育センター

No.	名称	概要	担当部署
⑥	特別支援学級等整備事業	特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりの適切な合理的配慮の提供ができるようインクルーシブ教育システム構築の理念のもと一人ひとりの教育的ニーズに応じた設備・教材・教具の充実に向けた基礎的環境整備を行います。特別支援学級や通級指導教室、また学習支援室の効果的な活用を促進し、多様な学びの場の充実を図ります。	教育センター
⑦	県立特別支援学校との連携	児童生徒の豊かな人間性を育み、互いに尊重し合う態度を養うため、令和9年度に開校する県立特別支援学校と、併設する既存の小・中学校との教育活動の連携を推進するとともに、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の充実を図るため、本市に設置される県立特別支援学校のセンター的機能を活用し、個に応じた適切で多様な学び、連続した切れ目のない支援の充実及び学校と地域の連携を推進します。	教育政策課・指導課・教育センター
⑧	青少年発達サポート事業	青少年発達サポートセンターにおいて、発達障がいまたはその疑いのある青少年が日常生活または社会生活を円滑に営むことができるよう相談及び支援を行うとともに、当該青少年への支援の質の向上を促進します。	障がい事業課
⑨	浦安市学校等における巡回訪問看護事業	市立小・中学校、保育園、幼稚園、認定こども園及び児童育成クラブにおける巡回訪問看護事業として、巡回訪問看護を必要とする子どもの支援をします。	教育センター・保育幼稚園課・青少年課
⑩	日本語指導員の派遣	外国籍や帰国子女など、日本語指導を必要とする子どもたちが日本の学校生活に慣れ、学習に参加できるよう日本語指導員によるサポート体制の充実を図ります。	指導課
⑪	外国につながる幼児への支援	保育園、幼稚園、認定こども園等において、日本語によるコミュニケーションを図りにくい乳幼児を受け入れた場合には、一人ひとりの実態を把握し、指導内容の工夫を行うとともに、全教職員で共通理解を深め、園児や保護者とかかわる体制を整えます。	保育幼稚園課
⑫	生活困窮世帯等への学習・生活支援事業	ひとり親世帯、生活困窮世帯、生活保護受給世帯、就学援助利用世帯の子どもおよび保護者を対象に、学習支援、生活習慣・育成環境の改善、進路選択等に関する支援などを実施します。	社会福祉課
⑬	青少年自立支援未来塾	地域の協力を得て、市立中学校の生徒に対し、放課後の学習環境を提供し、学習習慣の確立や基礎的、基本的な学力の定着など、確かな学力の向上を図る学習支援を行います。	生涯学習課
⑭	ヤングケアラー支援事業	家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーが、自分らしく健康で文化的な生活をできるよう、教職員やスクールライフカウンセラー等による日常的な観察や、生活アンケート等による定期的な把握を行うことで、ヤングケアラーの早期発見に努めます。必要に応じて関係機関に情報を提供し、児童生徒への支援体制や関係者が相談しやすい相談体制の強化を図ります。	指導課・こども家庭支援センター・社会福祉課

No.	名称	概要	担当部署
⑯	医療的ケア児等の支援体制の構築	医療的ケア児とその保護者が地域で安心して生活を送れるよう、専門のコーディネーターを配置することで保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関同士の連携を図り、情報共有を促進・強化します。また、職員の研修や看護師の確保、受け入れ場所の確保等を通じ、基幹園や各施設での受け入れ体制を整えておくことで、転入等の突然のニーズにも対応できる体制の整備を図ります。	母子保健課・保育幼稚園課・青少年課・障がい事業課・こども発達センター・指導課・教育センター

コラム

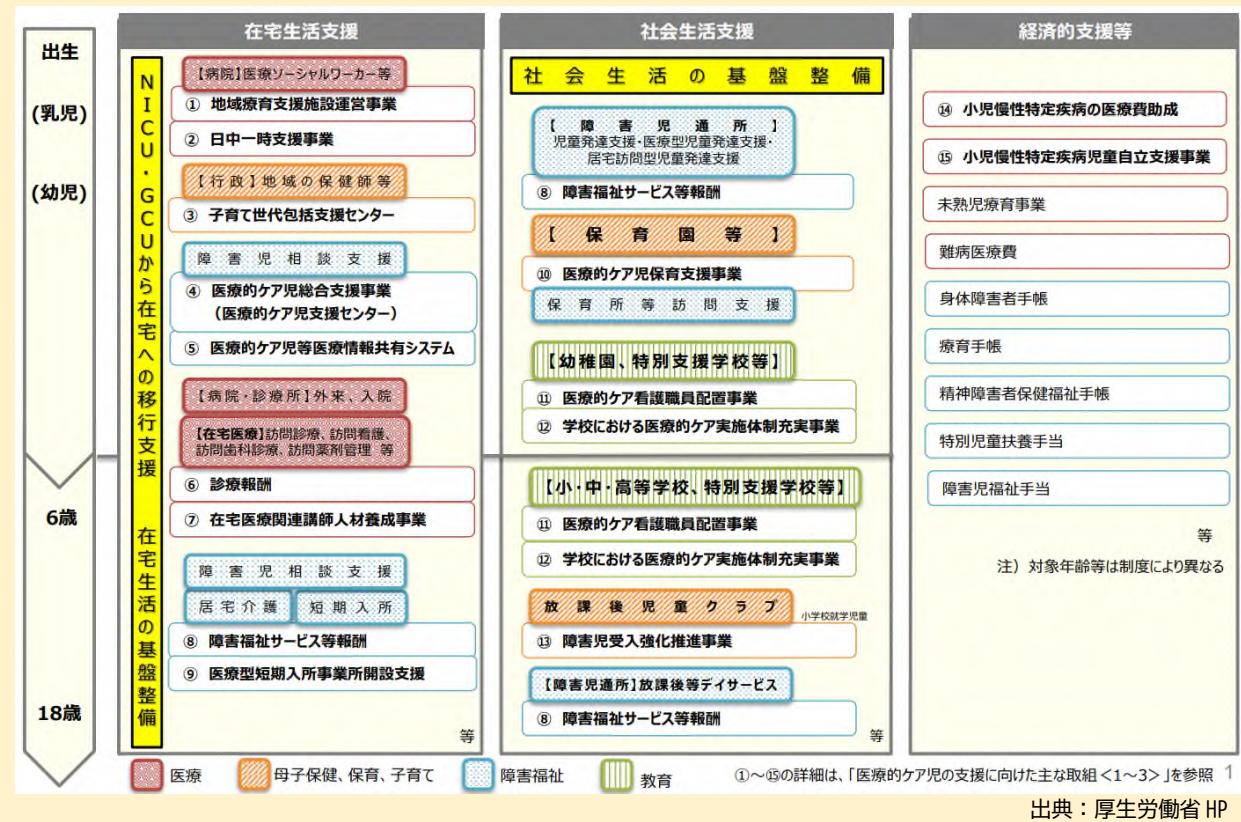
医療的ケア児

医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことです。

国においては、医療的ケア児等とその家族に対する支援施策として、NICU・GCUから在宅へ円滑に移行するための支援や地域における生活の基盤整備等の在宅生活支援、医療的ケア児を受け入れる障害児通所、保育園、学校等の基盤整備といった社会生活支援、経済的支援等の取組が実施されています。

浦安市でも児童福祉法に基づき「浦安市医療的ケア児支援協議会」および「浦安市保育および教育施設等における医療的ケア児支援連絡協議会」を設置し、医療的ケア児等の支援に係る課題の整理及び対応策、医療的ケア児等の実態の把握、需要の予測、支援体制および関係機関の連携に関するについて定期的に協議を行っています。

国における医療的ケア児等への支援施策の概要(令和5年3月1日時点)



(2) 児童虐待防止対策

【具体的な取組】

No.	名称	概要	担当部署
①	DV被害者に対する啓発	DVに関する正しい理解の浸透と被害者支援につなげるために、DV防止に向けた啓発や相談先などが記載されている「DV相談支援カード」を作成し、各施設や相談者に配布するなど、普及啓発を行います。	多様性社会推進課
②	児童虐待を早期発見するための啓発活動	児童虐待を受けた可能性がある子どもを発見した場合などの相談受付となる子ども虐待ホットラインの周知を図るとともに、関係機関向けに児童虐待に関する研修会などをを行い、児童虐待の防止や早期発見に努めます。また、子ども自身の児童虐待への気づきを促すため、小学校や中学校に虐待防止に関するチラシを配布します。	こども家庭支援センター
③	家庭児童相談	地域で安心して子育てができる環境づくりや児童虐待防止の強化を図るため、家庭相談員が子どもと家庭に関する様々な相談に総合的に対応します。	こども家庭支援センター
④	要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策の充実のため、関係する機関の代表者会議、実務者会議を通じて円滑な情報交換を行い、個別の支援ケースに関してより細やかな支援を行います。	こども家庭支援センター

(3) 子育て家庭への経済的支援

【具体的な取組】

No.	名称	概要	担当部署
①	児童手当	家庭の生活の安定と児童の健やかな成長を促進するため、高校生相当年齢までの児童を養育する家庭に手当を支給します。	こども課
②	子ども医療費助成	高校生相当年齢までの子どもが病気やケガで医療機関を受診した場合に、保険診療の範囲内で医療費の自己負担額を助成します。	こども課
③	多子世帯の保育料等の軽減支援事業	第1子から第3子までの出産期間が、6年を超えるケースが多くなっているため、市の単独補助として、従来の補助対象年齢を引き上げ、多子世帯の保育料等の軽減支援を行います。	保育幼稚園課
④	奨学支援金支給制度	高等学校等や大学等に入学または在学する者で、学業成績が優秀で学習意欲があり、経済的な理由により修学することが困難な学生に対し、奨学支援金を給付します。	教育総務課
⑤	学校給食費の無償化	市立小・中学校において、全児童生徒の保護者にかかる学校給食費を無償とします。	保健体育安全課
⑥	児童扶養手当	父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童を養育する家庭に対し、生活の安定と自立の促進のため、手当を支給します。	こども課
⑦	ひとり親家庭就労支援	ひとり親家庭の自立促進のため、就労支援講座を開催するとともに、ハローワークなどの関係機関と連携を取りながら、個別に自立支援プログラムを策定します。また、ひとり親家庭の就業をより効果的に促進するため、教育訓練講座や高等技能訓練の受講者に給付金を支給します。	こども家庭支援センター

⑧	ひとり親家庭等医療費等助成	高校生相当年齢までの子どもと養育する父母等が病気やケガで医療機関を受診した場合に、保険診療の範囲内で医療費の自己負担額を助成します。	こども課
⑨	ひとり親家庭住宅手当	20歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭等（配偶者が重度障がいをもつ家庭を含む。）で賃貸住宅に住んでいる家庭に手当を支給します。	こども課
⑩	難病者見舞金	生活の安定と経済的な負担を軽減するため、小児慢性特定疾病を含む難病者を対象に、難病者見舞金を支給します。	障がい福祉課

5 地域で子どもを見守り大切にするまちづくり

子どもの安全を見守る環境づくり、子育て家庭を応援するまちづくり、ワーク・ライフ・バランスを推進する地域づくりにより、地域で子どもを見守り大切にするまちづくりを進めます。

(1) 子どもの安全を見守る環境づくり

【具体的な取組】

No.	名称	概要	担当部署
①	地域防犯ネットワーク事業	地域における子どもの安全を確保するため、登下校時間帯を中心とし、小・中学校の通学路などの市内巡回パトロールを行うとともに、自治会やPTAをはじめとする地域の自主防犯活動団体や学生防犯委員会V5、防犯ボランティアなどが行う防犯活動を支援します。また、防犯協会や警察署と連携しながら、防犯キャンペーンや防犯講演会を実施し、市民の防犯意識の高揚を図ります。さらに、事業者の協力のもと、防犯かけこみ110番の店や事業者パトロール隊による見守りを強化するなど、地域防犯ネットワークを充実します。	市民安全課
②	学校等防犯対策	警察と連携しながら実践的・効果的な防犯訓練や防犯教室を実施し、教職員の危機管理意識の向上と子どもの防犯教育の充実を図ります。また、市立全小学校への昼間帯における警備員配置など防犯体制を強化するとともに、学校の防犯設備などを充実します。	保健体育安全課・市民安全課
③	交通事故防止対策	市立小・中学校や、幼稚園・保育園・認定こども園において、警察と連携しながら交通安全教室や自転車交通安全教室を定期的かつ継続的に開催し、交通安全教育の充実を図ります。また、通学路の安全点検を行い、特に配慮をする交差点に交通整理員を配置するなど、交通事故防止対策を推進します。	保健体育安全課・市民安全課
④	薬物乱用防止等対策	児童・生徒が薬物使用及び喫煙による健康被害を学び、正しい行動が判断できる能力を育成するため、市立小中学校において学校薬剤師や警察などの専門家と連携した薬物乱用防止教室を計画的に実施します。	保健体育安全課
⑤	子ども向け消費生活学習の推進	市内小中学校の児童生徒及びこれから18歳成年になる市民に対し、チラシやパンフレットなどの啓発資料の配付、啓発情報の配信を行います。生活に必要な物資の購入や適切なサービスの選択ができ、ゲームの高額課金トラブルや詐欺などの被害にあわない賢い消費者の育成を目指します。	消費生活センター
⑥	青少年補導員活動・地域パトロールの実施	児童・生徒の非行の未然防止と健全育成の促進のため、青少年補導員が警察や関係機関と連携してパトロールによる街頭補導を行います。また、未成年に対して酒・たばこ・有害図書などを販売しないよう、販売業者に対して年齢確認の徹底や有害図書などの適正陳列に関する協力依頼などを行います。さらに、広く市民に理解と協力を呼びかけるため、市ホームページに掲載し、周知します。	青少年センター

No.	名称	概要	担当部署
⑦	ネットパトロール事業	学校非公式サイト、ブログやSNSなどへの問題のある書き込み及び画像について、早期発見・早期対応により、問題行動の未然防止を図るとともに、いじめや犯罪被害等から児童・生徒を守ります。	青少年センター
⑧	子育て世帯に向けた平常時からの防災対策の広報、啓発	災害時に、子育て世帯が自分たちの身の安全を守るために取り組む「自助」活動として、家庭での備蓄や非常持出品、その他防災対策について、市ホームページ、広報誌等の情報媒体や各種イベント等を活用して、平常時からの防災に対する啓発、意識づけを行います。	危機管理課

(2) 子育て家庭を応援するまちづくり

【具体的な取組】

No.	名称	概要	担当部署
①	地域子育て応援団事業	地域において子育てを支援する団体が、児童センター・公民館・自治会集会所等で行う子育てサロン活動等を支援します。	こども課
②	あかちゃんほっとすてーしょん整備事業	乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめる環境づくりを推進するため、授乳、おむつ替えができる設備「あかちゃんほっとすてーしょん」を新規の公共施設に設置します。	こども課
③	子育てを応援するイベント等の支援	子育てに関する情報収集や情報交換、地域を超えた交流が行える場の提供を目的とする子育てを応援するイベント等を支援します。	こども課
④	外出環境の整備事業	身近な公園の充実、歩道のバリアフリー化や防護柵等の安全対策を通じて、子どもたちや子育て世帯が安心して気軽に外出できるように外出環境を整備します。	みどり公園課・道路整備課・道路政策管理

(3) ワーク・ライフ・バランスを推進する地域づくり

【具体的な取組】

No.	名称	概要	担当部署
①	企業への男女の平等な待遇等の意識啓発の推進	職場における男女格差や不平等な慣行を解消するため、市内企業に向けて国・県等が行っている制度・支援についてパンフレット・チラシの配布を通して、周知します。	商工観光課
②	仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進	仕事と育児・介護などの家庭生活の両立に向けて、仕事と家庭生活の両立に関する講座の開催や育児・介護休業制度に関するパンフレット配布など情報提供や啓発を行います。	多様性社会推進課 ・商工観光課
③	女性等の職業能力開発と様々な働き方への支援の実施	女性等の職業能力を開発し、新しい働き方に対する選択肢を増やすため、女性等の再就職支援講座、労働相談、再就職に関する情報提供や相談などを実施します。またパートタイム、派遣労働、SOHO、フリーランスなど様々な働き方に対する支援や労働に関する法制度の普及・啓発を行います。	商工観光課

No.	名称	概要	担当部署
④	優良企業表彰制度の実施	他の模範となる企業や商店を表彰する優良企業表彰制度を活用して、子育て支援策に取り組むなど、他の模範となる活動をしている企業の表彰を行います。	商工観光課
⑤	社会貢献に取り組む事業者への資金融資	市内の中小企業支援の一環として、ワーク・ライフ・バランス推進などの取組を行っている事業者の運転に要する資金をあっせんします。	商工観光課

第6章 子どもの貧困対策関連事業

本章に掲載する事業は、第5章に示した事業の中でも、特に貧困対策に資する事業について、子どもの貧困対策の視点から整理します。

子どもの貧困は、学習面や生活面、心理面など様々な面において、子どものその後の人生に大きな影響を及ぼします。現在、世帯収入が全国の世帯所得の中央値の半分を下回る「相対的貧困」の状態にある子どもは9人に1人いるとされており、そのような世帯で生まれた子どもたちは、普段の生活だけでなく、あらゆる選択において不利な状況に置かれてしまう傾向があります。将来の日本を支えていくのは子どもたちであり、貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることは決してあってはならないという考え方の下、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立しました。

これを受け、「子どもの貧困対策に関する大綱」（平成26年8月閣議決定）において、子どもたちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均衡を図り、生活の支援、保護者への就労支援等と併せて、子どもの貧困対策を総合的に推進することが重要であるとの方針が掲げられました。その後、令和元年9月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」によって、貧困の解消に向けて児童の権利に関する条約の精神に則ることなどが示され、同改正により市町村においても、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることとされました。

令和6年6月にさらに同法が改正されると、名称が「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるとともに、子どもの貧困の解消だけでなく、貧困を未然に防ぐことを旨として施策を推進することが改めて確認・明記されました。

これらの改正を踏まえ、本市においても令和7年度より「第3期浦安市子ども・子育て支援総合計画」と一体のものとして策定することとします。

法律が示す、貧困の現状を改善・解消・サポートする現状支援の観点と、将来にわたり貧困に陥る家庭を少しでも減少させる予防的支援の観点を踏まえ、親の妊娠・出産期からの切れ目がない支援や貧困の連鎖の断絶を目標に、本市においては、「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「就労の支援」「経済的支援」の4つの基本施策から子どもの貧困対策を総合的に推進するものです。

貧困対策の 基本施策	取組例	(本計画の 施策の方向性)
① 教育の支援	生活困窮世帯等への学習・生活支援事業	施策の方向性4
	児童センター事業	施策の方向性3
	放課後子ども教室の充実	施策の方向性3
	浦安市いちょう学級の設置	施策の方向性3
	まなびサポート推進事業	施策の方向性3
	青少年館・青少年交流施設事業	施策の方向性3
	青少年リーダーの育成	施策の方向性4
	地域での青少年健全育成活動の推進	施策の方向性3
	日本語指導員の派遣	施策の方向性4
	青少年自立支援未来塾	施策の方向性4
② 生活の安定に 資するための 支援	児童育成クラブの整備・充実	施策の方向性3
	産前学級の実施	施策の方向性1
	産前・産後サポート事業	施策の方向性1
	各種健診事業	施策の方向性1
	育児相談等	施策の方向性1
	こども発達センター事業	施策の方向性4
	ひとり親家庭の相談	施策の方向性1
	エンゼルヘルプサービスの実施	施策の方向性2
	家庭児童相談	施策の方向性4
	要保護児童対策地域協議会	施策の方向性4
③ 就労の支援	子育てケアプラン作成事業	施策の方向性1
	仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進	施策の方向性5
	社会貢献に取組む事業者への融資あっせん	施策の方向性5
	ひとり親家庭就労支援	施策の方向性4
	企業への男女の平等な待遇等の意識啓発の推進	施策の方向性5
④ 経済的支援	女性の職業能力の開発と様々な働き方への支援	施策の方向性5
	児童手当	施策の方向性4
	子ども医療費助成	施策の方向性4
	多子世帯の保育料等の軽減支援事業	施策の方向性4
	奨学支援金支給制度	施策の方向性4
	学校給食費の無償化	施策の方向性4
	児童扶養手当	施策の方向性4
	ひとり親家庭就労支援	施策の方向性4
	ひとり親家庭等医療費等助成	施策の方向性4
	ひとり親家庭住宅手当	施策の方向性4
	難病者見舞金事業	施策の方向性4

1 教育の支援

すべての子どもに教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられる環境を整備することは、子どもたちの希望に沿った多様な職業選択、進学率の上昇や所得の増大につながり、貧困の連鎖を断ち切るという観点からも非常に重要です。

家庭や学校などで子どもの置かれている環境は、子どもたちの学びに大きな影響を与えます。家庭で落ち着いて勉強することができない、発達の状況や母国語の違いなどの理由で学校の勉強についていけない、不登校気味になってしまっている、進路のことで悩んでいるが周囲に相談できる人がいないなど、悩みは子どもによって様々です。個々の悩みに対応できる相談体制の整備を行い、家庭や学校以外にも安心して過ごせる居場所の確保を行うことで、子どもたちの学習や生活に関する心配事や不安の解消を目指します。

また、社会的・家庭的・個人的要因、あるいは身体的な要因など様々な理由で学校に通えない子どもへの支援として、学びや学び直しの場の提供を通じ、子どもの確かな学力や適切な生活習慣を身に付けることで、悩みを解消するとともに、子どもの自信や自立が将来の安定した就労や生活につながります。そのため、誰もが公平に学ぶための学習支援や生活指導を行います。

さらに、子どもの健全な成長のためには、視野が広がるような体験の機会も必要ですが、家庭の状況によって体験の機会が得にくい状況もあります。そのような体験・経験の格差を解消するため、学校外における芸術・音楽・文化などの各種体験教室の実施や、子どもの想像力や創造力を養う教育を実施し、多様な体験機会の充実に取り組みます。

【取組例】

No.	名称	貧困の現状を改善・解消・サポートする現状支援	将来にわたり貧困に陥る家庭を減少させる予防的支援	担当部署
①	生活困窮世帯等への学習・生活支援事業	○	○	社会福祉課
②	児童センター事業	○	○	児童センター
③	放課後子ども教室の充実	○	○	青少年課
④	浦安市いちょう学級の設置	○	○	教育センター
⑤	まなびサポート推進事業	○	○	教育センター
⑥	青少年館管理運営事業	○	○	青少年課
⑦	青少年リーダーの育成		○	青少年課
⑧	地域での青少年健全育成活動の推進		○	青少年課

No.	名称	貧困の現状を改善・解消・サポートする現状支援	将来にわたり貧困に陥る家庭を減少させる予防的支援	担当部署
⑨	日本語指導員の派遣		○	指導課
⑩	青少年自立支援未来塾		○	生涯学習課

コラム

「生活困窮世帯等への学習・生活支援事業」このようにやっています

市内在住の小学校4年生から高校3年生のうち、生活保護受給世帯、生活困窮世帯、就学援助利用世帯、ひとり親世帯のご家庭の児童・生徒を対象にしています。週2回程度会場に集まり、勉強の方法を教わったり、分からぬ教科を尋ねたりすることができます。場の関係性ができやすいように、少人数のグループで指導員と一緒に時間を過ごします。

中学生になると、進路相談の機会もあります。受験が近づいてくると、一人で考え込むのではなく、指導員などの大人が相談に乗ってくれると心強いですね。保護者の相談サポートもあります。

勉強をする場というだけでなく、イベントや交流会も開いていて、まずは行くきっかけをつくるように工夫されています。学習に気乗りしない時でも、イベントや交流会に行っても歓迎してもらえます。このようにして、学習支援の場になじみ信頼関係をつくりながら、少しずつ問題を解いてみたり、宿題をしてみたりと、ステップアップしていくこともできます。

この中でも最も重視しているのは、コミュニケーションです。いろいろな大人と関わり合い話すこと、将来のありたい姿のイメージも膨らみやすくなります。会話の中で、困っていることを打ち明けることもできるかもしれません。イベントは場になじんでもらうためのきっかけであり、学習は手段であり、まさにお子さんとコミュニケーションをとることが大事だと考えられます。

学校と家庭以外の、第3の場所として、一人ひとりに寄り添った学習支援や居場所づくりを進めて行きます。対象世帯のお子さんで参加を迷っている方がいたら、ぜひ一度、気軽にのぞいてみてくださいね。

令和6年度
浦安市 子どもの学習・生活支援事業
利用申込のお知らせ

■ 1 ひとりに寄り添った学習支援
お子さまの学習意欲に応じた学習カリキュラムを
実施します。原則として学年を越す1人に対し
先生生徒2名までの個別指導を行います。

■ 2 給食する
必要な生活を
めざします

■ 3 安心できる
環境で
相談ができます

■ 4 運動に対する
意識改革など、
両親方に
相談ができます

■ 5 交換会などの
イベントを
実施します

■ そんな学習教室です!

■ 定員に限りがございます。お早めにお申し込みください。

■ お申込み手順
浦安市総合相談窓口
(浦安市役所3階)
TEL:047-712-6856(※)
※平日午後1時半～17時(土曜・日曜・祝日～16時)

■ 諸窓口の申込手順
浦安市総合相談窓口
(浦安市役所3階)
TEL:047-712-6641(※)
FAX:047-355-1294
※平日午後1時半～17時(土曜・日曜・祝日～16時)

令和6年度 浦安市 子どもの学習・生活支援事業

■ 対象者
市内在住の小学4年生から高校3年生で下記に該当する方
●生活保護受給世帯、生活困窮世帯、ひとり親世帯、就学援助利用世帯

■ 開催概要
期間：令和6(2024)年4月～令和7(2025)年3月
日程：毎週水曜日～金曜日
小学生の部 16:30～18:30
中高生の部 17:30～20:30
会場：浦安市内で開催します。
※詳細は、参加決定した方にお知らせします。

料金：無料

■ 申込から学習支援開始まで
①ご希望の方は浦安市総合相談窓口(TEL:047-712-6856)に
ご連絡ください。
②浦安市総合相談窓口に申込書をご提出いただきます。
③保護者、児童・生徒、委託事業者((株)トライグルーフ)の三者で、
三者面談を行います。
④三者面談を行った後、ご希望に合わせた学習が始まります。

■ この学習・生活支援事業は、株式会社トライグルーフに委託して実施しています。

■ お申込み手順
浦安市総合相談窓口
(浦安市役所3階)
TEL:047-712-6856(※)
※平日午後1時半～17時(土曜・日曜・祝日～16時)

■ 諸窓口の申込手順
浦安市総合相談窓口
(浦安市役所3階)
TEL:047-712-6641(※)
FAX:047-355-1294
※平日午後1時半～17時(土曜・日曜・祝日～16時)

2 生活の安定に向けた支援

貧困状態にある子どもたちや保護者が、日常生活において心理的、社会的に孤立し、より一層困難な状況に陥ることのないよう、地域において、必要な助言や支援等を受けることのできる相談支援等に係る体制の整備や充実が重要です。

また、予期しない妊娠や、妊娠・出産に対し経済的に困難を抱える女性に対して、妊娠・出産期から子育て期に至るまで、切れ目のない相談体制づくりを進めるとともに、妊娠の届出時の面談等を通じて、早期に課題や貧困の端緒を発見し、支援につなげたり、包括的にサポートを行う必要があります。

地域での孤立感を解消し、安心して育児ができる環境を整えるため、一人一人の状況に合わせたケアプランの作成、産前・産後の母子保健相談員による家庭訪問などを行います。

また、児童育成クラブ等の整備により、保護者の育児と仕事の両立を支援するとともに、子どもの生活の場の提供を行います。

他にも、ライフステージに合わせた相談体制の整備や、家事や育児のサポートを行うヘルパーの派遣を行うなど、支援が必要な家庭とつながりを作ることで、困ったときに生活全般のサポートが行える体制を整えます。

【取組例】

No.	名称	貧困の現状を改善・解消・サポートする現状支援	将来にわたり貧困に陥る家庭を減少させる予防的支援	担当部署
①	児童育成クラブの整備・充実	○	○	青少年課
②	産前学級の実施	○	○	母子保健課
③	産前・産後サポート事業	○	○	母子保健課
④	各種健診事業	○	○	母子保健課
⑤	育児相談等	○	○	母子保健課
⑥	こども発達センター事業	○	○	こども発達センター
⑦	ひとり親家庭の相談	○	○	こども家庭支援センター
⑧	エンゼルヘルプサービスの実施	○	○	こども家庭支援センター
⑨	家庭児童相談	○	○	こども家庭支援センター
⑩	要保護児童対策地域協議会		○	こども家庭支援センター
⑪	子育てケアプラン作成事業		○	母子保健課

3 就労の支援

保護者が働いて収入を得ることは、家庭の生活水準向上だけでなく、保護者の自立心を育み、将来にわたって安定した家庭環境の形成することによる貧困の連鎖の防止につながります。

育児等の理由により不安定な就労状況となっている生活基盤の弱い世帯に対し、保護者への学びの場の提供や関係機関同士の連携による適切な就職あっせんを通じて、安定した就労を行い、安心して子育てができる環境を整えます。

特にひとり親家庭については、社会的に孤立し困難な状況に陥りやすいため、職業訓練等を通じて、より重点的な就労支援の体制を整備します。

また、職場における育児と仕事の両立についての理解も、子育て世帯が働き続けられるかどうかに大きく関わることから、企業へのワークライフバランスの推進や男女平等の待遇の促進などの意識啓発も併せて行います。

【取組例】

No.	名称	貧困の現状を改善・解消・サポートする現状支援	将来にわたり貧困に陥る家庭を減少させる予防的支援	担当部署
①	仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進	○	○	多様性社会推進課・商工観光課
②	社会貢献に取組む事業者への融資あっせん	○	○	商工観光課
③	ひとり親家庭就労支援	○	○	こども家庭支援センター
④	企業への男女の平等な待遇等の意識啓発の推進		○	商工観光課
⑤	女性等の職業能力開発と様々な働き方への支援		○	商工観光課

4 経済的支援

貧困状態にある子どもたちや保護者にとって、生活基盤の安定に資する経済的支援は不可欠であり、各種手当や助成制度に関する情報提供のあり方も多様である必要があります。

子育て世帯の所得を底上げし、子どもが十分な食事や医療を受けられるようにするため、児童手当の支給や、子どもの医療費や家賃など生活に必要な費用の支援を行います。特にひとり親家庭では、生計の維持のため保護者の仕事により家庭で子どもが孤立することも多く、保護者が子どもと過ごす時間を創出しやすくするためにも、より充実した支援を行います。

また、経済的な理由により就学することが難しい学生に対し、教育費用を支援することで、進学して学び続けたいという気持ちを尊重し、公平な教育機会を提供します。

【取組例】

No.	名称	貧困の現状を改善・解消・サポートする現状支援	将来にわたり貧困に陥る家庭を減少させる予防的支援	担当部署
①	児童手当	○	○	こども課
②	子ども医療費助成	○	○	こども課
③	多子世帯の保育料等の軽減支援事業	○	○	保育幼稚園課
④	奨学支援金支給制度	○	○	教育総務課
⑤	学校給食費の無償化	○	○	保健体育安全課
⑥	児童扶養手当	○	○	こども課
⑦	ひとり親家庭就労支援	○	○	こども家庭支援センター
⑧	ひとり親家庭等医療費等助成	○	○	こども課
⑨	ひとり親家庭住宅手当	○	○	こども課
⑩	難病者見舞金事業	○	○	障がい福祉課

用語説明

【あ行】

・アウトリーチ

福祉分野においては、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、訪問支援等を通じ、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること。

・育児休業（制度）

育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の規定により、子を養育する労働者が育児のために退職することなく、一定期間休業することができる制度。

・インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等可能な最大限度まで発展させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいがある人と障がいがない人がともに学ぶ仕組み

【か行】

・核家族

夫婦のみ、夫婦と未婚の子のみ、ひとり親と未婚の子のみの家族。

・合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。

・子育て支援センター

認可保育園や公共施設など身近な場所で、育児不安などについての相談・指導、子育て支援に関する情報の提供などを実施し、子育てを支援する施設。

・コミュニティ・スクール

学校と地域住民などが力を合わせ、子どもたちのより良い環境づくりに取り組む「地域とともにある学校」を目指すための仕組み。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定される学校運営協議会制度を導入した学校のこと。

・こども家庭センター

母子保健と児童福祉の両分野が一体となり、すべての妊婦、子育て世帯、こどもに対し、出生前から子育て期にかかる切れ目のない支援を行う。令和4年、児童福祉法等のかいせいにより、令和6年度より設置が市町村に努力義務とされた。

【さ行】

・産前・産後サポーター

妊娠・出産・子育てに関する悩み等に対して、不安や悩みを傾聴し、相談支援（寄り添い）を行う。

・児童虐待

保護者（親または親に代わる養育者）によってその子どもに加えられた行為で、ネグレクト（食事を与えない、家に置き去りにするなどの養育の放棄または怠慢）、身体的虐待、心理

的虐待（著しい暴言、無視など）、性的虐待に分類され、児童虐待の防止等に関する法律で禁止されている。

- ・小規模保育施設

0～2歳児を対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育施設。

- ・スクールライフカウンセラー

子どもや保護者が抱える悩みや困りごとの相談にのりカウンセリングをする人を指す。

- ・スクールソーシャルワーカー

教育の分野や、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく人を指す

- ・SOHO

自宅や小さな事務所を拠点に、個人あるいは少人数で運営される小規模な事業(者)。また、そのような働き方や、そのような事業者向けの小さな格安の賃貸オフィス物件。

【た行】

- ・デイサービス型

サービスの提供にあたって利用者の家庭等を訪問する型のこと。

- ・つどいの広場

主に乳幼児(0～3歳)をもつ親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図ることや、ボランティアを活用しての育児相談などを行う場。

- ・DV（ドメスティック・バイオレンス）

「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」をいい、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等によって規制されている。

- ・ティーム・ティーチング

数名の教師がチームを作り、複数学級の生徒を弾力的にグループ分けしながら行う授業の形態。または、学級担当の教師が進める授業に、その教師とチームを組む他の教師が入り、生徒の習熟度などに合わせて担当教師を助力しつつ行う授業の形態。

- ・特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

- ・特定地域型保育事業

市町村長が地域型保育給付費の支給対象事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」。

【な行】

- ・認可保育所

保育を実施するために児童福祉法に基づき市区町村が設置を届け出た、または社会福祉法人などが都道府県知事の認可を受けて設置した児童福祉施設。

- ・認定こども園

児童福祉法に基づき、施設の広さ、保育士などの職員数、給食設備、防災管理、衛生管理などの設置基準を満たし、都道府県知事によって認可された施設。

【は行】

- ・保育カウンセラー

カウンセリングの理論と技術を活かし、保育の質の向上を図るとともに、子どもにかかわるすべての人たちが円滑な関係を築けるよう援助する専門家。

- ・保育ママ制度

保護者が就労しているなど、ご家庭での養育が困難なお子さんを、家庭的保育者（保育ママ）の自宅で、家庭的な雰囲気の中で預かる制度。

- ・母子・父子自立支援員

母子家庭や父子家庭などのひとり親家庭を対象に、社会生活における様々な相談に応じ、その自立に必要なアドバイスや情報提供等を行う者。

- ・母子保健推進員

子育てしている家庭をと行政のパイプ役を担う者。母子保健サービスの紹介や同じ地域に暮らす身近な存在として子育ての相談に応じている。

【や行】

- ・ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されているような家事や家族の日常の世話を日常的に行っていることのこと。

- ・要保護児童対策地域協議会

福祉・教育・保健・医療・警察などの関係機関が連携を図り、児童虐待等の対応において適切な支援を図るために必要な情報交換を行うとともに、支援内容について協議する。

- ・優良企業表彰制度

浦安市内の中小企業や商店などで、経営の合理化、作業環境、販売・生産技術、新商品の開発、労務などにおいて、他の模範となり、市のイメージアップに貢献している企業の表彰を行っているもの。

【ら行】

- ・利用者支援事業（基本型・特定型・こども家庭センター型）

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業。